



小水力発電設置 のための手引き

国土交通省 水管理・国土保全局

第4版

目 次

1. はじめに	3
2. 本手引きの利用にあたって	4
3. 本手引きの対象となる河川について	5
4. 水力発電に関する水利使用手続について	7
(1) 河川法の手続（許可と登録）	
(2) 河川法の手続が必要かどうか	
(3) 河川法の手続（許可と登録）の概要	
(4) 河川法の手続の流れ	
(5) 水利使用許可・登録の申請先と手続にかかるおおよその期間	
5. 小水力発電に関する水利使用手続の 簡素化・円滑化の取組とその概要について	16
(1) 登録制度の導入（創設）	
(2) 水利使用区分の見直し等	
(3) 非かんがい期等における水利使用手続の簡素化	
(4) 慣行水利権を利用した発電水利権の取得	
(5) 小水力発電のプロジェクト形成の支援	
(6) その他の手続の簡素化等について	
(7) 近年の取組	
(8) 小水力発電を検討する際の参考となる資料（国交省）	
(9) データの提供について	
(10) 小水力発電を検討する際の参考となる資料（他省庁）	
6. 小水力発電の設置事例	28
(1) 農業用水路を利用した事例	
① 農業用水路に発電施設を設置した例	
② 農業用水路から分岐した水路に発電施設を設置した例	
(2) 農業用水路を利用したもの以外の事例	
③ 砂防施設に発電施設を設置した例	
④ ダム直下に発電施設を設置した例	
⑤ 河川区域外に発電施設を設置した例	
⑥ 堰等に発電施設を設置した例	
⑦ 上水道等の水路に発電施設を設置した例	
7. 小水力発電に関するよくある質問	81
8. 地域毎の小水力発電に関する相談窓口	91

凡例（全体）

許可

許可制に関する
事例や記載

登録

登録制に関する
事例や記載

※ 水利使用の許可制・登録制の内容や違いについては
「4. 水力発電に関する水利使用手続について」にてご確認ください。

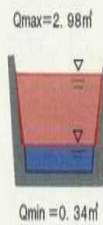
凡例（事例集）

相

相乗り発電の事例

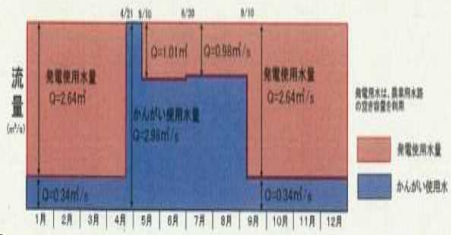
相乗り発電とは、非かんがい期等における農業用水路の空き容量を有効活用するため、新たに発電用の水利権を取得した小水力発電です。

水路断面図



非かんがい期
の空き容量

年間取水パターン図



用水路の空き容量を活用し
新たに発電用水利権を取得

1. はじめに

近年、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策への関心の高まりから、再生可能エネルギーの導入促進が図られており、特に、小水力発電は、今後更なる普及が期待されるところです。

国土交通省では、これまで登録制度の創設をはじめとした様々な水利使用手続の簡素化・円滑化等を進めており、近年では、改正地球温暖化対策法に基づく河川法の特例を新たに措置するなど、小水力発電普及促進のための支援に継続的に取り組んでいます。

この手引きは、これら普及促進策の一環として作成したものであり、小水力発電の検討を始めた方等に、河川法に関する基本的な事項をできるだけ分かりやすくお伝えすることを目的としたものです。



画像出典：四季の里（福島県福島市）|四季の里小水力発電設備

<https://www.f-shikinosato.com/gene/>

具体的には、これまで実施してきた簡素化、円滑化の取組をはじめ、水利使用手続等の概要や河川流量データの整理方法を紹介するとともに、様々な小水力発電の設置事例を河川法の許可等の取得にあたりどのような点がポイントとなるかなどを含め紹介しています。

このほか、小水力発電を検討するにあたって、現地に明るい最寄りの全国の河川事務所等にご相談いただけるよう、巻末に連絡先を掲載しております。

第4版では、小水力発電の設置事例等の追加掲載に加え、河川法に関する基礎情報や制度の内容を新たに追加・拡充するなど、本手引きがより皆様にご活用いただけるものとなるよう充実化を図りました。

本手引きが小水力発電の導入を検討されている方々のご参考となり、その促進に繋がって行くことを期待します。

国土交通省 水管理・国土保全局

2. 本手引きの利用にあたって (各種ガイドブック等の紹介と位置付け)

実際に計画を進める場面では、河川管理者との事前協議により、アドバイスを得ながら計画をご検討いただくこととなりますが、国土交通省では、構想段階等の必要な場面で役立てていただけるよう、小水力発電に関する手続等の基礎的な情報等を紹介する以下の資料を用意しています。(資料の概要や入手先については、P26「(8)小水力発電を検討する際の参考となる資料(国交省)」をご覧ください。)

手続全般についてのガイドブック等

基礎的な
情報



これから小水力発電の検討を始めたいので、必要な手続など基本的な事項についての概要や事例を知りたい。

⇒ **小水力発電設置のための手引き (本手引き)**



水力発電に係る水利使用の「許可」手続について、ポイントや基本的な事項や必要な書類の作り方を知りたい。

⇒ **水力発電水利審査マニュアル (案)**



水力発電に係る水利使用の「登録」手続について、ポイントや基本的な事項や必要な書類の作り方を知りたい。

⇒ **小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック**



より具体的な
情報

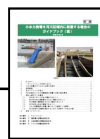
個別テーマについてのガイドブック等

技術的
な内容



河川区域内に小水力発電施設の設置を検討しているので、**設計上遵守すべき事項**の情報や**設計時のアドバイス**が欲しい。

⇒ **小水力発電を河川区域内に設置する場合のガイドブック (案)**

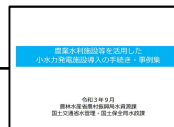


農業用
水路等



農業用水路を活用して小水力発電施設の設置を検討しているので必要な手続などの概要を知りたい。

⇒ **農業用水水利施設等を活用した小水力発電施設導入の手引き・事例集 ※農水省・国交省**



砂防
ダム



砂防ダムで小水力発電を検討する場合の情報が欲しい。

⇒ **既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン (案)**



温対法
特例



温暖化対策法 (温対法)に基づく、河川法の特例について知りたい。

⇒ **地方公共団体実行計画 (区域施策編策定・実施マニュアル (地域脱炭素化促進事業編) ※環境省**

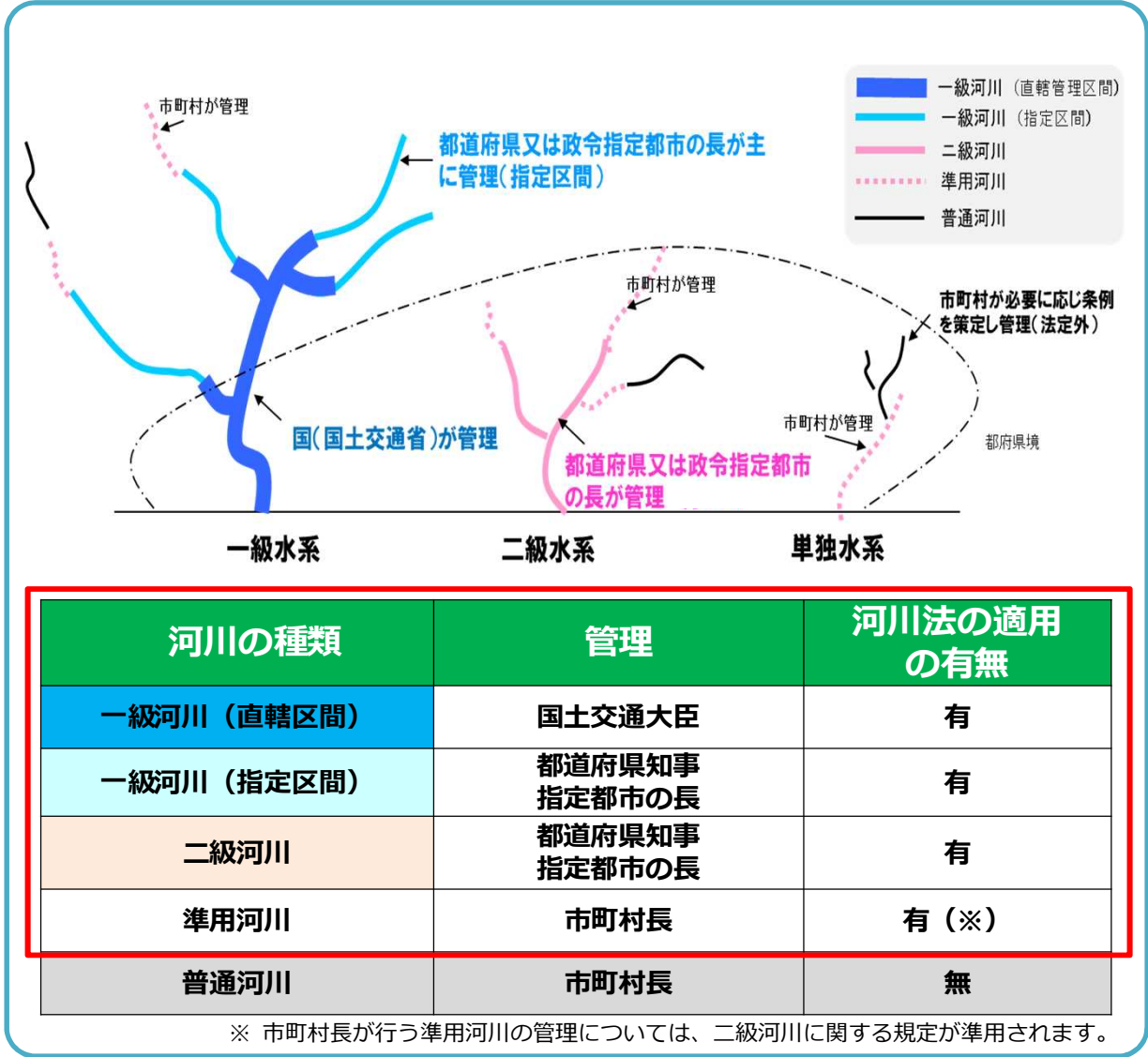


3. 本手引きの対象となる河川について

河川法の適用を受ける河川は、一級河川、二級河川、準用河川の3種類であり、これらの河川で発電等の水利使用を行う場合には、河川法に基づく手続が必要です。
この手引きでは、これら河川法上の河川に係る水利使用を対象に、その手続の概要や事例等を紹介しています。

一方、河川法が適用されない普通河川は、市町村（東京都特別区を含む。以降同じ。）が地方自治法に基づき条例を定めて管理を行っており、この条例の規定に従って水利使用を行う必要があります。

（図表）河川の種類・管理区分



Point

本手引きでは、「河川法が適用される河川」を対象に、制度概要や事例を掲載しています。（上表の赤枠内）

※ 本手引きで、単に「河川」と表記しているものは、「河川法が適用される河川」を指します。

(参考) 河川の区分とその具体例

○一級河川（直轄区間）の例



那賀川（徳島県）

○一級河川（指定区間）の例



那賀川（徳島県）

○二級河川の例



日光川（愛知県）

○準用河川の例



道木川（愛知県）

○普通河川の例



二ヶ領用水（神奈川県）



二ヶ領用水（神奈川県）



あかさ川上流（栃木県）



あかさ川下流（栃木県）

(注) 普通河川は、市町村が必要に応じて地方自治法に基づき定める条例により管理される（市町村の自治事務）ため、本手引きでは取り扱っておりません。

そのため、普通河川で小水力発電を計画される場合は、市町村までお問い合わせください。

4. 水力発電に関する水利使用手続について

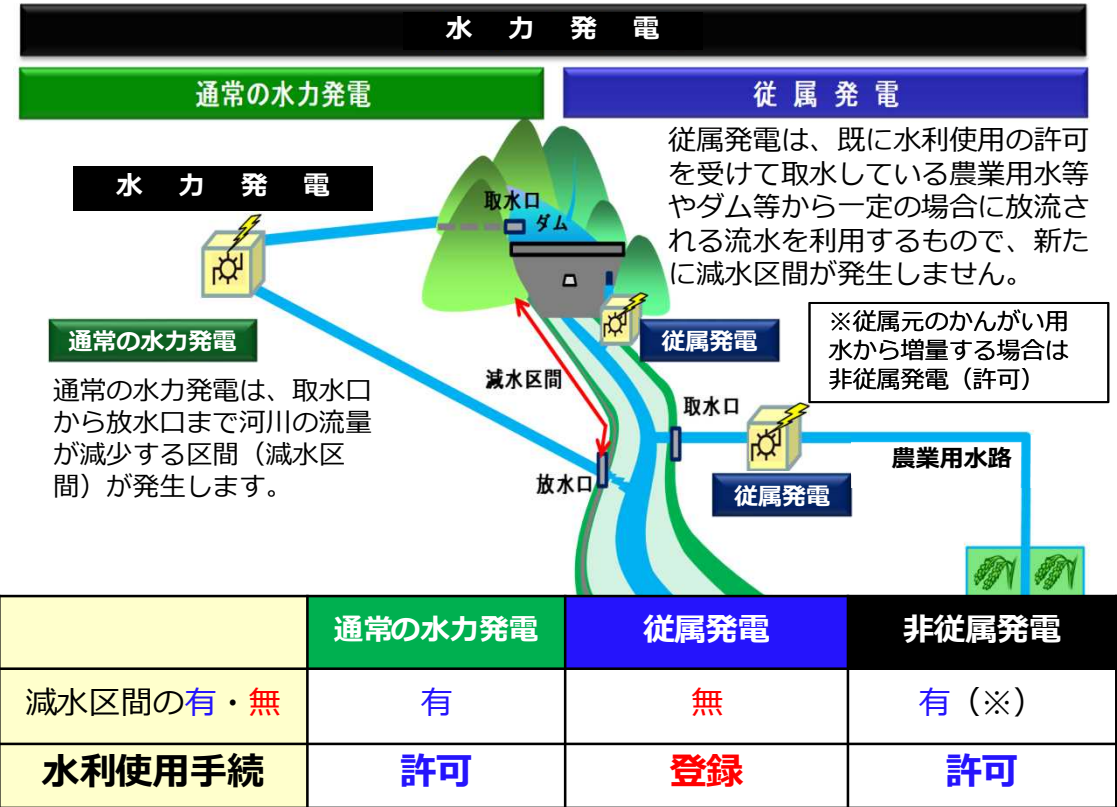
(1) 河川法の手続(許可と登録)

河川を流れる水は公共のものであり、排他・継続的に河川の水を利用する場合には、農業用水、水道用水、工業用水、水力発電などの目的ごとに河川管理者の許可や登録が必要になります。

こうした目的に応じて河川の流水を利用することを「水利使用」と呼びます。水力発電は河川から取水し、利用後は全水量が河川に戻ることが一般的ですが、このように流水を消費しない場合においても河川の流水を利用する際には、河川法の手続が必要となります。

農業用水や水道用水など、既に許可を得ている流水を利用して水力発電を行う場合であっても、目的が異なるため河川法の手続が必要です（水利使用者が同一の者であっても同様です。）

(図) 通常的水力発電と従属発電の違い



※：従属元のかんがい用水から増量する場合は、非従属発電に区分されます。

Point

河川を流れる水を利用して小水力発電を行う際は、河川法に基づく手続（発電用水利権取得）が必要です。

- 既に許可を受けている水量を利用して発電を行う場合、**従属発電**として比較的簡易な**登録**の手続により水利権を取得できます。
- 既に許可を受けている水量を超えて取水し発電する場合（**非従属発電**）や新たに河川へ減水区間を生じさせるものは、**許可**申請での水利権の取得を行います。（次のページ以降で、許可と登録の制度概要を紹介しています。）

(参考) 小水力発電に関する水利使用手続についての簡易フロー

どのように発電を行うかによって、申請方法が異なります。ここでは、ご検討中の水利使用がどの手続に該当するか簡易的にフロー図で紹介しています。

また、小水力発電の検討を進められる方を対象に、各地域の相談窓口でも各種相談を受け付けるとともに、河川管理者が収集した河川流量データ等がある場合はそれらデータの提供もおこなっておりますので、ぜひ相談窓口をご活用ください。

水力発電に必要な手続は
何になるのかな



検討場所の河川管理者は誰か等
検討に必要な情報をお持ちですか

検討場所のお近くの相談窓口等へ
お問い合わせください
(各地域の相談窓口は、83ページ
又は91ページ参照)

相談

相談

ある

河川法の手続が必要か
(9ページ 参照)

不要

河川法の手続が必要ない場合でも他
法令等の手続が必要な場合がありますので、それらも確認しながら、進
めてください。(81ページ参照)

必要

利用する河川の水は…

① 発電のため、新たに取水する

①' ダム等から放流される維持流
量等に従属するが、新たに減
水区間が生じる

② 許可を得ている他の水利使
用に従属

②' ダム等から放流される維持
流量等に従属するが、減水区
間が生じない

従属関係が
不明確

水利使用の
許可申請手続
(概要は、10ページ参照)

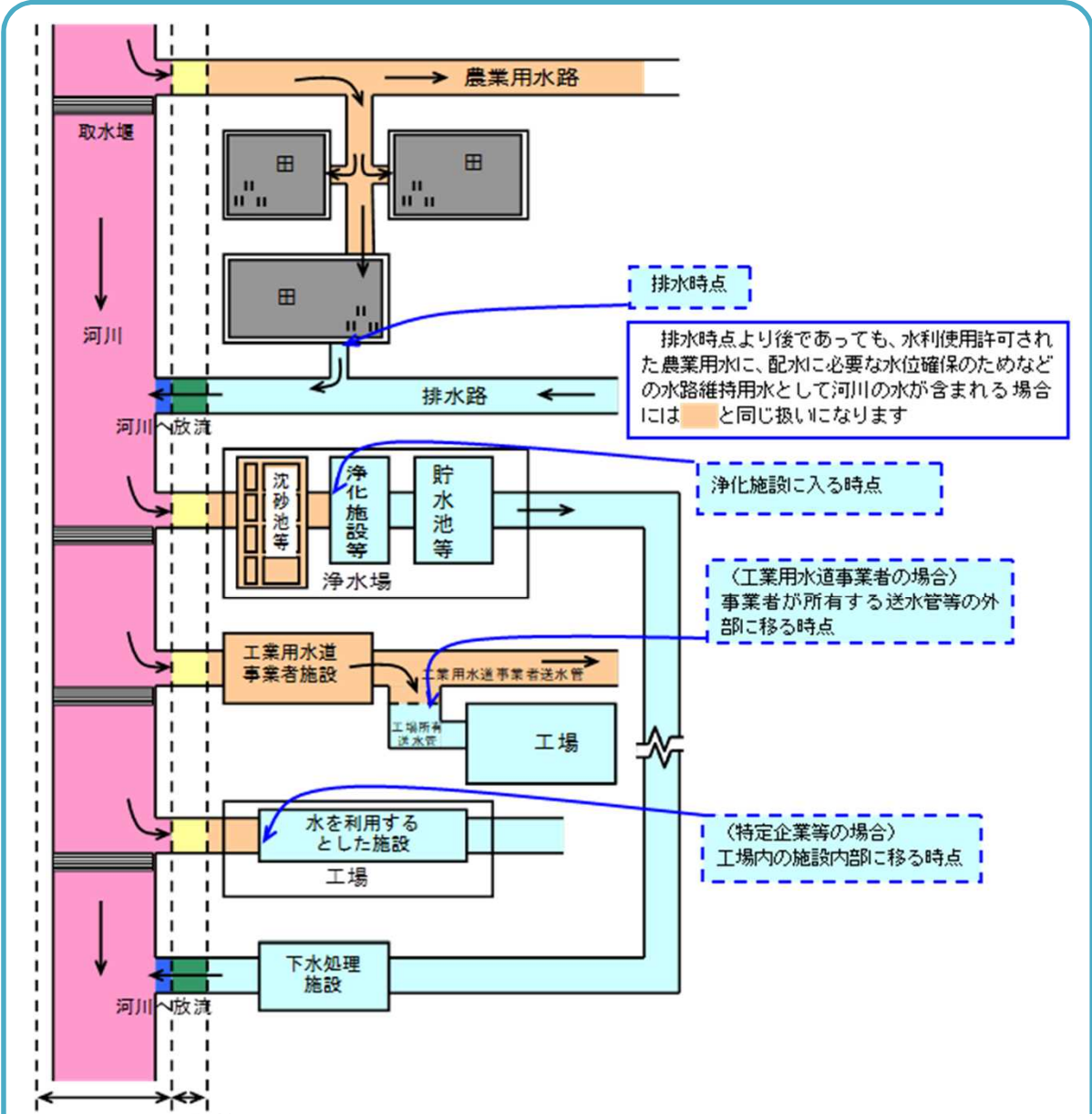
水利使用の
登録申請手続
(概要は、10ページ参照)

従属元の水利使用の考え方の詳細については、小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブックを参照してください。(P26「(8)小水力発電を検討する際の参考となる資料(国交省)」で入手先を紹介しています。)

(2) 河川法の手続が必要かどうか

発電所を設置する場所により、河川法の手続が必要な場合と不要な場合があります。（発電所を水色の範囲に設置する場合には、河川法に基づく許可手続は、基本的には必要ありません。）

(図表) 河川法の手続が必要となる範囲のイメージ



(凡例)

必要な手続 \ 設置場所(色)						
水利使用の許可又は登録		要	要	要		
土地の占有の許可			要			要
工事の許可			要			要
河川保全区域内での工事の許可				要	要	

(3) 河川法の手続(許可と登録)の概要

河川の水を利用する際に河川法の手続が必要な場合は、**許可もしくは登録の申請**を行います。以下では、これらについて概要をご紹介します。

発電用水利権の**許可申請**

(1) 許可申請の手続

新たに河川から発電を目的として取水する場合、河川法第23条（流水の占用の許可）に基づく許可を得る必要があります。

(2) 許可権者と処理期間

許可権者は、河川区分や発電規模により異なります。標準的な処理期間の目安は国土交通大臣が行うものは10ヶ月、地方整備局長等が行うものは5ヶ月となっています。（申請内容等の補正に要する期間は除く。）※なお、都道府県が許可権者の場合は、これに準じて条例で定めた期間となります。

(3) 許可申請書に必要な主な書類

許可申請書には主に以下のような書類を添付する必要があります。

水力発電計画の概要	治水・利水・環境への対策	関係河川使用者の同意書
発電に使用する水量の根拠	発電施設の 構造計算書、設計書	
河川流量の確認資料	発電のための取水が 可能かどうかの計算書	

※登録申請において必要な図書の内容は、河川法施行規則第11条に規定されている。

※河川区域内等に工作物を設置する場合は、許可申請と同時に河川法第24条、第26条第1項等の許可申請が必要となる。

発電用水利権の**登録申請**

(1) 登録申請の手続

かんがい用水など既に許可を得ている流水を利用して発電を行う場合、河川法第23条の2（流水の占用の登録）に基づく登録の手続を行う必要があります。

(2) 登録申請先と処理期間

登録申請先は、従属元（例：かんがい用水）の水利使用の許可権者と同じになります。標準的な処理期間の目安は1ヶ月となっています。（申請内容等の補正に要する期間は除く。）※なお、都道府県が登録申請先の場合は、これに準じて条例で定めた期間となります。

(3) 登録申請書に必要な主な書類

登録申請書には主に以下のような書類を添付する必要があります。

水力発電計画の概要	治水・利水・環境への対策	関係河川使用者の同意書
発電に使用する水量の根拠	発電施設の 構造計算書、設計書	
河川流量の確認資料	発電のための取水が 可能かどうかの計算書	

※登録申請において必要な図書の内容は、河川法施行規則第11条の2に定められており、上記のほかに誓約書と従属元の同意書が必要。（それら規定されているもの以外の図書の提出は求めない。）

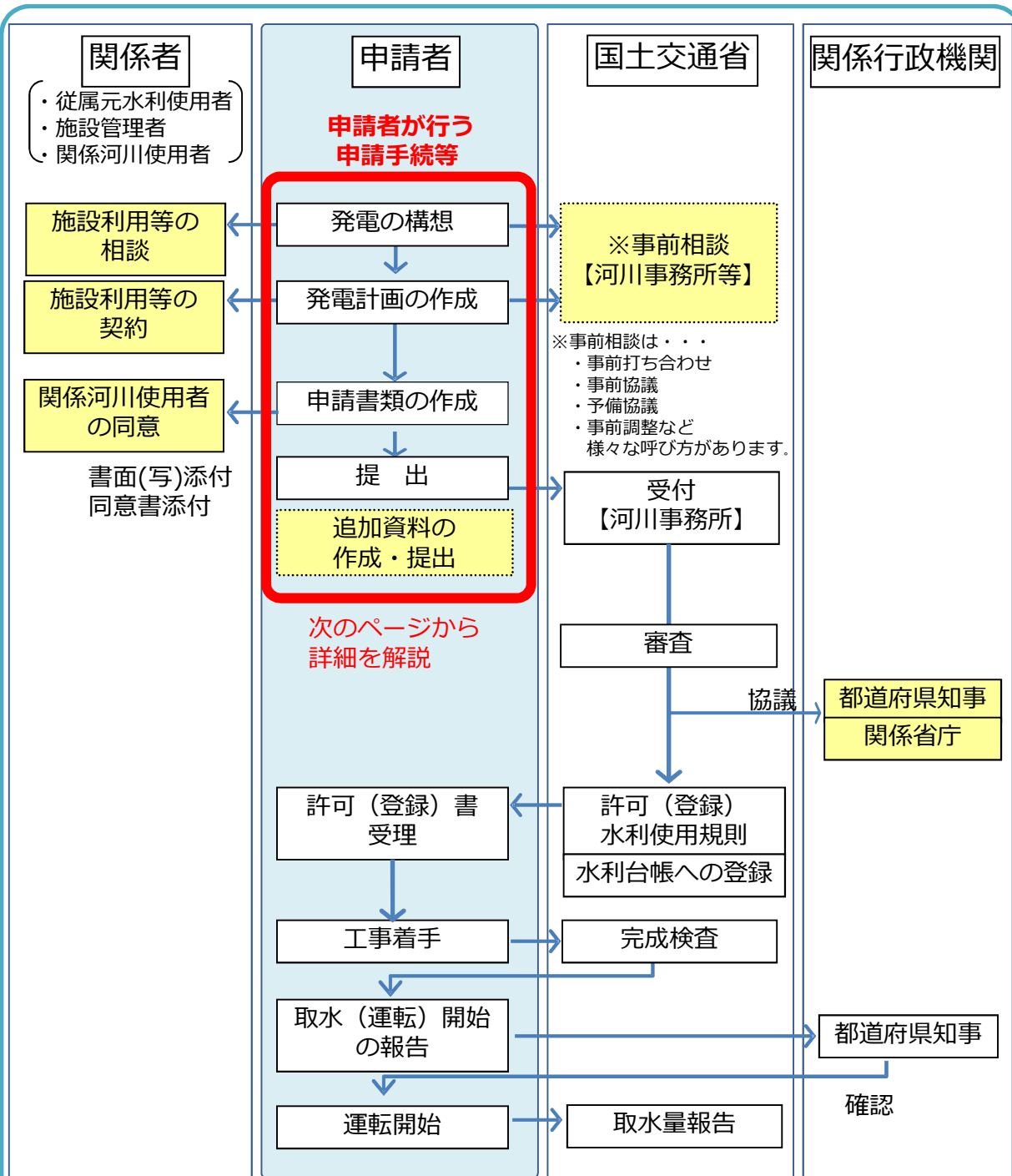
※河川区域内等に工作物を設置する場合は、登録申請と同時に河川法第24条、第26条第1項等の許可申請が必要となる。

※新たに水路等を設置せず、既存の水路に直接発電設備を設置する場合は、平面図は省略可。

(4) 河川法の手続の流れ

小水力発電に関する水利使用許可申請などの手続の代表的な流れは、以下のとおりです。これら河川法の手続において、申請者と河川管理者とのやり取りは、基本的には河川事務所等の窓口を通して行われます。

(表) 地方整備局長による許可（登録）手続の例



☐ 必要に応じて行われる手続等

- ※ 1 河川区域内で発電を行う場合は、土地の占用等の許可申請を登録申請と同時に行う必要があります。
- ※ 2 特定水利使用にかかる許可にあたっては、国土交通省から関係行政機関（経済産業省）及び関係都道府県知事に対し協議（法第35条、第36条）を行う必要があります。

(5) 水利使用許可・登録の申請先と手続きにかかるおおよその期間

申請書先は、河川の区分や水利使用の規模に応じ下表のように区分されています。書類を提出してから登録・許可までの期間（標準処理期間）は、次のページ以降で紹介する期間を目安としています。

発電用水利権の許可申請先

許可手続の申請先は、以下のとおり河川の区分や水利使用の規模により異なります。

区分		特定水利使用 (1,000kW以上)	その他 (1,000kW未満)
一級河川	直轄 区間	① 国土交通大臣 (整備局長)	② 整備局長
	指定 区間		③ 都道府県知事 または 指定都市の長 (④ 200kW以上の準特定水利使用は、 整備局長認可要)
二級河川		⑤ 都道府県知事 または 指定都市の長 (国土交通大臣同意付協議 (整備局長同意付協議))	⑥ 都道府県知事 または 指定都市の長
準用河川		⑦ 市町村長	⑦ 市町村長

発電用水利権の登録申請先

- ① 従属発電に係る水利使用区分については、出力の規模によらず、従属元の水利使用区分に従うため、登録申請先は**従属元の許可権者となります。**
- ② ただし、以下の(1)、(2)の場合には以下の表のとおりです。

- (1) 河川の流水の正常な機能を維持するために又は洪水調節容量を確保するために必要なときにダム等から放流される流水のみを利用した発電
- (2) 慣行水利権の流水を利用した発電

一級河川	直轄区間	⑧整備局長
	指定区間	⑧都道府県知事 または 指定都市の長
二級河川		

※ ダム等から放流される流水に、許可を受けた水利使用の流水が混在する場合には、①の例による。

Point

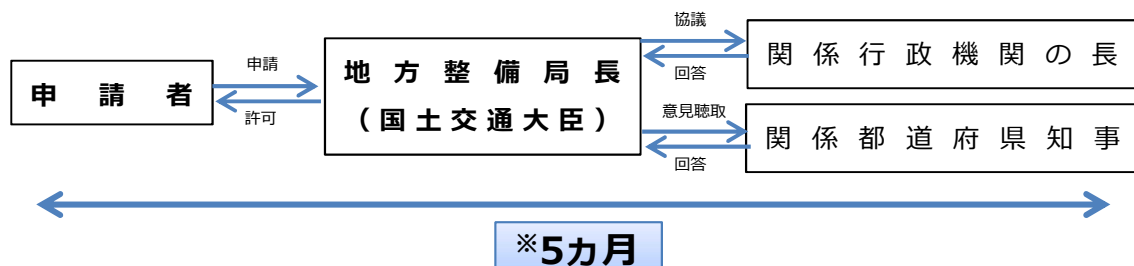
次のページから紹介する**標準処理期間**は、あくまで**通常の水利使用における処理を前提とした場合の目安**であり、慎重かつ精密な審査が必要となる案件については、それ以上の時間を要する場合がありますので、事前に申請先の窓口にお問い合わせください。

なお、申請者が**申請書類の不備等を補正するために要した期間**、又は**申請内容を変更するために要した時間**は、**標準処理期間に含みません。**そのため、事前相談の段階で、できる限り詳細を詰めていただくことが大切です。

標準処理期間

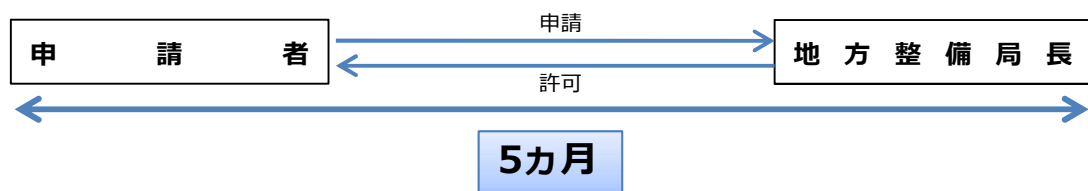
イ 一級河川で許可制に基づく申請を行う場合 (河川から新たに取水する場合)

① 一級河川の直轄区間及び指定区間における最大出力1,000kW以上 (特定水利使用) の場合

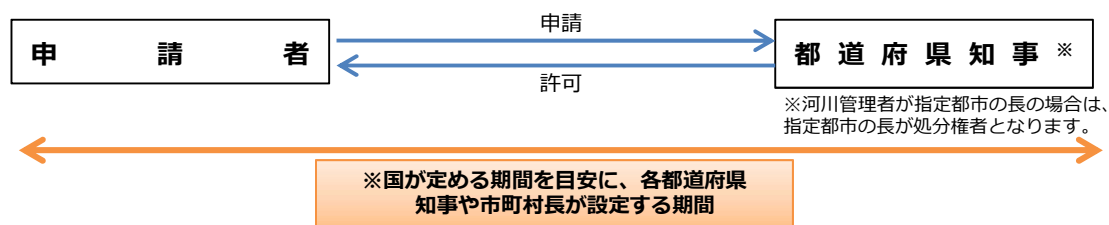


※ 一級河川内の最大出力1,000kW以上の発電（特定水利使用）のうち、「二以上の地方整備局の管轄区域内の水系に属する河川に係るものであって、一体的に行われるもの」は、処分権者が国土交通大臣となり、**10ヵ月**を目安としています。

② 一級河川の直轄区間における最大出力1,000kW未満（特定水利使用以外）の場合

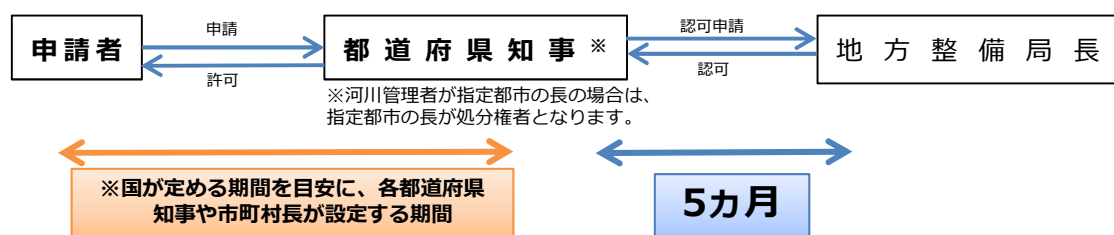


③ 一級河川の指定区間における最大出力200kW未満



※ 具体的な期間については申請先の窓口へお問い合わせください。

④ 一級河川の指定区間における最大出力200kW以上1,000kW未満 (準特定水利使用) の場合

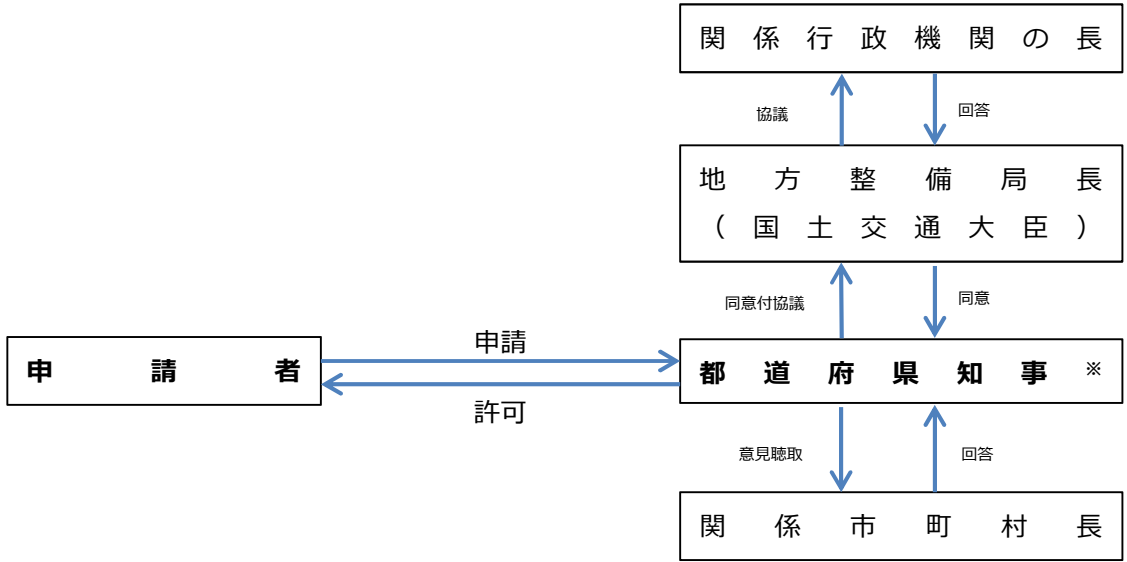


※ 具体的な期間については申請先の窓口へお問い合わせください。

□ 二級河川・準用河川の場合

国が定める期間を目安に、都道府県知事や市町村長が期間を設定
することになっています。
具体的な期間については申請先の窓口へお問い合わせください。

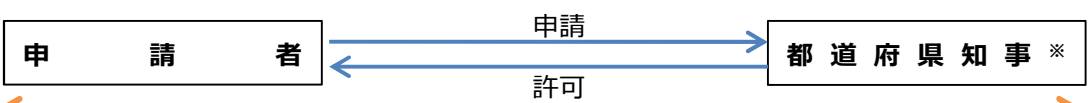
⑤ 二級河川における最大出力1,000kW以上（特定水利使用）の場合



※国が定める期間を目安に、各都道府県知事や市町村長が設定する期間

※河川管理者が指定都市の長の場合は、指定都市の長が処分権者となります。

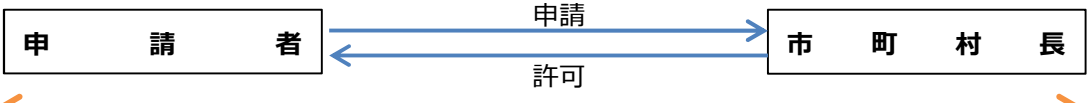
⑥ 二級河川における最大出力1,000kW未満（特定水利使用以外）の場合



※国が定める期間を目安に、各都道府県知事や市町村長が設定する期間

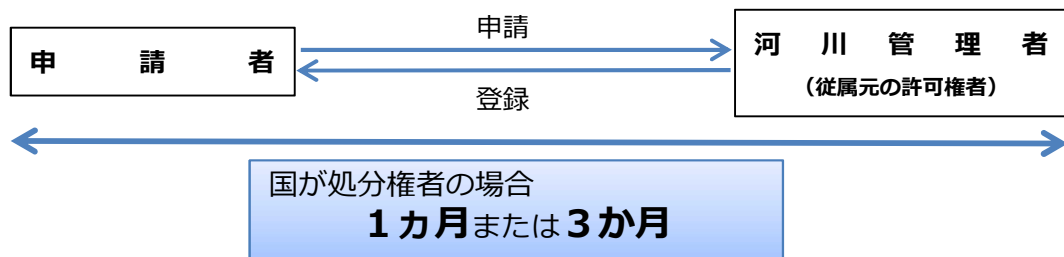
※河川管理者が指定都市の長の場合は、指定都市の長が処分権者となります。

⑦ 準用河川で発電を行う場合



※国が定める期間を目安に、各都道府県知事や市町村長が設定する期間

八 登録制に基づく申請を行う場合 (許可を受けた水利使用に従属する場合)



※ 都道府県や市町村が処分権者の場合は、国が定める期間を目安に、都道府県が期間を設定。

⑧ 河川区域外で発電を行う場合

◆ 出力に関わらず標準処理期間は※ 1カ月間

※ 都道府県や市町村も1カ月を目安に標準処理期間を定めることになっています。詳細は地方公共団体にお問い合わせください。

○主に農業用水路に設置する場合

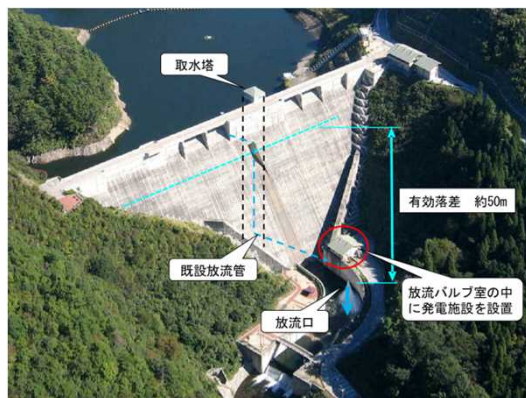


⑧ 河川区域内で発電を行う場合

◆ 出力に関わらず標準処理期間は※ 3カ月間

※ 都道府県や市町村も3カ月を目安に標準処理期間を定めることになっています。詳細は同上にお問い合わせください。

○主にダム直下に設置する場合



5. 小水力発電に関する水利使用手続の簡素化・円滑化の取組とその概要について

国土交通省では、再生可能エネルギーである小水力発電の推進に向け、これまでに従属発電への登録制の導入、水利使用区分の見直し、水利使用手続の簡素化等、河川法に基づく手続の簡素化・円滑化等を図ってきました。また、令和4年度には、改正地球温暖化対策法に基づく河川法の特例を新たに措置するなど、再生可能エネルギー普及促進に関した取組を継続的に実施しています。

手続の簡素化・円滑化の取組	効 果
(1) 従属発電への登録制の導入 (P17) (河川法H25.12.11施行) - 審査要件の明確化（一定の要件を満たせば登録） - 関係行政機関との協議等不要	- 申請書類作成に係る負担軽減 - 手続処理期間の短縮 登録の場合 5ヶ月→1ヶ月
(2) 水利使用区分の見直し等 (P20) (河川法施行令H25.4.1施行) 1級河川指定区間の1000kW未満の発電水利権の許可権限を、国土交通大臣から都道府県知事等に移譲	手続処理期間の短縮
(3) 非かんがい期等における水利使用手続の簡素化 (P20) (H25.7.1) - 既存の河川環境資料がある場合、新たな調査を省略可 - 動植物に係る調査は文献や聞き取りでも可 - 地方整備局等の支援窓口を通じ、調査結果を積極的に提供	調査、申請書類作成に係る負担軽減
(4) 慣行水利権を利用した発電用水利権の取得 (P21) (H25.12.11) ①登録制を適用した従属発電用水利権の取得 慣行水利権の取水量を確認（最低1年間で半旬毎）し、慣行水利権の範囲内で発電を行うことが明らかになれば、登録制を適用 ②慣行水利権はそのまま、新規の発電用水利権を申請する場合の調査内容等について簡素化	慣行水利権が多い中山間地域の農業水利施設を活用した小水力発電の導入推進に寄与
(5) 小水力発電プロジェクト形成支援（地方整備局等への窓口設置等） (P21) (8)(10) 小水力発電を検討する際の参考になる資料 (P26、P27) (9) データの提供について (P27)	水利使用に関する疑問や問題の解消支援
(6) その他の手続の簡素化等について (P22)	調査、申請書類作成に係る負担軽減
(7) 近年の取り組み (P25) ワンストップ化特例により、登録制に基づく申請を行う際、その他法令に基づく手続と同時に河川法の手続が可能	様々な事務に要する手間の削減等により事業の円滑な実施を促進

(1) 登録制度の導入（創設）

従属発電については、河川の流量等に新たな影響を与えるものではないことから、再生可能エネルギーの普及拡大に資するため、河川法を改正し、**従属発電の登録制を導入**。（平成25年12月11日より）

登録制の対象となる従属発電

① 既に許可を受けた農業用水等を利用して行う発電※

（慣行水利権の流水を利用した従属発電についても、期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できる場合は、登録制の対象となる。）

※ 発電に従属する水利使用は①に該当

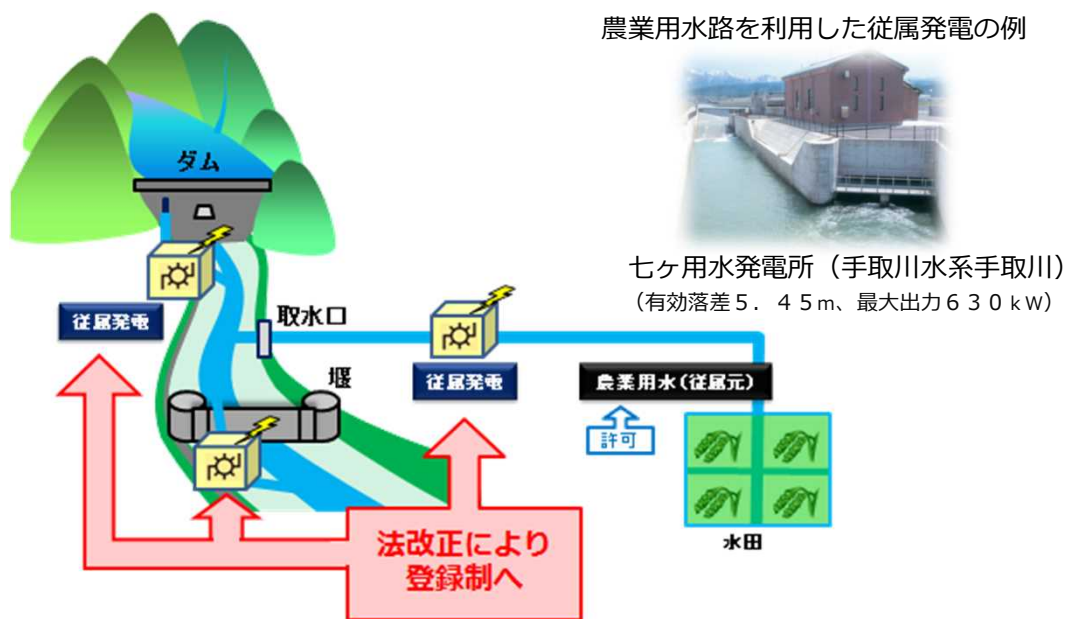
② ダム又は堰から次の場合に放流される流水を利用して行う発電

（魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。）

- ・河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき
- ・洪水調節容量を確保するために必要なとき
- ・許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）のために必要なとき

※ 申請に必要な書類の作成方法については、P 2 6 に掲載しております。

「小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック」をご参照ください。



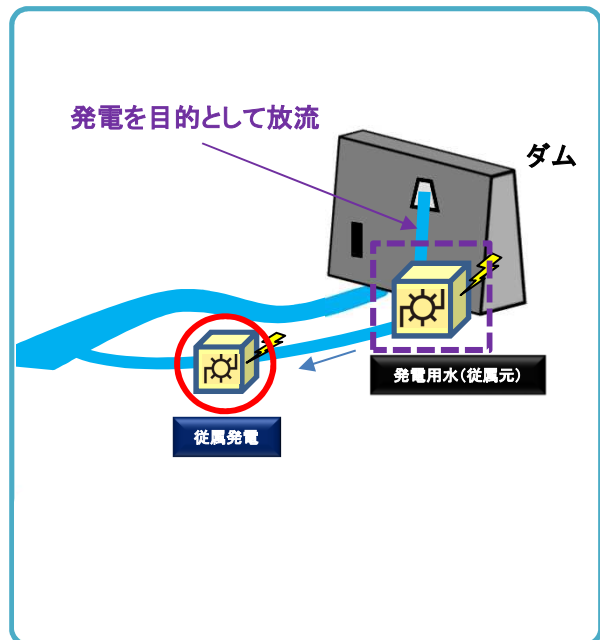
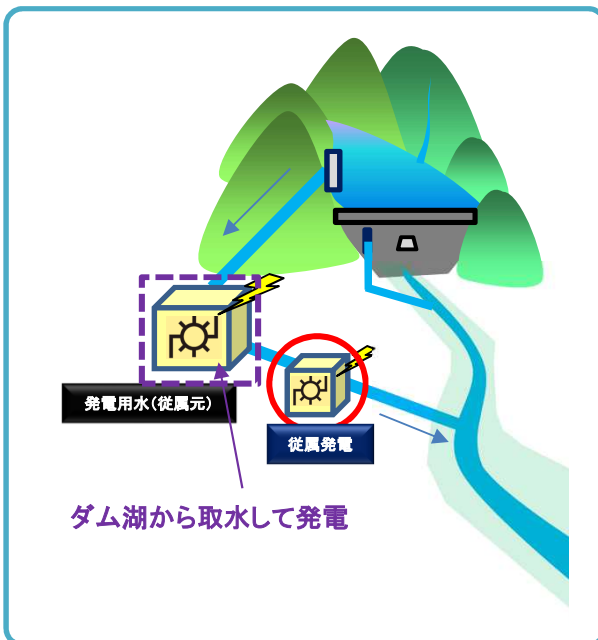
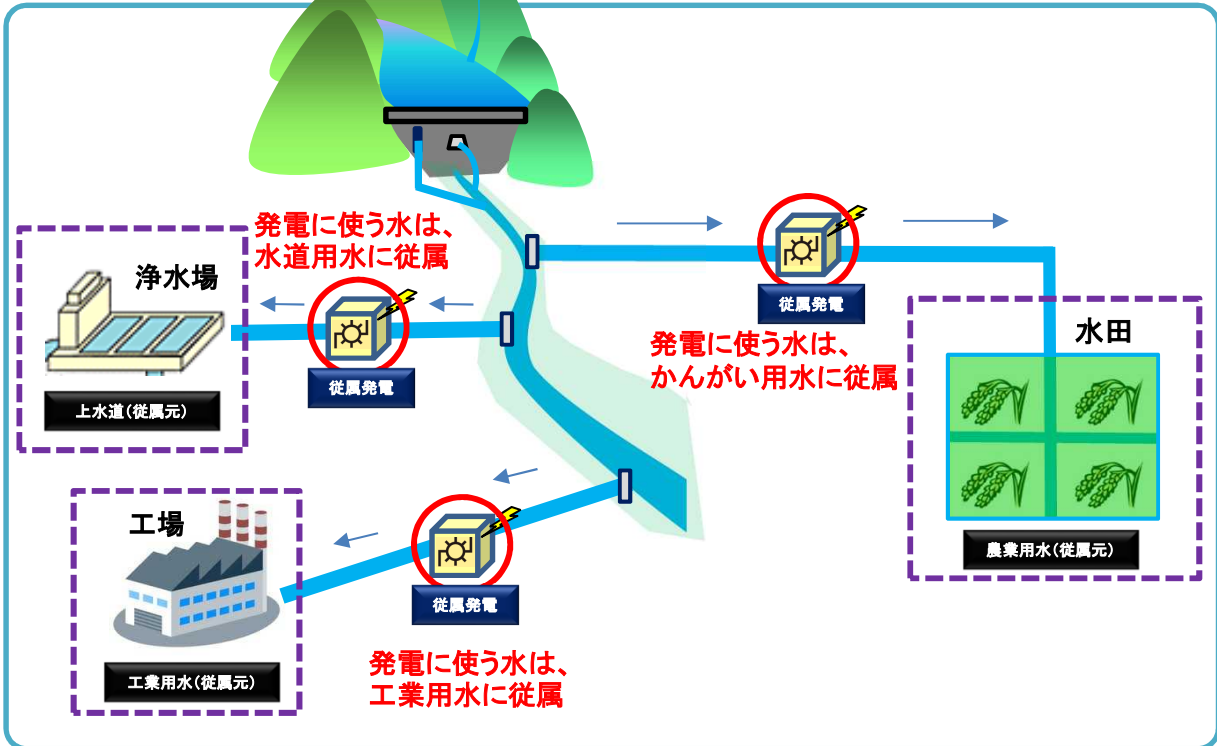
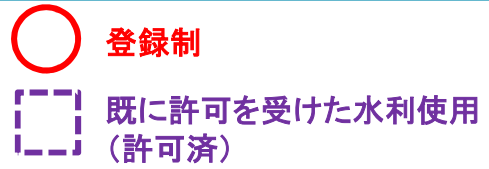
水利使用手続の簡素化・円滑化が図られるとともに、
水利権取得までの**標準処理期間が大幅に短縮**（5ヶ月→1ヶ月）

※ 河川区域内の工事等が必要な場合は3ヶ月

登録制の対象となる従属発電の例

① 既に許可を受けた農業用水等を利用して行う発電

(慣行水利権の流水を利用した従属発電についても、期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できる場合は、登録制の対象となる。)



登録制の対象となる従属発電の例

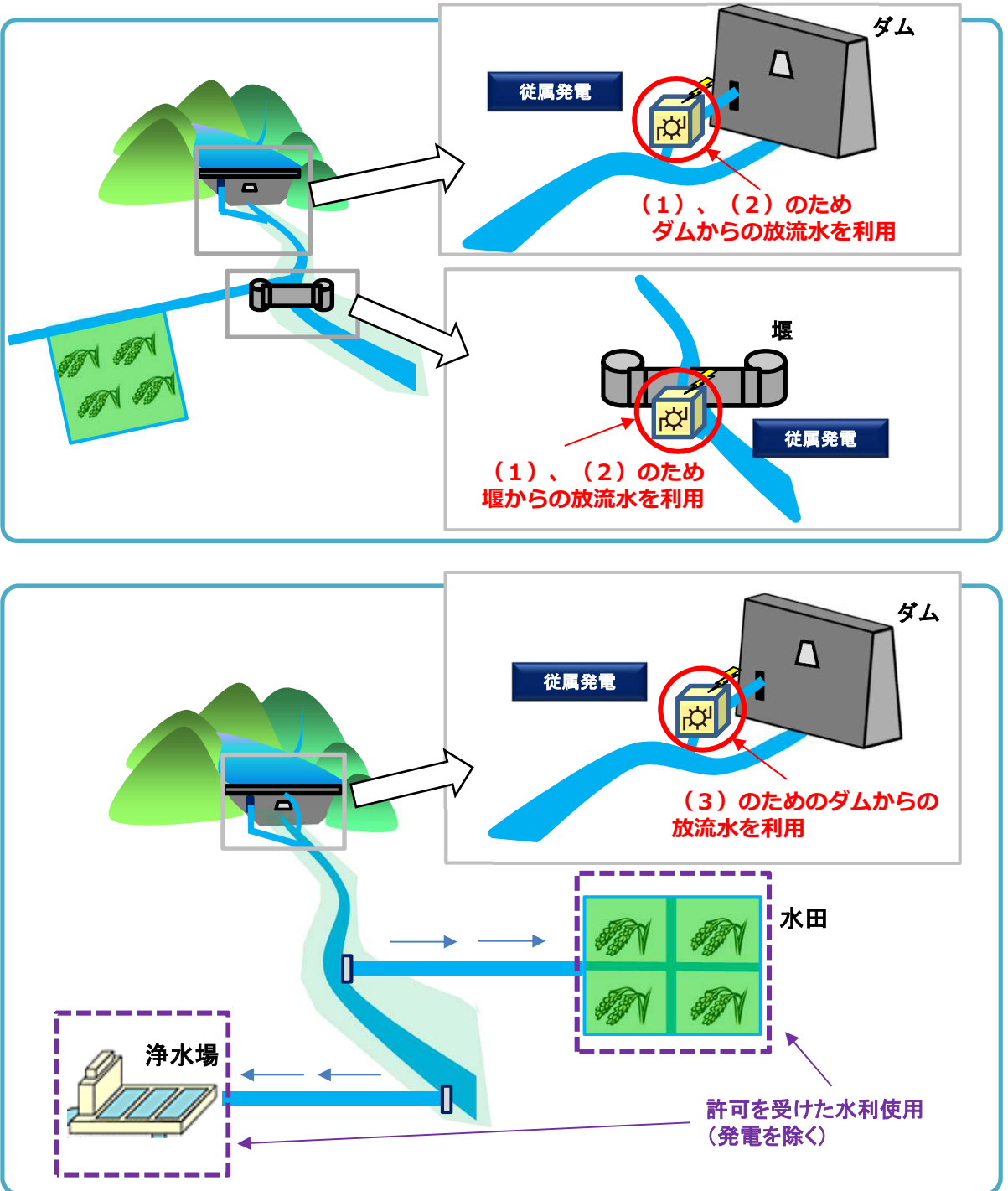
② ダム又は堰から次の場合に放流される流水を利用して行う発電

(魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。)

(1) 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき

(2) 洪水調節容量を確保するために必要なとき

(3) 許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）
のために必要なとき

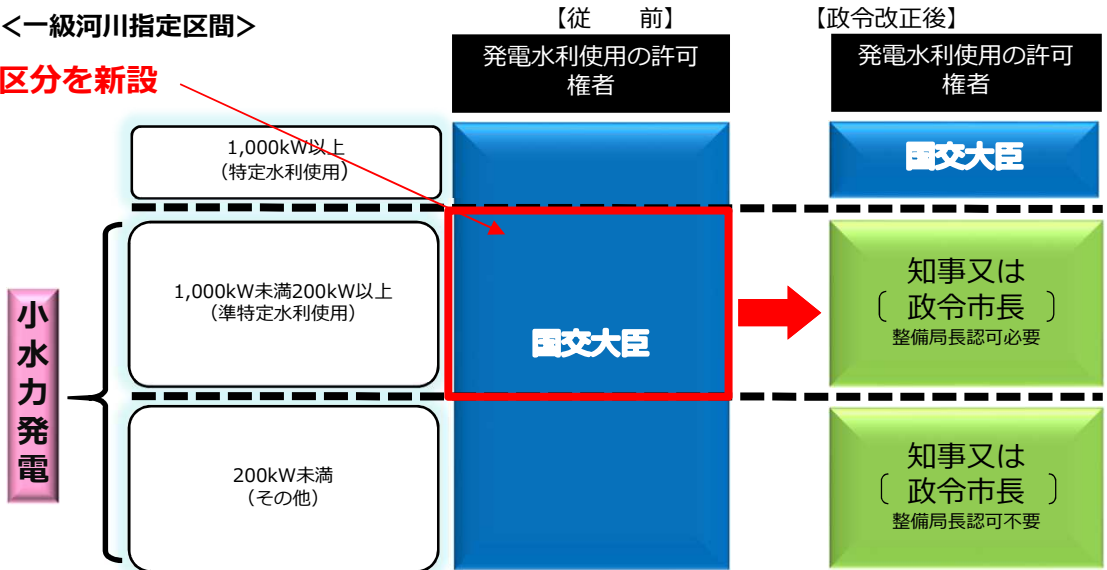


(2) 水利使用区分の見直し等

- 小水力発電(1,000kW未満)のための水利使用について、政令を改正し、水利使用区分を見直し。(平成25年4月1日より)
- 関係行政機関との協議等を不要とし、一級河川指定区間では、国交大臣から都道府県知事等に対し**許可権限を移譲**。

<一級河川指定区間>

区分を新設



- ※ 1. 従属発電の水利使用区分は、出力の規模によらず、原則、従属元の水利使用区分に従う。
2. 一級河川指定区間において、政令市長が準特定水利使用の許可を行う場合は、都道府県知事への意見聴取が必要。
3. 一級河川直轄区間では国土交通大臣が、二級河川では都道府県知事等が、出力の規模によらず、許可権者となる。

(3) 非かんがい期等における水利使用手続の簡素化

- 非かんがい期等における小水力発電のための**新たな水利使用許可手続を簡素化**。(平成25年7月1日より)

<簡素化措置>

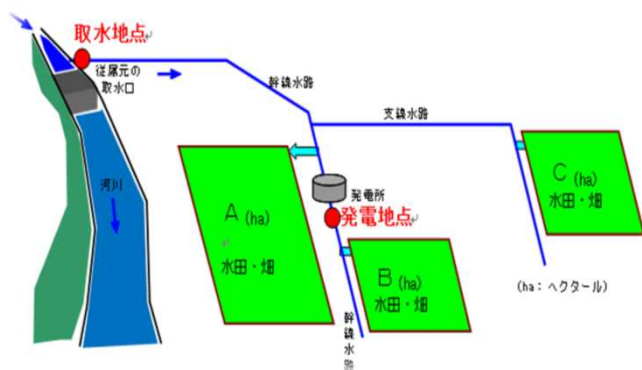
- 取水予定地点付近において**河川管理者等が調査した河川流量データ又は河川環境データ**が存在する場合には、その調査結果を**添付書類として活用することが可能**等。
- 河川管理上必要な河川流量調査等を行い、**地方整備局等に設置しているプロジェクト形成支援窓口**を通じて、事業者の求めに応じて、**調査結果を積極的に提供**。

(4) 慣行水利権を利用した発電用水利権の取得

- 慣行水利権に係る小水力発電については、期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できるものについては登録制の対象。
- この場合の取水量調査について簡素化。（平成25年12月11日より）

＜簡素化措置＞

- 慣行水利権に基づく取水地点において、少なくとも1年間、取水量を計測することで可。（この場合、水利使用の登録期間は、原則、取水量の計測期間と同期間）
- 慣行水利権に基づく取水地点における取水量と同量であることが確認できる他の地点がある場合は、その地点において流量計測を行うことにより、慣行水利権に基づく取水地点の取水量と見なすことができる。
- 従属発電の発電地点において流量計測を行う場合は、発電地点と慣行水利権に基づく取水地点との受益面積比、あるいは同時流量計測による換算率等により、慣行水利権に基づく取水量を推定することができる。等



(5) 小水力発電のプロジェクト形成の支援

登録

許可

地方整備局等及び河川事務所に窓口を設置し、小水力発電のプロジェクト形成を積極的に支援しています。

小水力発電事業者

相談

支援

河川法の申請手続の相談や河川管理者が調査したデータの提供など、地域の実情を踏まえた支援を実施



- 申請方法が分からない
- 事例を紹介してほしい
- 河川の流量データがほしい

窓口へご相談ください！



地方整備局等・事務所

小水力発電プロジェクト
形成支援窓口

情報共有

情報共有

都道府県

市町村

小水力発電に関する問い合わせ

お近くの小水力発電プロジェクト形成支援窓口等（地域毎の具体的な窓口はP91「8. 地域毎の小水力発電に関する相談窓口」に掲載）にお問い合わせください。

その他水利権に関する法令等については、発電水利相談窓口（03-5253-8441）にお問い合わせいただくか、国土交通省HPをご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html>

(6) その他の手続きの簡素化等について

その他、以下のような簡素化措置を行っています。

○水力発電の水利使用許可申請について

許可

- ① 減水区間が生じない水力発電等のための水利使用について、河川維持流量の設定に関する図書及び関係河川使用者の取水量の状況に関する図書の添付を省略できます。
(平成24年3月30日より)

※減水区間が生じない水力発電の設置例

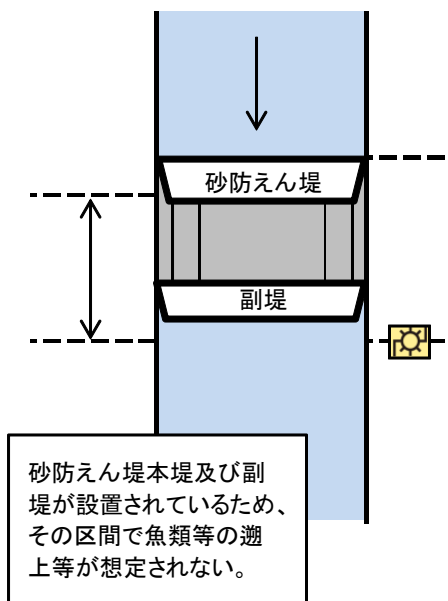
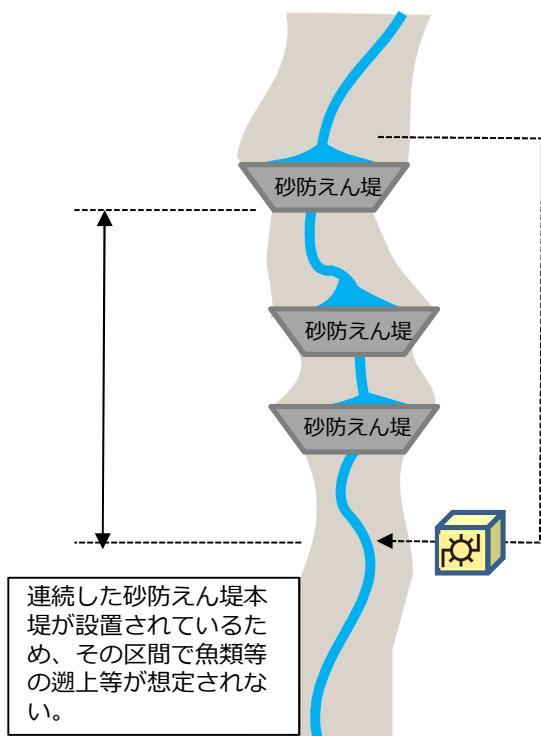
- ・ 既設の堰等から放流される流水を利用して発電する水利使用で、減水区間が生じないもの



- ・ 連続して設置される既設の砂防えん堤等から流下する河川の流水を利用して発電する水利使用で、減水区間において、魚類等の遡上等が想定されないもの
ただし、漁業権が設定されている場合等、河川使用者の同意は必要。

〈ケース1〉

〈ケース2〉



- ・ 砂防えん堤等を利用した事例は、P26の「既設砂防堰堤等を活用した小水力発電ガイドライン」にも掲載されておりますので、合わせてご参照ください。

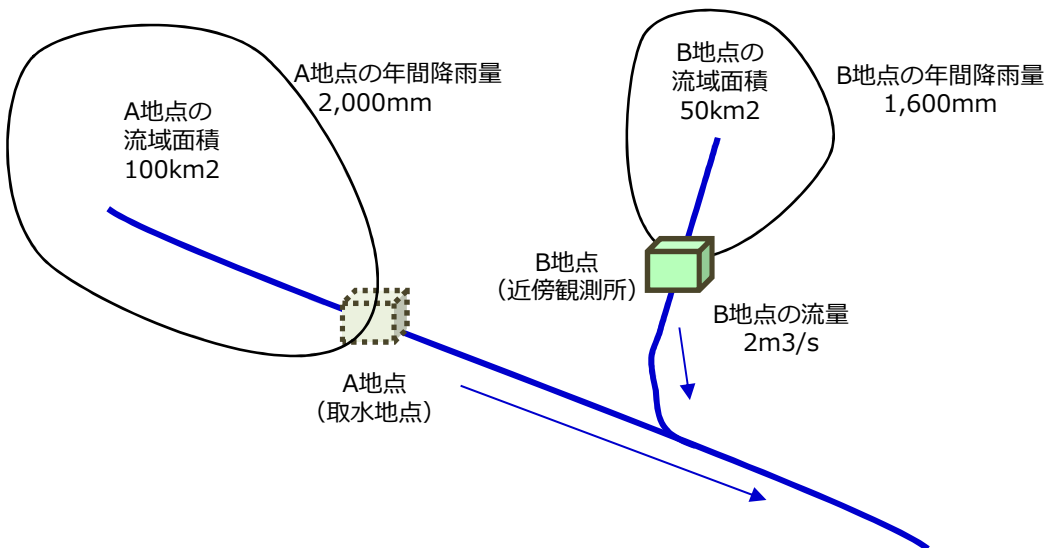
- ② 取水予定地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データ又は河川環境データが存在する場合には、その調査結果を添付書類として活用できます。（平成29年12月26日より）
- ③ 取水予定地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データがない場合であっても、取水予定地点を含む流域と地形、地質、降雨量等が類似している近傍の流域（流域が重なる場合を含む。）の他の観測所等の河川流量データをもとに水利使用状況から自然流量を算出した上で取水地点の河川流量を推定するなど算出したデータを根拠とすることができます。（平成29年12月26日より）
- その際、近傍観測所等で実測資料が10年間分に満たない場合は、例えば、その観測所等が保有する期間分のデータに、不足する期間分を別の観測所等のデータをもとに補うことにより、算出根拠とする方法があります。
- なお、流量資料の算定にあたっては、観測地点（あるいは取水地点）の上流において水利使用が行われている場合や、上流にダムや堰等が存在する場合は、その影響を受けた流況を示しているため、上流においての水利使用やダム、堰等の影響を考慮する必要があります。
- ※一般的な方法を例示しているものであり、個別事案の状況を勘案し、この他の方法による算定が合理的な場合は、その方法を用いることも可能となります。

I. 流域比換算による方法 流出解析による方法

流域面積、地形、地質、降雨量などが最も類似している他の流域における水位流量観測所の流量資料がある場合、この方法によって河川の流量を推定します。

例えば、次の図のような場合において、A地点の流量を推定する場合、この流域比換算による方法だと、推定しようとする地点であるA地点の流量は、次式により5.0 m³/sと推定されます。

ただし、この方法で推定流量を算出しても、A地点において一定期間の実測を行い、その流量との相関度を検証する必要があります。



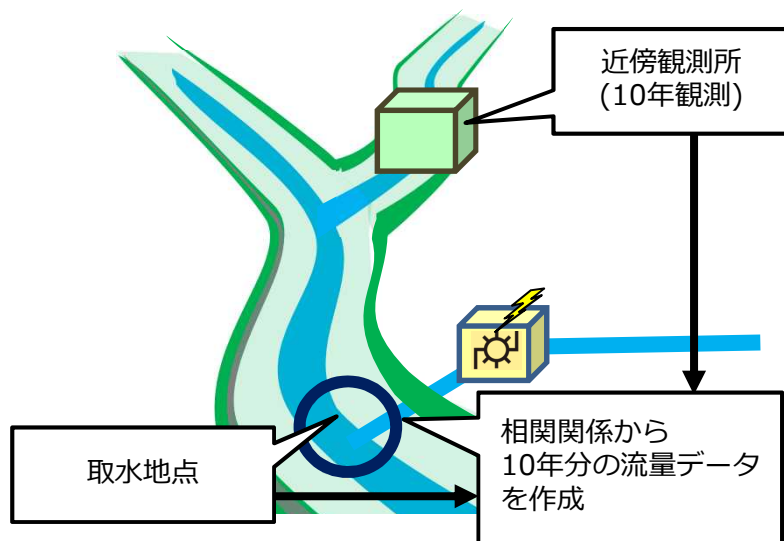
$$\begin{aligned}
 \text{A地点の流量} &= \text{B地点の流量} \times \frac{\text{A地点の流域面積}}{\text{B地点の流域面積}} \times \frac{\text{A地点の年間降雨量}}{\text{B地点の年間降雨量}} \\
 &= 2\text{m}^3/\text{s} \times \frac{100\text{km}^2}{50\text{km}^2} \times \frac{2,000\text{mm}}{1,600\text{mm}} \\
 &= 5.0\text{m}^3/\text{s}
 \end{aligned}$$

Ⅱ. 流量相関による方法

取水地点の近傍観測所等における河川流量（観測所等設置者からの提供）と流量観測を行った取水地点における河川流量をもとに、両地点の流量関係式を作成し、近傍観測所等の河川流量資料から取水地点の河川流量を推定する方法です。

両地点における河川流量の相関関係を確認して、相関があることが判明すれば、その回帰式を用いて、取水地点の河川流量を推定することが可能となります。

なお、相関関係が確認できない場合は、Ⅲの方法等を検討する必要があります。



▲近傍観測所との相関関係から流量データを算出

Ⅲ. 流出解析による方法

（流量の相関が弱く利用できる近傍の流量データがない場合）

この手法は、ⅠⅡのように他の地点の河川流量資料を採用することができない場合等に、取水地点近傍の観測所等の降雨資料をもとに、雨量を流量に変換させて河川流量を推定するものです。

流出解析による方法については、その方法が妥当であるかを確認する必要があることから、実測流量との比較が必要となります。

- ⑤ 発電に伴う減水区間において、**既に河川維持流量が設定され、既存の河川環境に係る資料が存在する場合には、動植物、景観等の新たな河川環境調査は省略できます。**
- ⑥ **動植物に係る調査**について、**文献調査又は聞き取り調査**で代表種を選定することができます。
- ⑦ **休止していた小水力発電を再開する場合**について、河川流況、取水環境等を踏まえた上で、動植物や景観等の新たな**河川環境調査は省略できます。**
- ⑧ 既許可の取水施設等を**改築せずそのまま活用する場合**においては、取水施設等の**構造図等の添付は不要**となります。（⑤～⑧：平成25年7月1日より）

○従属発電の取水量報告について

⑨ 従属発電のための水利使用に係る**取水量報告**について、**発電出力からの換算により取水量を推定することができます**。また、従属元水利使用者が取水量報告を行っており、その従属元水利使用の取水量と同量の取水量で発電している場合は、**従属元の取水量と同量の取水量である旨を取水量報告とするなど、計測以外の簡便な方法**でできます。

(7) 近年の取組

通常、小水力発電事業を行う際には複数の法令に基づく許認可手続が必要となりますが、この手続を合理化することが、小水力発電普及促進に繋がることから、国土交通省では、環境省などの他省庁や自治体と連携し、改正温暖化対策法に基づく河川法の特例を令和4年度から措置しています。

地球温暖化対策法に基づく河川法の特例措置

河川法では、法第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する場合及びダム等放流水を利用する場合には、「流水の占用の登録」（法第23条の2）が必要となりますが、令和4年4月施行の改正地球温暖化対策推進法では、市町村により地域脱炭素化促進事業計画の認定がなされることで、この登録があったものとみなされる河川法の特例を設けました。（他に、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、廃掃法、環境影響評価法も特例が設けられています。）

登録制の対象となる従属発電

- ① 既に許可を受けた農業用水等を利用して行う発電（慣行水利権の流水の利用でも一定の要件を満たせば、対象）
- ② ダム又は堰から次の場合に放流される流水を利用して行う発電（魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く）
 - ・ 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき
 - ・ 洪水調節容量を確保するために必要なとき
 - ・ 許可を受けた水利使用（発電以外）のために必要なとき

	河川法の登録	温暖化対策法の特例（NEW）
申請先	従属元水利使用を許可した河川管理者	地方公共団体実行計画を策定した市町村（市町村は、申請者へ代わって河川管理者へ協議）
申請内容	河川法施行規則第11条の2に規定	温対法省令※ 第3条第2項第11号に規定（左記と同様の内容）
審査項目	河川法第23条の4の拒否要件に該当しないこと	同左（市町村が、申請者に代わって河川管理者へ協議）
効果	河川法第23条の2の登録（簡易な申請による、手続の省力化、審査の迅速化）	河川法の登録があったものとみなす（左記に加え、ワンストップ化特例により、その他法令に基づく手続と同時に手続可能 → 事業者の手続省力化）

※地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令 R4.4.1(環境省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)

参考URL

- 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 環境省 https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（令和4年9月）環境省 https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual5.html#manuals

※ 地球温暖化対策法や地域脱炭素化促進事業計画等の制度についてご不明な点がございましたら、環境省地球環境局地球温暖化対策課までお問い合わせください。

(8) 小水力発電を検討する際の参考となる資料（国交省）

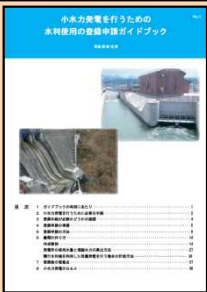
本手引きを含め、参考資料は国土交通省ホームページに掲載しています。



水力発電水利審査マニュアル（案）

※ 水力発電の水利使用許可審査のポイントを紹介。

この資料は下記のアドレスに掲載しています。
http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/suirisinsa/pdf/manual.pdf



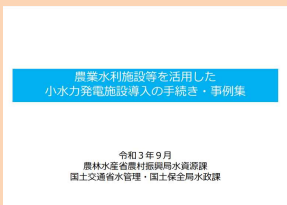
小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック

※ 従属発電を行う際に必要な手続や申請書の作成方法等を紹介。



小水力発電を河川区域に設置する場合のガイドブック（案）

※ 河川区域内に小水力発電施設を設置する上で設計上遵守すべき事項と設計時のアドバイスを紹介。



農業水利施設等を活用した小水力発電施設導入の手続・事例集

※ 農林水産省と連携し、土地改良施設へ管理者自らや民間事業者が小水力発電施設を導入するうえで必要となる手続や「相乗り発電」等の事例を紹介。

これらの資料は下記のアドレスに掲載しています（本手引きを含む）。
<http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiyoku/index.html>



既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）

※ 砂防堰堤を活用した小水力発電の設置事例や実施にあたって必要な手続を紹介。

この資料は下記のアドレスに掲載しています。
http://www.mlit.go.jp/river/sabo/seisaku/sabo_shosui.pdf

(9) データの提供について

国土交通省HPにおいて、水力発電のご検討の際又は水利使用手続の申請書類等を作成する際に参考となる以下のデータを提供しています。

- ・「水文水質データベース」
- ・「ダム諸量データベース」
- ・「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」

<http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiyoku/index.html>

水文水質観測所情報	
観測所名	石見沢大橋(いわみさわおほし)
観測項目	水位流量
観測所記号	801031281101090
外系名	石南川
河川名	石南川
所在地	北海道石見沢市北村緑道市道外地
緯度経度	北緯 40度19分15秒 東経 141度39分57秒
標高の零点	T.P. 0.000m
水位計読み取り変更履歴	2004/08/01 100 ~
※ 水準点の標高が見えれば、水位観測所の水準基礎が修正されたことに伴い、実際の水位は変わります。ゆえに水位計読み取りの変更が行われました。	
色量 観測所詳細 水位月表検索 水位年表検索 流量月表検索 流量年表検索 任意期間水位検索 任意期間流量検索 任意期間水位流量検索	

また、地方整備局等でも提供可能なデータ等を情報提供しますので、P91「8. 地域毎の小水力発電に関する相談窓口」にご相談ください。

(10) 小水力発電を検討する際の参考となる資料（他省庁）



環境省 「REPOS(リーポス) 再生可能エネルギー情報提供システム」

※ こちらのサイトでは、中小水力発電の導入ポテンシャルの推計結果等を閲覧することができます。

この資料は下記のアドレスに掲載されています。

<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/>



一般財団法人 新エネルギー財団 「中小水力発電支援サイト 流量・流況データベース」

※ こちらのサイトでは、全国の測水所・水利権等の情報をご確認いただけます。

この資料は下記のアドレスに掲載されています。

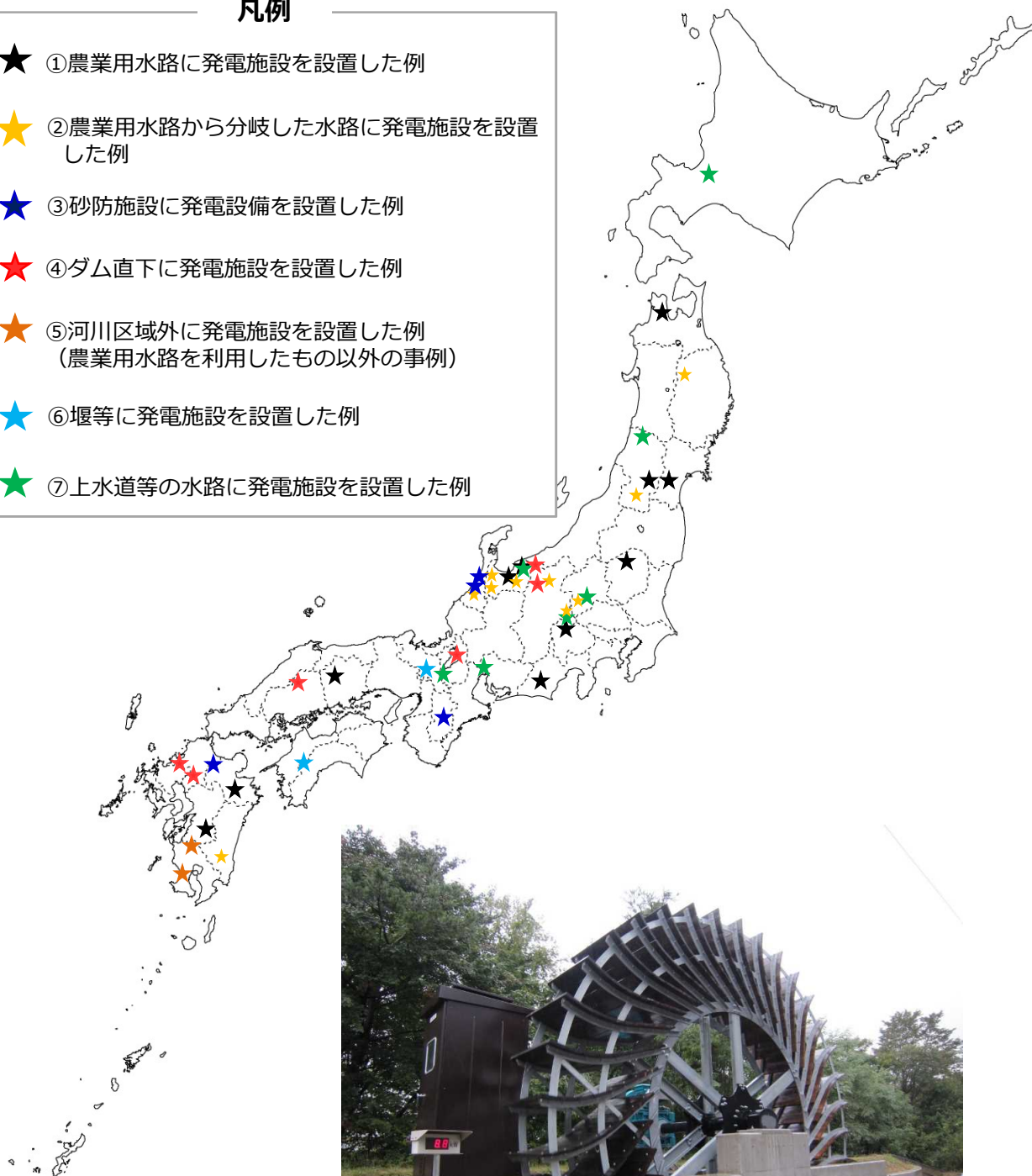
<https://ryuryodatabase.nef.or.jp/>

6. 小水力発電の設置事例

小水力発電は、様々な箇所において、多様な形態の発電施設が設置されています。本手引きでは、事例ごとに、実際に設置されている発電施設の使用水量や有効落差等のデータとともに、河川法の許可等の取得に関するポイントも併せてご紹介します。

凡例

- ★ ①農業用水路に発電施設を設置した例
- ★ ②農業用水路から分岐した水路に発電施設を設置した例
- ★ ③砂防施設に発電設備を設置した例
- ★ ④ダム直下に発電施設を設置した例
- ★ ⑤河川区域外に発電施設を設置した例
(農業用水路を利用したもの以外の事例)
- ★ ⑥堰等に発電施設を設置した例
- ★ ⑦上水道等の水路に発電施設を設置した例



画像出典：八幡平市（岩手県八幡平市）|明治百年記念公園小水力発電所のご紹介
<https://www.city.hachimantai.lg.jp/soshiki/shiminka/1436.html>

収録事例一覧

※ 黄色着色箇所は第4版で追加掲載された事例

相 相乗り発電の事例

(1) 農業用水路を利用した事例

① 農業用水路に発電施設を設置した例

発電所	許可/登録	設置者	摘要	ページ
百村第一・第二	登録	土地改良区	－	33
宮野用水支線 マイクログ水力	登録	土地改良区	・ 慣行水利に従属	34
伊太	登録	国	－	35
幸野溝	登録	土地改良区	－	36
川崎町北原・ 北原第2	登録	市町村	・ 慣行水利に従属	37
朝穂堰浅尾	登録	都道府県	・ 慣行水利に従属	38
宮ヶ瀬	登録	土地改良区	・ 慣行水利に従属	39
長橋溜池	登録	土地改良区	－	40
最上川中流 小水力	許可	民間事業者	・ かんがい用水以外に新たに河川水を取水	41
小川用水	許可	土地改良区	・ かんがい用水以外に新たに河川水を取水	42
エリス	登録	民間事業者	・ 慣行水利に従属	43

② 農業用水路から分岐した水路に発電施設を設置した例

発電所	許可/登録	設置者	摘要	ページ
常西公園小水力 東町・東新町 公民館小水力	登録	市町村	－	45
砺波東部 小学校小水力	登録	市町村	－	46
七ヶ用水	登録	土地改良区	－	47
山田新田用水	許可	土地改良区	・ かんがい用水以外に新たに河川水を取水	48
松川小水力	登録	民間事業者	－	49
野川3号幹線	登録	民間事業者	－	50
小布施松川 小水力	登録	民間事業者	・ 慣行水利に従属	51
須川小水力	許可	民間事業者	－	52
美野原	登録	市町村	・ 官民連携により設置	53

(2) 農業用水路を利用したもの以外の事例

③ 砂防施設に発電施設を設置した例

発電所	許可 /登録	設置者	摘要	ページ
小又川	許可	市町村	－	56
鯛生小水力	許可	市町村	－	57
平沢川小水力	許可	民間事業者	－	58
直海谷小水力	許可	民間事業者	－	59

④ ダム直下に発電施設を設置した例

発電所	許可 /登録	設置者	摘要	ページ
高野	登録	民間事業者	－	61
笹ヶ峰ダム 小水力	登録	国	－	62
奥裾花第2	許可	都道府県	－	63
瑞梅寺ダム 小水力	登録	市町村	・ 既設ダムに新規事業者が参画	64
うきは藤波	許可	市町村	・ 既設ダムに新規事業者が参画	65
姉川ダム	登録	民間事業者	・ 既設ダムに新規事業者が参画	66

⑤ 河川区域外に発電施設を設置した例 (農業用水路を利用したもの以外の事例)

発電所	許可 /登録	設置者	摘要	ページ
新曽木	許可	民間事業者	－	68
永吉川水力	許可	民間事業者	－	69

⑥ 堰等に発電施設を設置した例

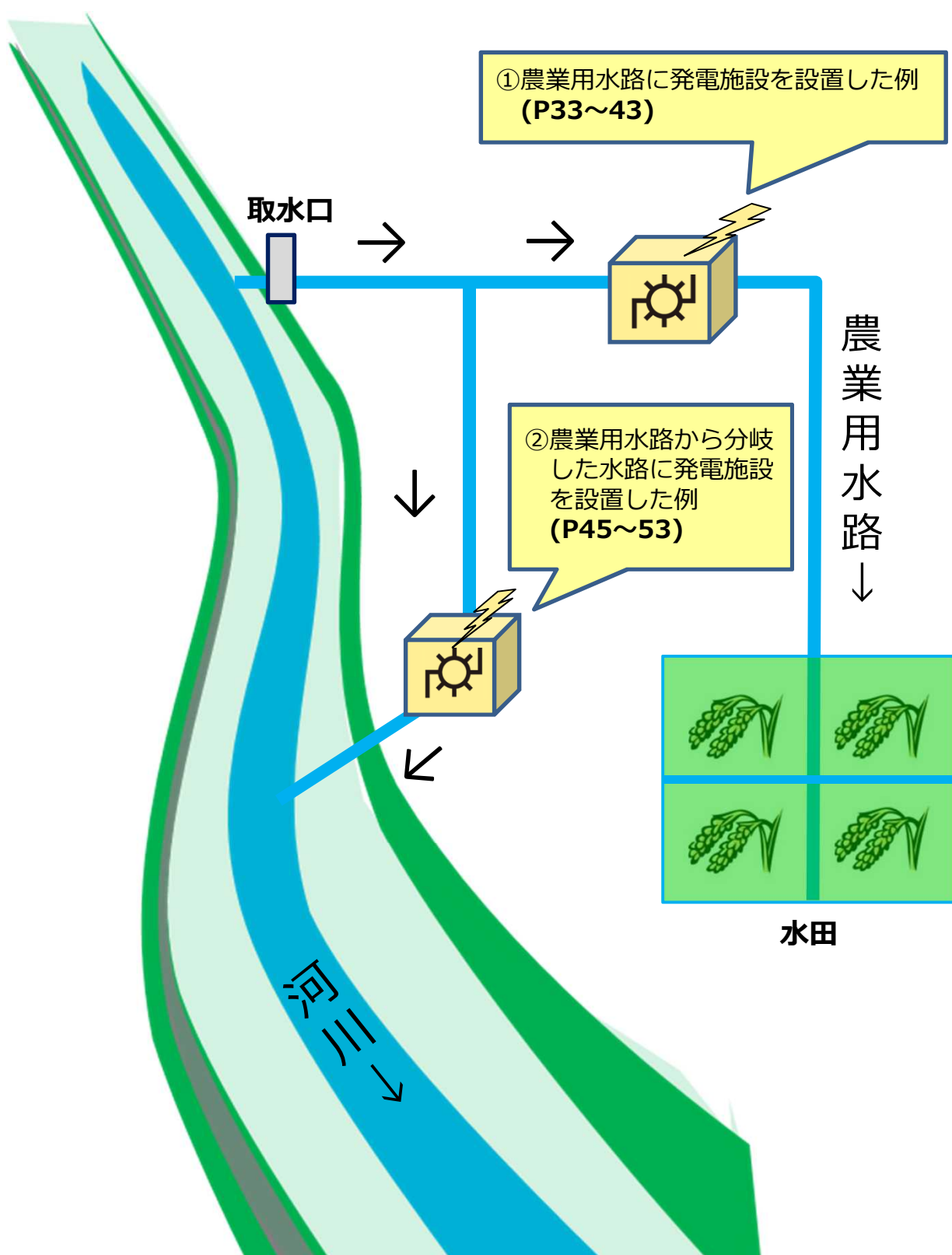
発電所	許可 /登録	設置者	摘要	ページ
嵐山小水力	許可	民間事業者	－	71
栲原町小水力	許可	市町村	－	72

⑦ 上水道等の水路に発電施設を設置した例

発電所	許可 /登録	設置者	摘要	ページ
藻岩浄水場水力	登録	民間事業者	－	74
平田浄水場 小水力	登録	都道府県	－	75
白川	登録	民間事業者	－	76
播磨浄水場 小水力	登録	都道府県	－	77
京都府営水道 小水力	登録	都道府県	－	78
宇奈月谷小水力	登録	民間事業者	・ 慣行水利（防火用水）に従属	79
箱島湧水	登録	市町村	・ 官民連携により設置	80

（１）農業用水路を利用した事例

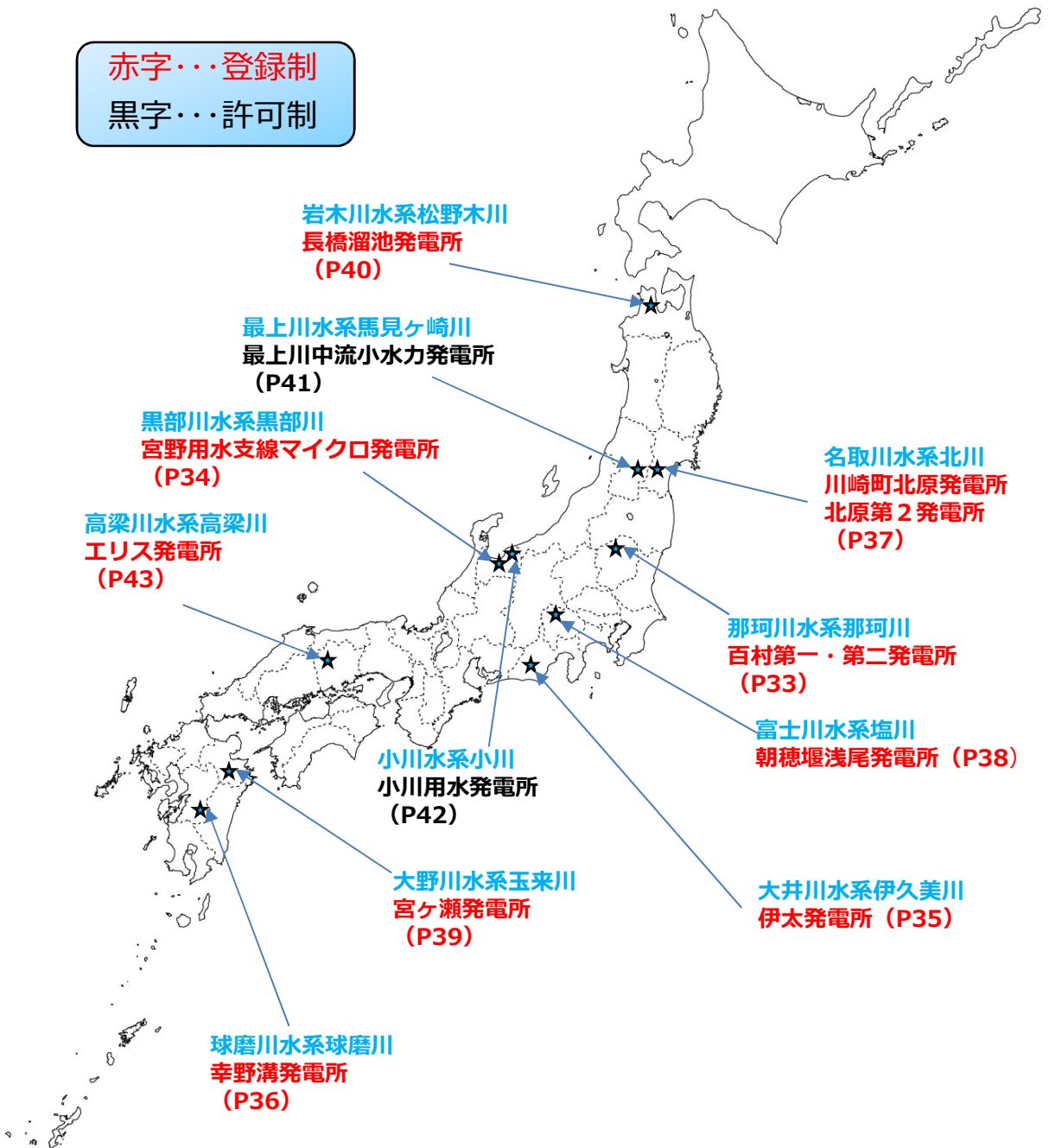
まず最初に、農業用水路を利用した小水力発電の事例を紹介します。



① 農業用水路に発電施設を設置した例

赤字・・・登録制

黒字・・・許可制



既存の農業用水路の落差を利用

もむら

百村第一・第二発電所

(事業者：那須野ヶ原土地改良区連合)

栃木県那須塩原市・関東地方整備局常陸河川国道事務所管内

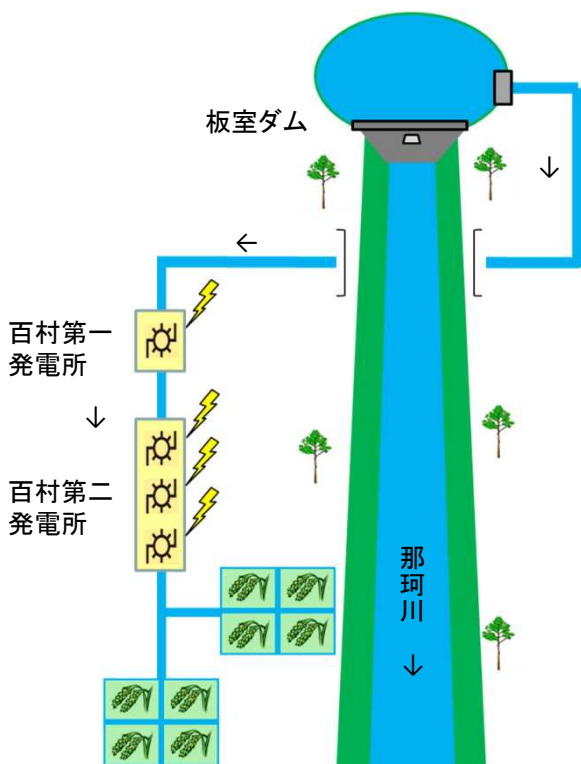
那須野原開拓建設事業の農業用水路の落差を利用した発電。那須野ヶ原土地改良区連合により運用・管理される。発電電力は一旦電力会社へ送電され、同社の送・配電線を利用して各土地改良区へ供給されている。



▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図



■ 諸元

河川名	那珂川水系那珂川
有効落差	2.0m
最大使用水量	2.4m ³ /s
最大出力	30kW
(両発電所4機、計120kW)	
水車の種類	立軸カプラン
発電機の種類	誘導発電機

※ 発電機4機の諸元は全て同じ

発電機 ▶



■ ポイント

- ・ 那須野原開拓建設事業（国営事業）農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・ 既存農業用水路の落差があるところに、発電施設を直接取り付けしたもの。
- ・ 発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・ 2つの発電所（うち、第二発電所は発電機を3機設置）について、一本にまとめて申請がなされた。

既存の農業用水路の落差を利用

みやのようすいしせん

宮野用水支線マイクロ水力発電所

(事業者：黒部川左岸土地改良区)

富山県黒部市・北陸地方整備局黒部河川事務所管内

黒部川左岸土地改良区の農業用水路の落差を利用した発電。発生電力は、関連施設の夜間ライトアップを行い、地球温暖化緩和への意識啓発に寄与。



■ 諸元

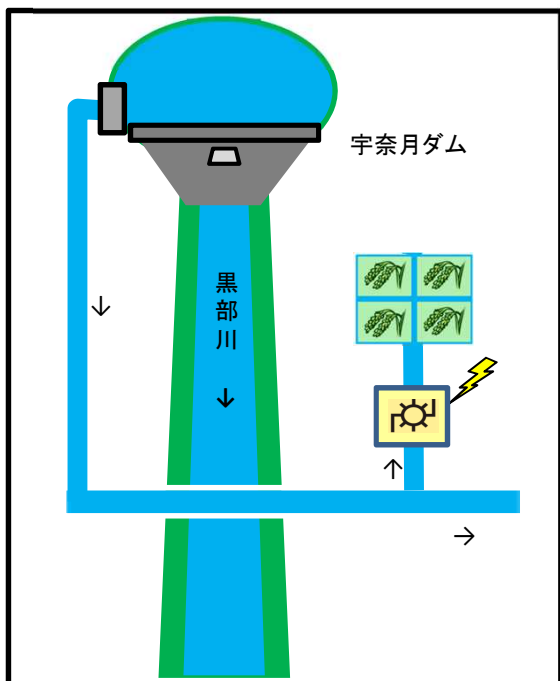
河川名	黒部川水系黒部川
有効落差	0.90m
最大使用水量	0.20m ³ /s
最大出力	1.0kW
水車の種類	上掛水車
発電機の種類	三相交流同期発電機

▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶



▼ 概要図



■ ポイント

- ・慣行水利権の届出内容により、その範囲内の従属発電であることを確認。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の農業用水路の落差を利用

いた
伊太発電所 (事業者：農林水産大臣)
静岡県島田市・中部地方整備局静岡河川事務所管内

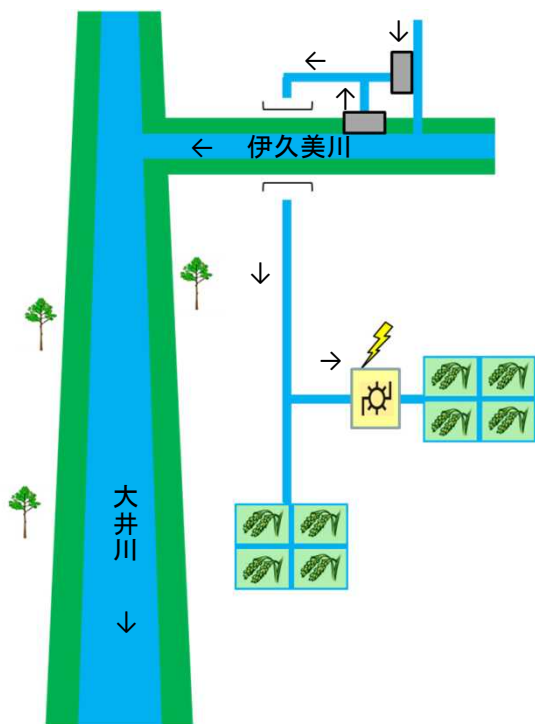
大井川用水の農業用水路の落差を利用した発電で、用水路の改修にあわせて発電施設を設置。発電電力は電力会社に売電し、農業水利施設の維持管理費の低減を図っている。



▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図



■ 諸元

河川名	大井川水系伊久美川
有効落差	7.04m
最大使用水量	17.0m ³ /s
最大出力	804kW
水車の種類	プロペラ水車
発電機の種類	横軸回転界磁 三相同期発電機

発電機 ▶



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た大井川用水の農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・既存の用水路を改修し、水位差を設けることでプロペラ水車による発電を行う。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の農業用水路の落差を利用

このみぞ

幸野溝発電所

(事業者：幸野溝土地改良区)

熊本県球磨郡湯前町・九州地方整備局八代河川国道事務所管内

幸野溝土地改良区の農業用水路の落差を利用した発電。発生電力は、電力会社に売電し、農業水利施設の維持管理費の低減を図っている。



▲ 発電所設置前の状況

■ 諸元

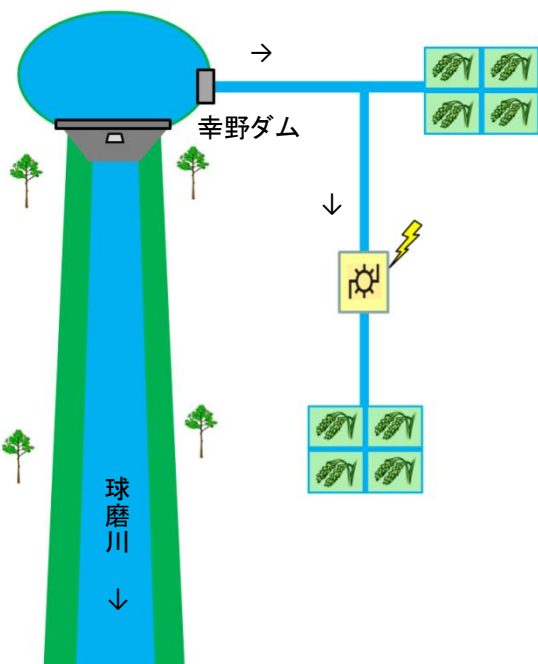
河川名	球磨川水系球磨川
有効落差	10.0m
最大使用水量	0.105m ³ /s
最大出力	6.7kW
水車の種類	プロペラ水車
発電機の種類	永久磁石形 三相同期発電機



◀ 発電機

発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た幸野溝の農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・受益地への水路の途中で発電施設に送り、発電後は受益地へ。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の農業用水路の落差を利用

かわさきまちきたはら

川崎町北原発電所・北原第2発電所（事業者：川崎町長）

宮城県柴田郡川崎町・宮城県大河原土木事務所管内

蟹沢水利組合の農業用水路の落差を利用した発電。発生電力は水車近くの街灯の電源として利用し、水車のライトアップに加えて周辺施設利用者の夜間における安全性向上に寄与している。

■ 諸元

(北原発電所（初号機）)

河川名	名取川水系北川
有効落差	0.34 m
最大使用水量	0.55 m ³ /s
最大出力	0.54 kW
水車の種類	木製、下掛け水車
発電機の種類	水車発電機



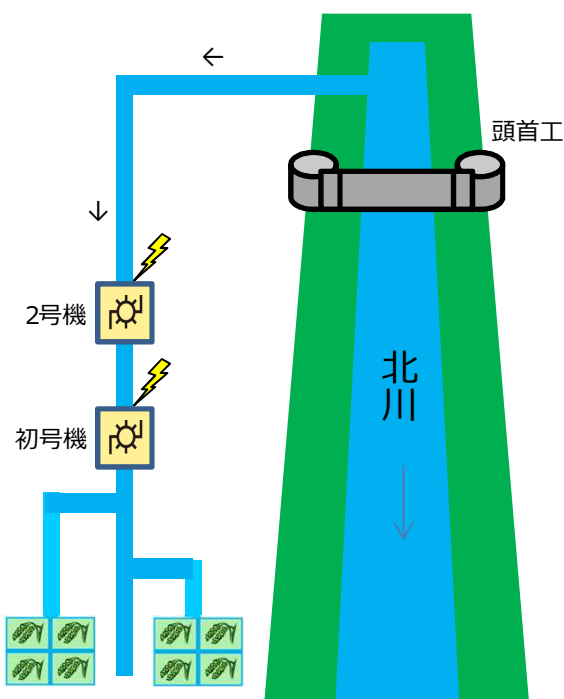
■ 諸元

(北原第2発電所（2号機）)

河川名	名取川水系北川
有効落差	0.34 m
最大使用水量	0.84 m ³ /s
最大出力	0.82 kW
水車の種類	木製、下掛け水車
発電機の種類	水車発電機



▼ 概要図



■ ポイント

- ・慣行水利権の届出には取水量の記載はないが、水路断面状況、流量観測、関係利水者への確認等により従属発電であることを確認。
- ・既存用水路に水車を設け、発電後は水路へ還元。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の農業用水路の落差を利用

あさほぜきあさお

朝穂堰浅尾発電所

(事業者：山梨県公営企業管理者)

山梨県北杜市明野町・山梨県中北建設事務所峡北支所管内

朝穂堰土地改良区の農業用水路の落差を利用した発電。山梨県の施策である「やまなし小水力ファスト10」に基づき建設された再生可能エネルギーの活用推進に寄与。発生電力は売電し、一部を維持管理費に充当。



▲ 発電所設置前の状況

■ 諸元

河川名	富士川水系塩川
有効落差	2.13m
最大使用水量	0.95m ³ /s
最大出力	12kW
水車の種類	堅軸スクルー水車
発電機の種類	永久磁石同期発電機

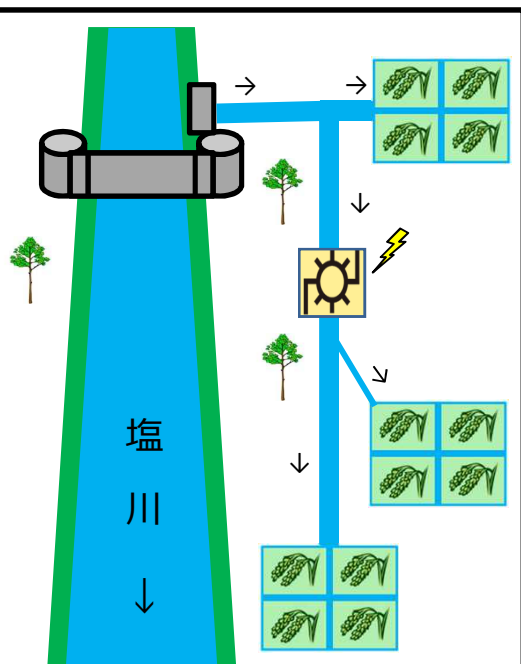
発電設備 ▶



発電所設置後の現況 ▶



▼ 概要図



■ ポイント

- ・慣行水利権の届出がなされている農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・発電のために新たに河川から取水するものはない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。
- ・慣行水利に係る小水力発電の緩和措置により、1年の流量実測により1年の登録とした。

既存の農業用水路の落差を利用

みやがせ

宮ヶ瀬発電所（事業者：竹田市土地改良区宮ヶ瀬工区）

大分県竹田市・大分県竹田土木事務所管内

竹田市土地改良区の農業水路にバイパス水路を新設し、その落差を利用した発電。発生電力は売電し、水路の維持管理費の低減を図るほか、地域の特産品である紫草の染色工房の維持費用など地域振興に充当し、地域活性化を図っている。



▲ 発電所設置前の状況

■ 諸元

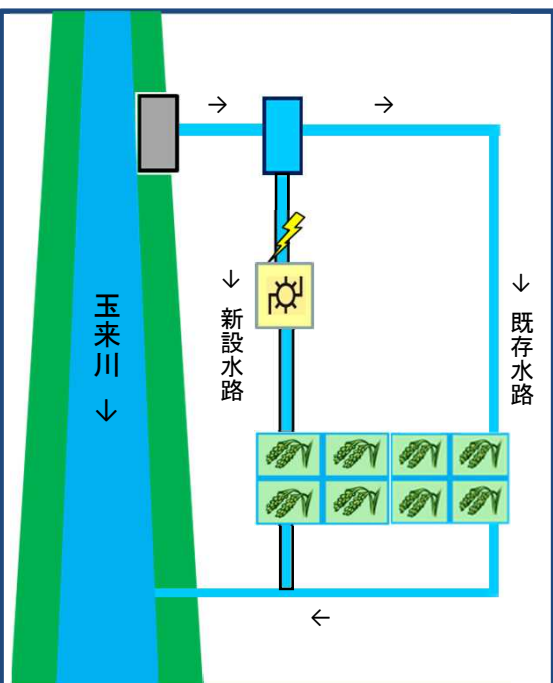
河川名	大野川水系 玉来川
有効落差	30.0m
最大使用水量	0.10m ³ /s
最大出力	15kW
水車の種類	クロスフロー水車
発電機の種類	水車発電機



発電所設置後の現況 ▶



▼ 概要図



■ ポイント

- ・慣行水利権の届出内容により、その範囲内の従属発電であることを確認。
- ・発電のため、新たに発電用水路を新設してかんがい用水を取水し、発電後に水田に送水。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属のため、申請時に添付する書類が簡素化。
- ・慣行水利に係る小水力発電の緩和措置により、1年の流量実測により1年の登録とした。

溜池の水位と放流地点の落差を利用

なが はためいけ

長橋溜池発電所

(事業者：五所川原市南部土地改良区)

青森県五所川原市・東北地方整備局青森河川国道事務所管内

国営浪岡川地区かんがい用水の溜池の水位と放流地点の高低差を利用した発電。発生電力は売電し、農業水利施設の維持管理費の低減を図っている。

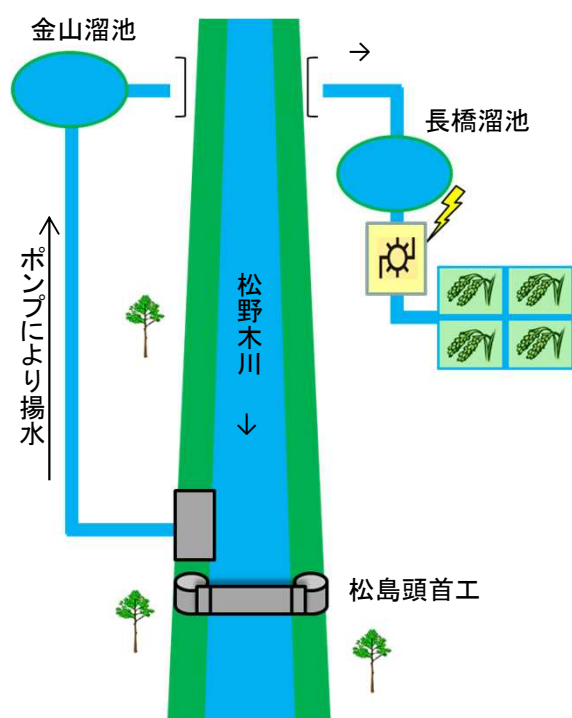
■ 諸元

河川名	岩木川水系松野木川
有効落差	5.0m
最大使用水量	0.41m ³ /s
最大出力	12kW
水車の種類	クロスフロー水車
発電機の種類	永久磁石型発電機

▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図



■ ポイント

- ・国営浪岡川地区かんがい用水の溜池の水位と放流地点の高低差を利用した従属発電。
- ・既設底樋の吐出部に仕切弁を設置し、その直前のバイパス管から分岐した水で発電し、用水路に放水する。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

融雪期に増加する河川の水を利用し、新規の発電水利権を取得

もがみがわ

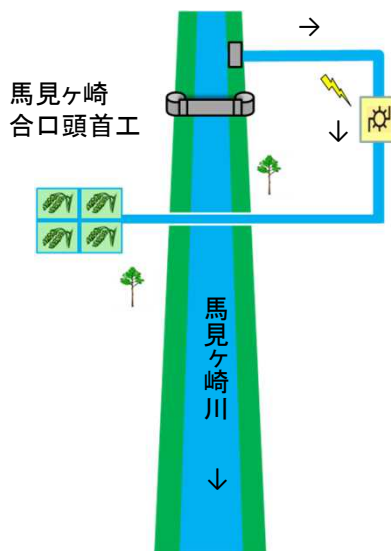
最上川中流小水力発電所 (事業者: (株)山形発電)

山形県山形市・東北地方整備局山形河川国道事務所管内

最上川中流地区かんがい用水の農業用水路の落差を利用した発電。発生電力は、最上川中流土地改良区管理棟の電力に使用して維持管理費の低減を図り、余剰電力は売電して維持管理費に充当。再生可能エネルギーの有効活用のため、融雪期の発電量を増加。

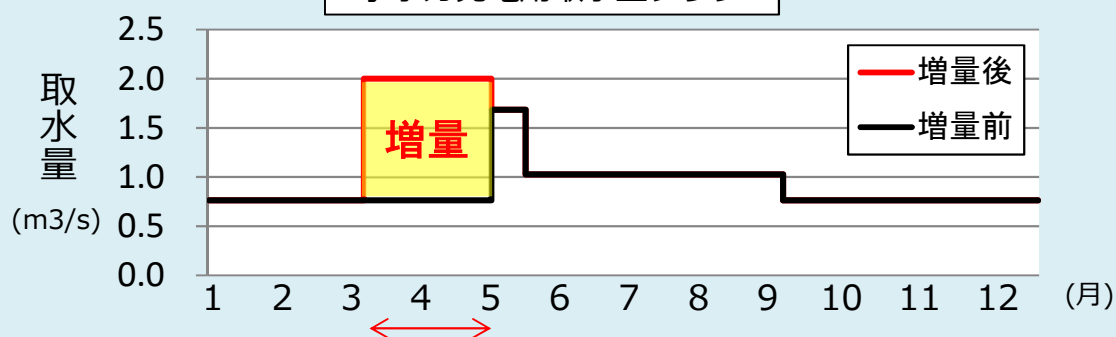


▲ 発電所写真



▲ 概要図

小水力発電用取水量グラフ



融雪期の取水量を増やし、発電量を増加(594kW→1,372kW)

■ 諸元

河川名	最上川水系馬見ヶ崎川
有効落差	86.02m
最大使用水量	2.00m³/s
最大出力	1,372kW
水車の種類	横軸単輪 2 射ベルトン水車
発電機の種類	横軸三相同期発電機

■ ポイント

- ・最上川中流地区かんがい用水（国営事業）の農業用水を利用した従属発電。既設発電施設の能力に余裕があったことから融雪期に増加する河川の水を利用した発電水利権を新たに取得。
- ・減水区間(12.6km)に関係河川使用者は存在しない。
- ・増量により発電で使用した水は全量が支川を通じて馬見ヶ崎川に還元される。

農業用水が使用しない施設容量を活用し、新規の発電水利権を取得

おがわ

小川用水発電所

(事業者：朝日町土地改良区)

富山県下新川郡朝日町・富山県新川土木センター入善土木事務所管内

小川共通幹線水路の落差を利用した発電。発生電力は改良区が管理する施設へ供給し、**余剰電力は売電して**土地改良区の維持管理費に充当している。



▲ 発電所設置前の状況

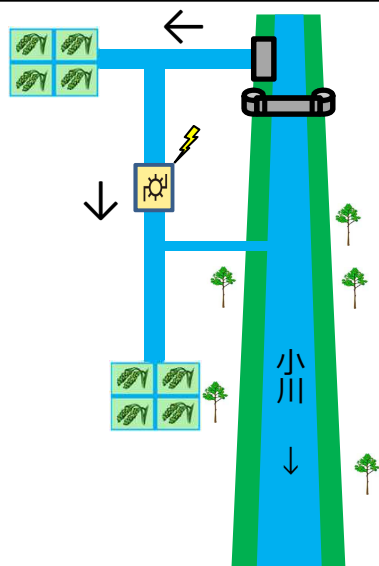
発電所設置後の現況 ▶



■ 諸元

河川名	小川水系 小川
有効落差	11.6m
最大使用水量	2.10m ³ /s
最大出力	190kW
水車の種類	S型フルブラ水車
発電機の種類	三相誘導発電機

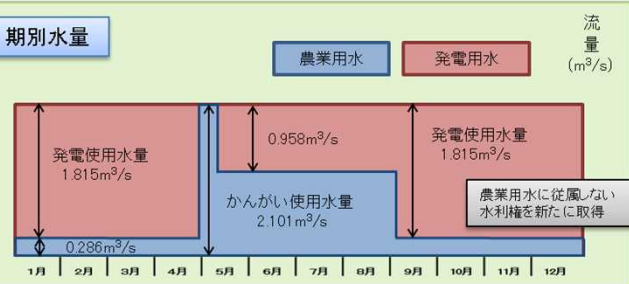
▼ 概要図



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た小川用水の従属発電用水利権のほか、新たに農業用水利権に従属しない水利権を取得。
- ・流域比換算によって、取水地点の河川流量を推定。

期別水量



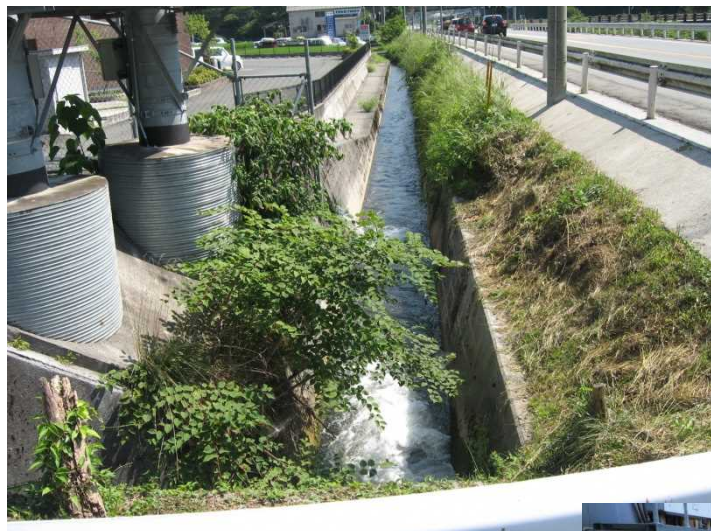
農業用水路に設置した鉄製水路の落差を利用

エリス発電所

(事業者：株式会社エリス)

岡山県新見市・岡山県備中県民局新見地域事務所管内

高尾棟無用水組合の農業用水路に設置した鉄製水路による落差を利用した発電。



▲ 発電所設置前の状況

■ 諸元

河川名	高梁川水系高梁川
有効落差	1.30m
最大使用水量	0.809m ³ /s
最大出力	6.90kW
水車の種類	開放型胸掛式水車
発電機の種類	永久磁石形三相同期発電機

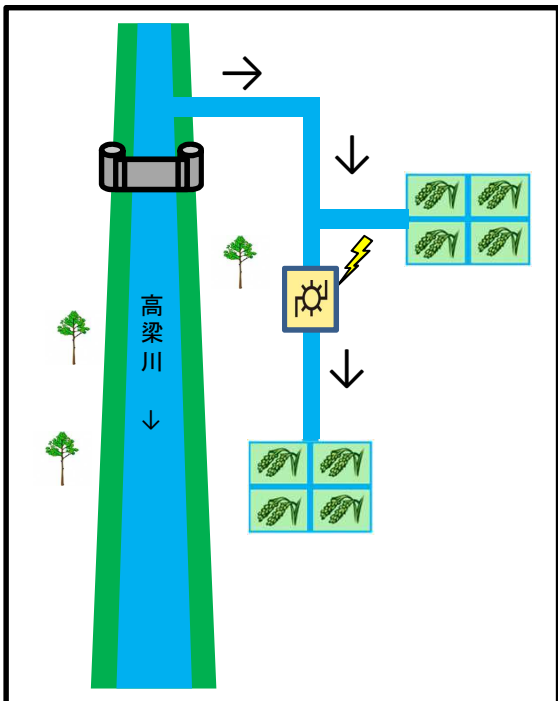
水車・発電機 ▶



発電所設置後の現況 ▶



▼ 概要図



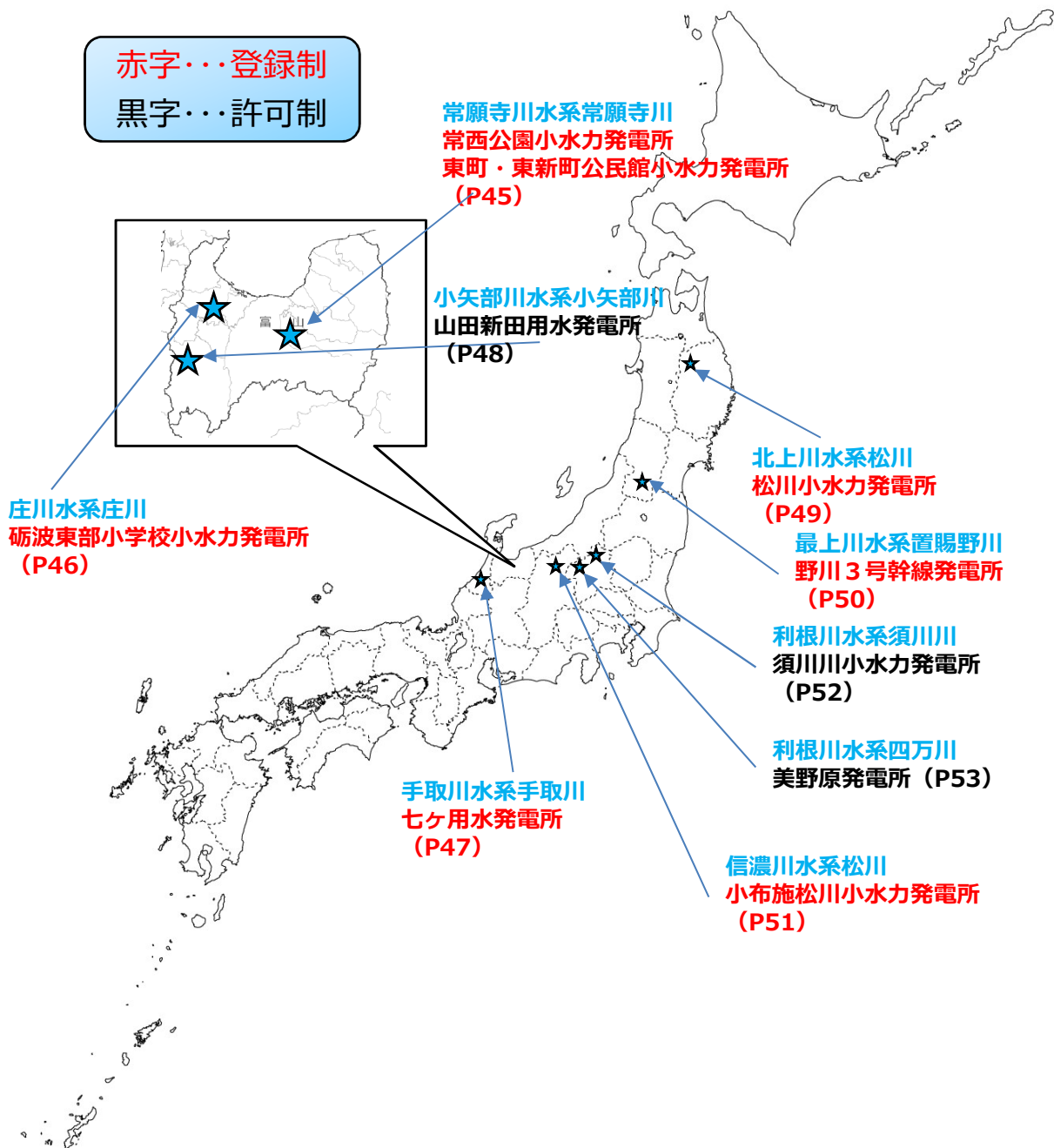
■ ポイント

- ・慣行水利権の届出がなされている農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。
- ・慣行水利に係る小水力発電の緩和措置により、1年の流量実測により1年の登録とした。
- ・地元住民の安全を確保するため、進入防止策を講じるとともに、水路部へ転落防止用の鉄網を設置した。

② 農業用水路から分岐した水路に発電施設を設置した例

赤字・・・登録制

黒字・・・許可制



既存の農業用水路の落差を利用

じょうさい

- ・常西公園小水力発電所（事業者：富山市）

ひがしまち・ひがしんまち

- ・東町・東新町公民館小水力発電所（事業者：富山市）

富山県富山市・北陸地方整備局富山河川国道事務所管内

常西用水土地改良区の農業用水路の落差を利用して発電。発生電力は、夜間のライトアップ用の照明や地域の防犯灯に利用している。余剰電力は売電し、維持管理費に充当。

■ 諸元

（常西公園小水力発電所）

河川名	常願寺川水系 常願寺川
有効落差	2.00m
最大使用水量	0.8m ³ /s
最大出力	9.9kW
水車の種類	開放型下掛式
発電機の種類	永久磁石式 同期発電機



▲ 取水施設

水車 ▶

■ 諸元

（東町・東新町公民館小水力発電所）

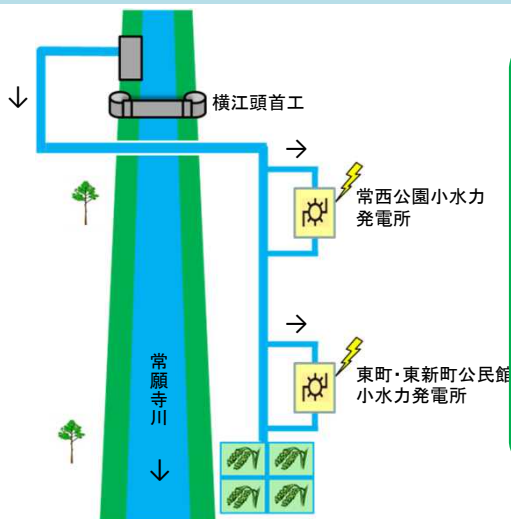
河川名	常願寺川水系 常願寺川
有効落差	4.48m
最大使用水量	2.5m ³ /s
最大出力	88kW
水車の種類	S型チューブラ水車
発電機の種類	かご型三相誘導発電機



▲ 取水施設

発電所建屋 ▶

概要図



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た常西用水の農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・既存農業用水路に分水施設を設け農業用水の一部を発電施設に送り、発電後は水路へ還元。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の農業用水路の落差を利用

となみ

砺波東部小学校水力発電所（事業者：砺波市）

富山県砺波市・北陸地方整備局富山河川国道事務所管内

庄川合口用水の農業用水路の落差を利用した発電。地域発祥のらせん水車に発電機を設置。発生電力は、小学校における実証実験によりLEDランプの電力として使用し、再生可能エネルギーの啓発活動に寄与。



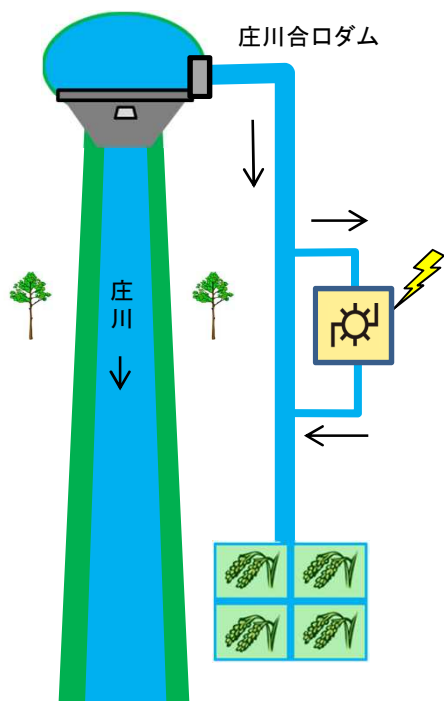
▲ 発電所設置前の状況



◀ 使用状況

発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図



■ 諸元

河川名	庄川水系庄川
有効落差	0.30m
最大使用水量	0.160m ³ /s
最大出力	0.01kW
水車の種類	らせん水車
発電機の種類	単相交流発電機 (2.4W×4)

発電機▶



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た庄川合口用水の農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・既存農業用水路に分水施設を設け農業用水の一部を発電施設に送り、発電後は水路へ還元。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の農業用水路の落差を利用

し ち か 七ヶ用水発電所 (事業者：手取川七ヶ用水土地改良区) 石川県能美郡川北町・北陸地方整備局金沢河川国道事務所管内

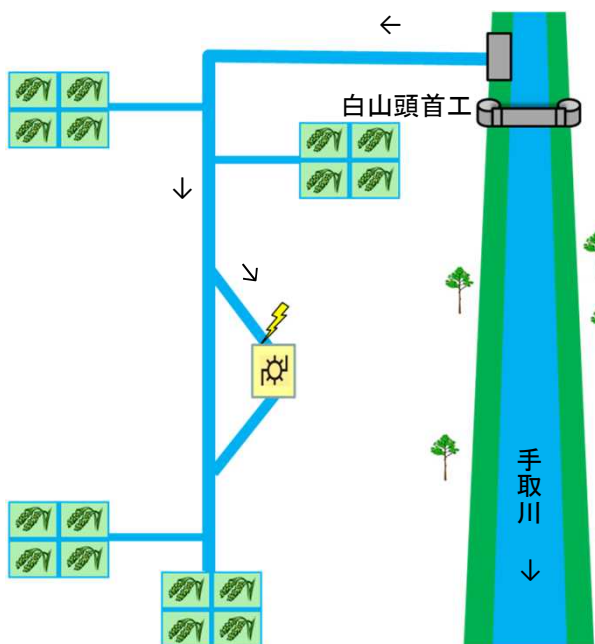
手取川七ヶ用水土地改良区の農業用水路の落差を利用した発電。発生電力は、農業水利施設の電力として使用し、維持管理費の低減を図っている。余剰電力は売電し、維持管理費に充当。



▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図

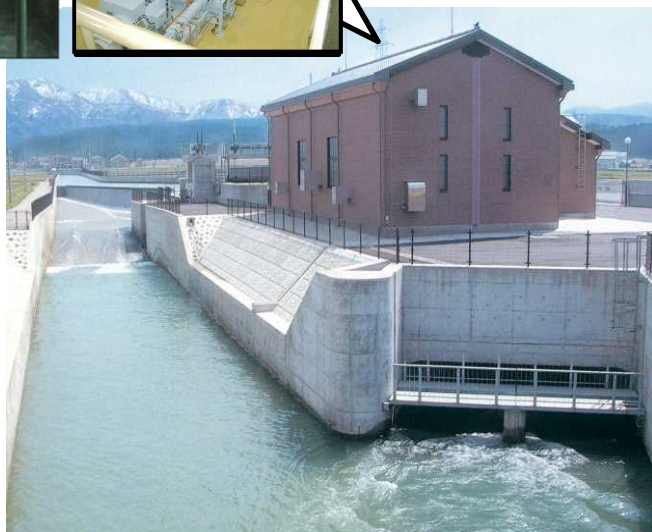


■ 諸元

河川名	手取川水系手取川
有効落差	5.45m
最大使用水量	15.0m ³ /s
最大出力	630kW
水車の種類	S型チューブラ水車
発電機の種類	横軸三相交流同期発電機



◀ 発電機



■ ポイント

- ・ 既に水利権の許可を得た七ヶ用水の農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・ 既存農業用水路に分水施設を設け農業用水の一部を発電施設に送り、発電後は水路へ還元。
- ・ 発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・ 従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

農業用水が使用しない施設容量を活用し、新規の発電水利権を取得

やまだしんでん

山田新田用水発電所

(事業者：小矢部川上流用水土地改良区)

富山県南砺市・富山県砺波土木センター管内

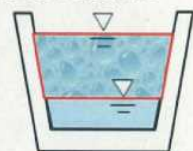
有効落差を利用するため、農業用水路から分離し、発電施設を設置。発生電力は、農業水利施設の電力として使用し、維持管理費の低減を図っている。農業用水が使用しない施設容量を活用して小水力発電を実施。



■ 発電使用水量期別図



$Q_{\max}=2.98 \text{ m}^3/\text{s}$



$Q_{\min}=0.34 \text{ m}^3/\text{s}$

■ 諸元

河川名	小矢部川水系小矢部川
有効落差	25.2m
最大使用水量	2.64m³/s
最大出力	520kW
水車の種類	横軸単輪単流 フランスス水車
発電機の種類	三相同期発電機

■ ポイント

- 既存の山田新田用水農業用水路で農業用水が使用しない施設容量を活用し、他の水利使用者や河川環境に支障を与えない範囲で発電用の水利権を新たに取得して小水力発電を実施。
- 流域比換算によって、取水地点の河川流量を推定。
- 減水区間(3.5km)に関係河川使用者は存在しない。
- 発電に使用した水は、全量が河川に還元される。

既存の農業用水路の落差を利用

まつかわ

松川小水力発電所（事業者：シン・エナジー（株））

岩手県八幡平市・東北地方整備局岩手河川国道事務所管内

岩手県の農業用水路にバイパス水路を新設し、その落差を利用した発電。発生電力は全量を売電。



■ 諸元

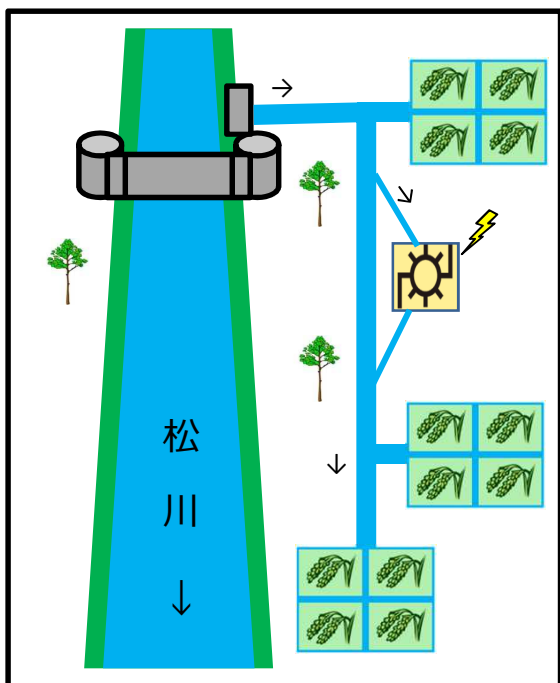
河川名	北上川水系松川
有効落差	6.688m
最大使用水量	0.91m ³ /s
最大出力	3.7kW
水車の種類	縦軸軸流水車
発電機の種類	永久磁石式同期発電機

◀ 発電所設置前の状況

▼ 発電所設置後の現況



▼ 概要図



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・既存農業用水路に分水施設を設け農業用水の一部を発電施設に送り、発電後は水路へ還元。
- ・事業者と水路を管理する土地改良区との間で綿密な協議を実施。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の農業用水路の落差を利用

のがわ ごうかんせん

野川3号幹線発電所

(事業者：東北おひさま発電(株))

山形県長井市・東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所管内

山形県の農業用水路にバイパス水路を新設し、その落差を利用した発電。発生電力については、夜間は発電所近隣の防犯灯に電気を供給し、余剰及び昼間は売電する。



■諸元

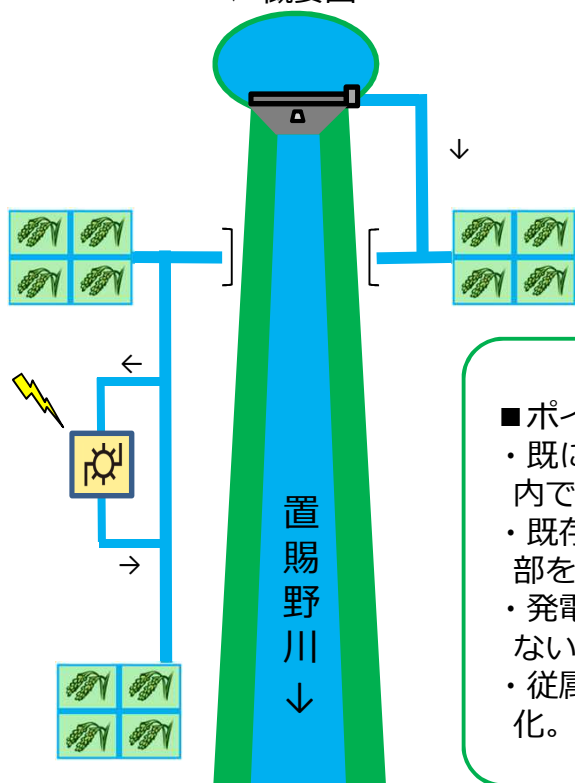
河川名	最上川水系置賜野川
有効落差	4.379m
最大使用水量	1.011m ³ /s
最大出力	10.8kW
水車の種類	垂直二軸型水車
発電機の種類	永久磁石式同期発電機

◀ 発電所設置前の状況

▼ 発電所設置後の現況



▼ 概要図



■ポイント

- ・既に水利権の許可を得た農業用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・既存農業用水路に分水施設を設け農業用水の一部を発電施設に送り、発電後は水路へ還元。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の農業用水路の落差を利用

お ぶ せ まつかわ

小布施松川小水力発電所

(事業者：長野自然電力合同会社)

長野県上高井郡小布施町・長野県須坂建設事務所管内

小布施町の用水（旧十六ヶ郷用水）の落差を利用した発電。発生電力は売電し、一部を地域活性化に活用。



▲ 発電所設置前の状況

■ 諸元

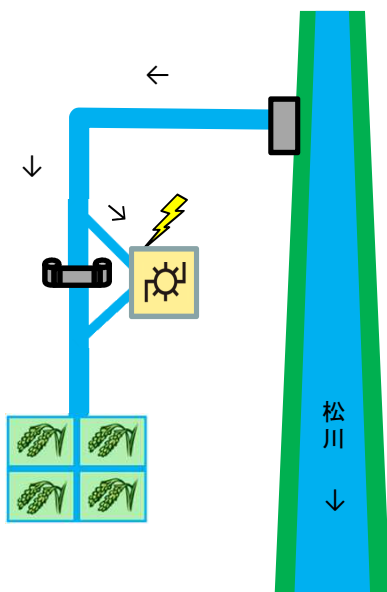
河川名	信濃川水系松川
有効落差	14.38m
最大使用水量	1.65m ³ /s
最大出力	190.2kW
水車の種類	フランシス水車
発電機の種類	誘導発電機



発電所設置後の現況 ▶



▼ 概要図



■ ポイント

- ・慣行水利の届出には期別取水量の記載はないが、流量観測等により従属発電であることを確認。
- ・発電所取水口下流に堰を新設し、発電所への流入量を調整。
- ・発電のために新たに取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。
- ・町の支援があり、地権者等の理解を得やすい環境であった。
- ・地権者である共有地組合の理事会や総会に足を運び、進捗状況説明を心掛けた。
- ・慣行水利に係る小水力発電の緩和措置により、1年の流量実測により1年の登録とした。

既存の農業用取水堰を活用し発電用水を取水

すかわがわ

須川小水力発電所 (事業者：みなかみ上岩淵水力発電合同会社)

群馬県利根郡みなかみ町・群馬県沼田土木事務所管内

- ・閉鎖されていた過去の水力発電所施設を有効活用し工事費の削減を実現。
- ・地元水利組合との共同事業化により、事業利益を地元の一部還元する仕組み。

設置前



設置後



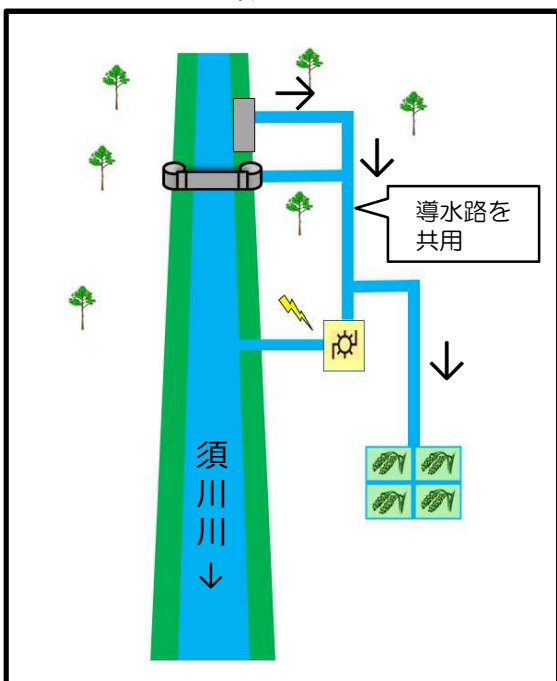
■ 諸元

河川名	利根川水系 須川川
有効落差	33.93m
最大使用水量	0.7m ³ /s
最大出力	199kW
水車の種類	横軸フランシス 水車
発電機の種類	誘導発電機



- ▲ 取水口設置前後の状況
発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図



■ ポイント (記載例)

- ・地元水利組合が灌漑用に利用していた旧発電所の取水堰堤や導水路を共同利用。
- ・堰堤や導水路は修繕・改良。
- ・発電用の水利権は新規取得。
- ・発電所建屋の意匠を工夫し、周辺の景観に配慮。
- ・共同事業者である地元水利組合の協力により円滑な開発が実現。

既存の農業用水路の落差を利用

みの はら 美野原発電所 (事業者：中之条町)

群馬県吾妻郡中之条町・群馬県中之条土木事務所管内

未利用資源（農業用水）を活用した発電に取り組み農業関連施設の電気料に充当し、継続的な施設運営により地域振興を図るとともに温室効果ガスの排出量削減等環境に優しい農業農村づくりを進める。

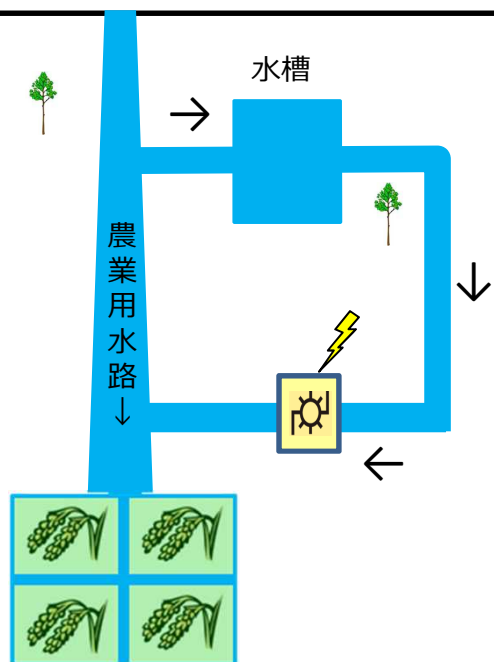
■ 諸元

河川名	利根川水系 四万川
有効落差	64.48m
最大使用水量	0.3m ³ /s
最大出力	135.0kW
水車の種類	加圧タービン水車
発電機の種類	誘導発電機

▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図

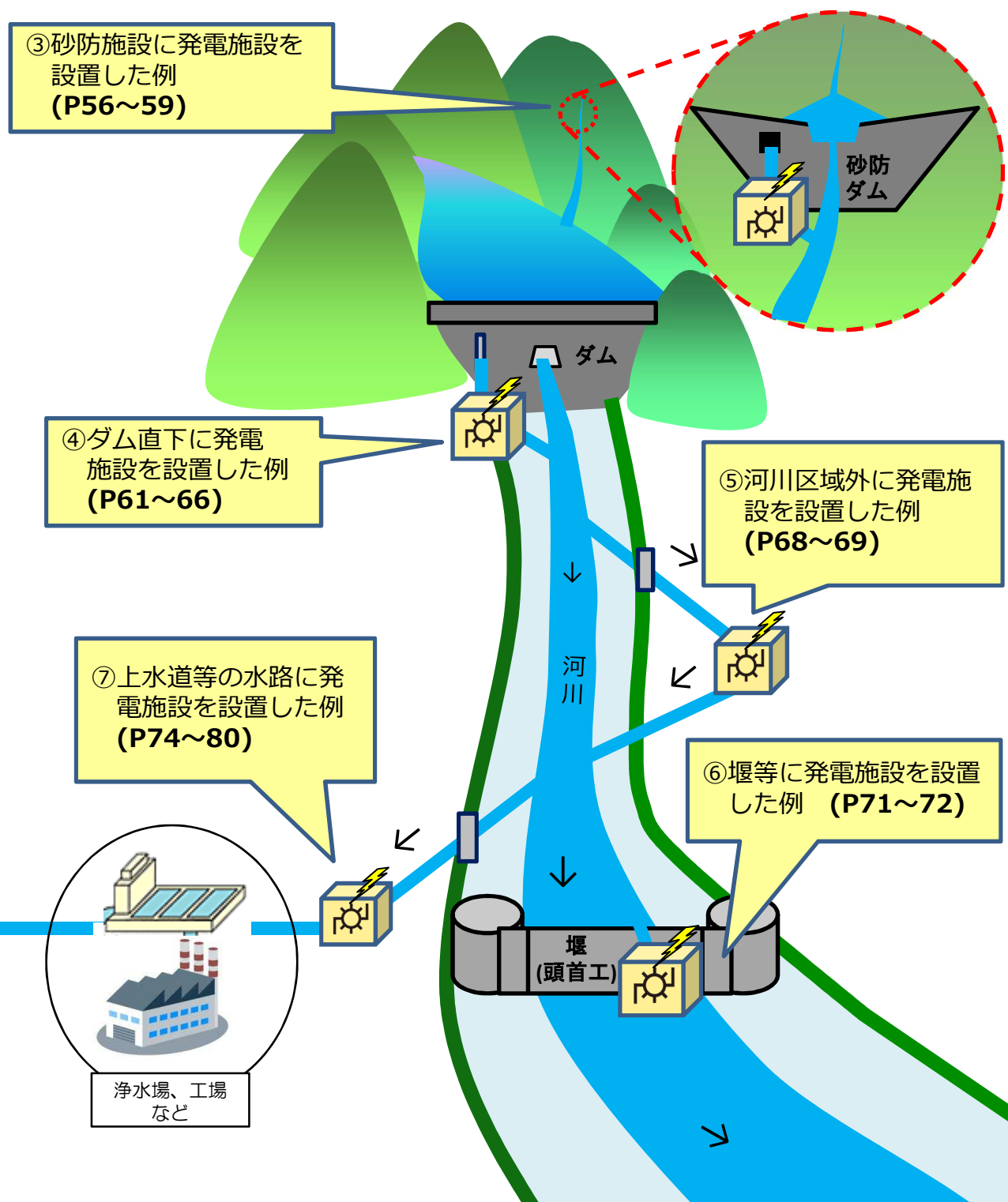


■ ポイント

- ・美野原用水の幹線水路の高低差を利用し、農業用水の範囲内で発電する従属発電による水力発電に活用し、農業振興を図る。
- ・既存農業用水路に分水施設を設け農業用水の一部を発電施設に送り、発電後は水路へ還元
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。
- ・使用流量資料は、近傍地点の流量データと取水地点の流量調査により作成。

(2) 農業用水路を利用したもの以外の事例

次に、農業用水路を利用したもの以外の小水力発電の事例を紹介します。



○砂防施設に発電設備を設置した事例

赤字・・・登録制

黒字・・・許可制

手取川水系直海谷川
直海谷小水力発電所
(P59)

犀川水系平沢川
平沢川発電所
(P58)

新宮川水系小又川
小又川発電所
(P56)

筑後川水系津江川
鯛生小水力発電所 (P57)

砂防堰堤の落差を利用

こまたがわ
小又川発電所 (事業者：下北山村)

奈良県吉野郡下北山村・奈良県吉野土木事務所管内

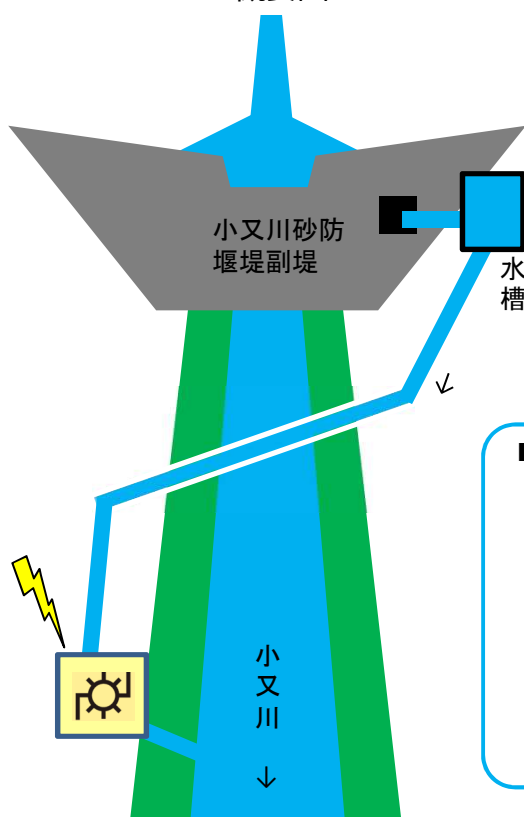
砂防堰堤（奈良県設置）の落差を利用した発電。発生電力は、下北山スポーツ公園内にある施設の電力として使用し、維持管理費の低減を図っている。余剰電力は売電し、維持管理費に充当。



■ 諸元	
河川名	新宮川水系 小又川
有効落差	82.3m
最大使用水量	0.18m ³ /s
最大出力	98.0kW
水車の種類	横軸単輪一射 ペルトン型
発電機の種類	三相交流同期 発電機

▲ 小又川砂防堰堤副堤
及び発電用取水施設

▼ 概要図



▲ 発電所写真

発電機 ▶



■ ポイント

- ・河川区域内で土地を占用し、工事を施工するため、河川法第23条にあわせて第24条、第26条第1項の許可を行ったケース。
- ・砂防堰堤を利用して小水力発電を行う場合の詳細については「既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)」を参照。
- ・流域比換算によって、取水地点の河川流量を算定。

砂防堰堤の落差を利用

た い お

鯛生小水力発電所 (事業者: 日田市)

大分県日田市・大分県日田土木事務所管内

砂防堰堤(大分県設置)の取水口から最大0.5m³/sを取水し、約550m先の貯水槽まで導水、約18mの落差を利用して発電。発生電力は、発電所から約1km離れた鯛生金山観光施設(道の駅)の電力として使用し、維持管理費の低減を図っている。余剰電力は売電し、維持管理費に充当。



■ 諸元

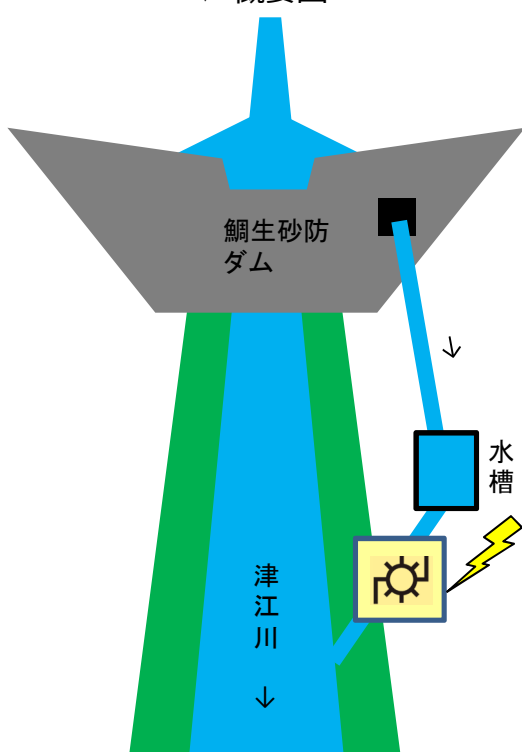
河川名	筑後川水系津江川
有効落差	18.0m
最大使用水量	0.50m ³ /s
最大出力	66.0kW
水車の種類	横軸フランシス水車
発電機の種類	三相交流同期発電機

◀ 鯛生砂防堰堤及び
発電用導水路

▼ 発電所写真



▼ 概要図



■ ポイント

- ・河川区域内で土地を占用し、工事を施工するため、河川法第23条にあわせて第24条、第26条第1項の許可を行ったケース。
- ・砂防堰堤を利用して小水力発電を行う場合の詳細については「既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)」を参照。
- ・流域比換算によって、取水地点の河川流量を算定。

砂防堰堤の落差を利用

ひらそがわ

平沢川小水力発電所

(事業者：平沢川小水力発電(株))

石川県金沢市中戸町・石川県県央土木総合事務所管内

砂防堰堤（石川県設置）の落差を利用した発電。地元企業等が出資し設立した「平沢川小水力発電(株)」が事業運営を行い、発生電力は全量売電している。



▲ 発電所設置前の状況

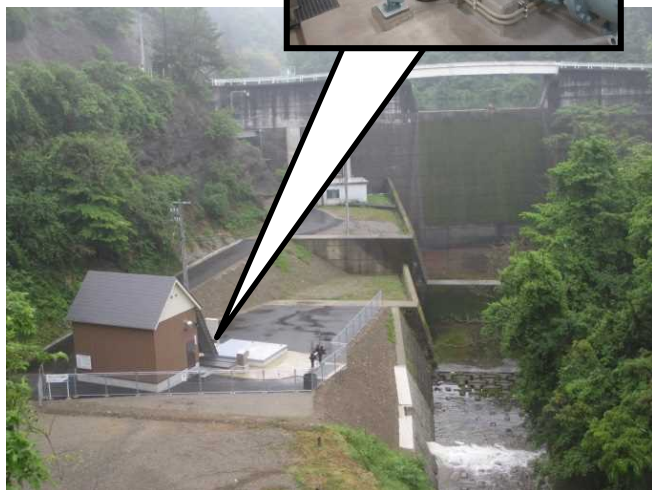
■ 諸元

河川名	犀川水系平沢川
有効落差	17.17m
最大使用水量	1.50m ³ /s
最大出力	198kW
水車の種類	S型チューブラ 水車
発電機の種類	三相誘導発電機

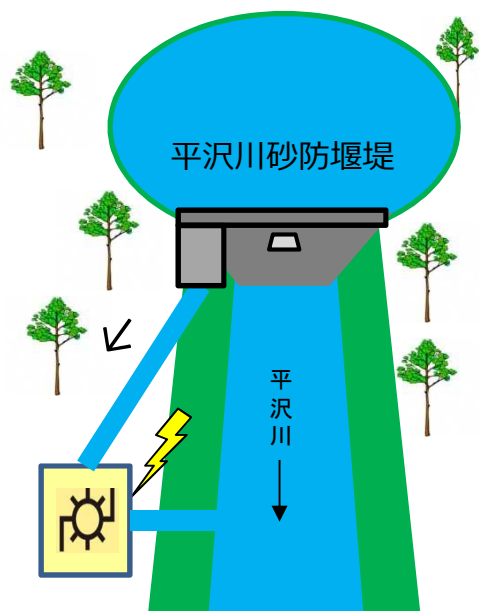
発電機 ▶



発電所設置後の現況 ▶



▼ 概要図



■ ポイント

- ・ 石川県が「エネルギーの地産地消」、「砂防堰堤周辺の環境向上」、「県有施設の有効活用」という3つの方針を掲げ、民間の発電事業者を公募した事業。
- ・ 石川県の公募事業である為、民間事業者決定後は、官民が連携し地元や関連機関との調整にあたった。
- ・ 流域比換算によって、取水地点の河川流量を算定。

砂防堰堤の落差を利用

のみに
直海谷小水力発電所

(事業者：白山クリーンエナジー(株))
石川県白山市河内町吹上・石川県石川土木総合事務所管内

砂防堰堤（石川県設置）の落差を利用した発電。石川県が公開した砂防堰堤を活用した事業可能性調査をもとに、民間事業者が事業化。発生電力は全量売電している。



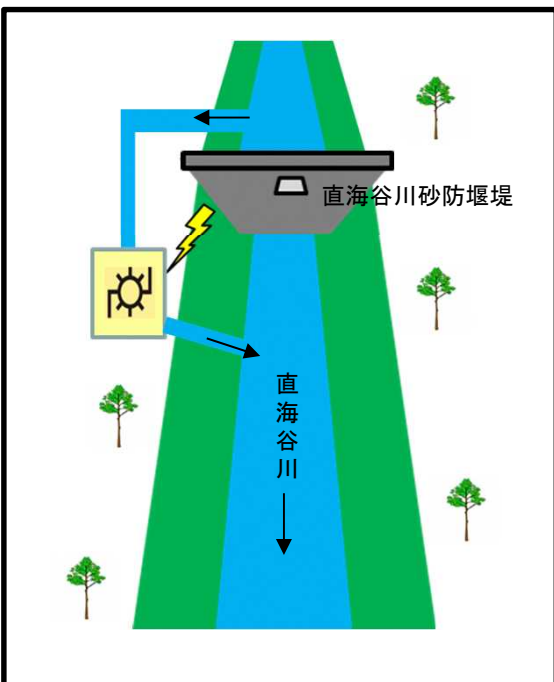
■ 諸元

河川名	手取川水系 直海谷川
有効落差	12.73m
最大使用水量	2.20m ³ /s
最大出力	199kW
水車の種類	インライン式 チューブラ水車
発電機の種類	三相誘導発電機

▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図



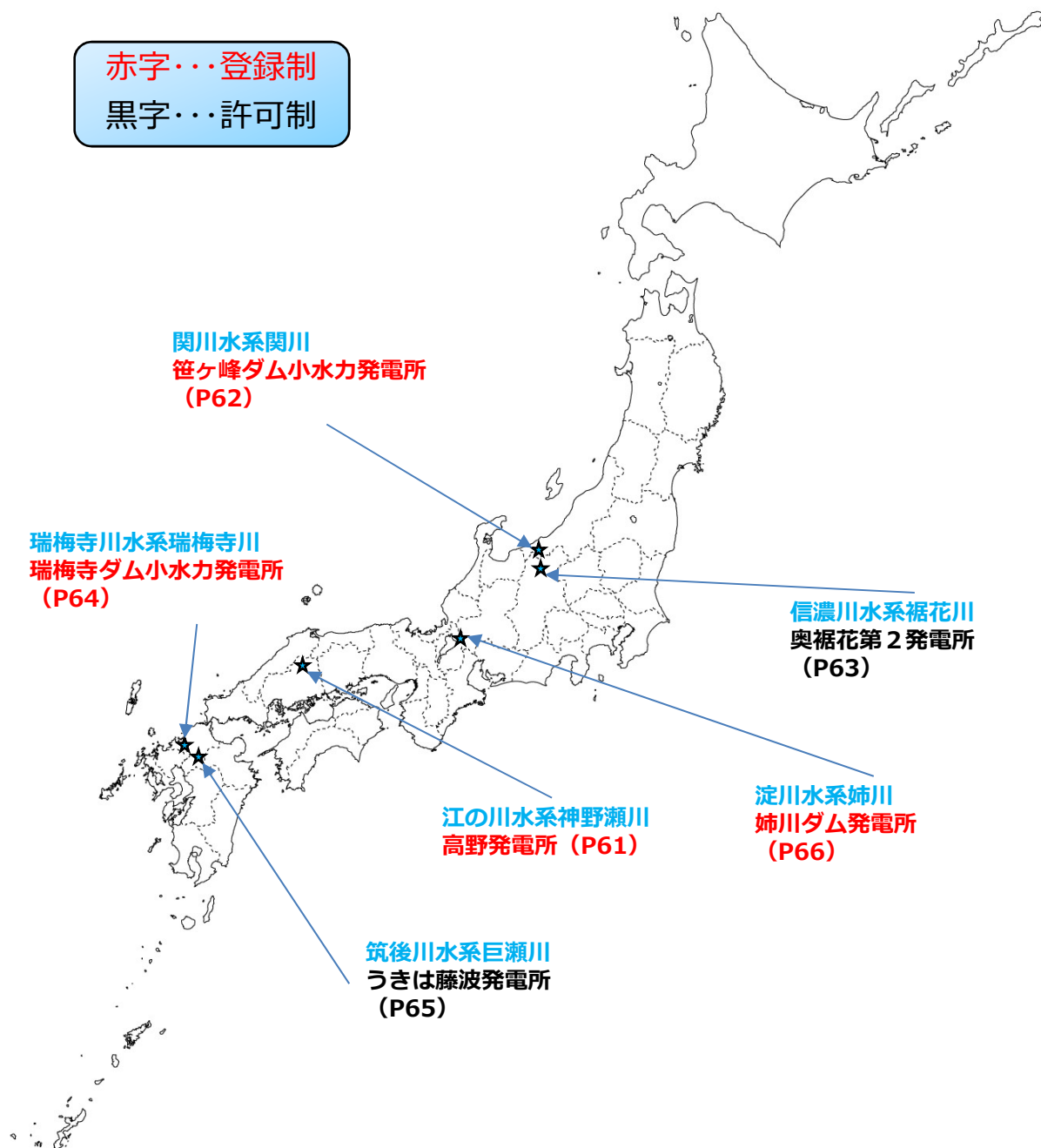
■ ポイント

- ・ 既設砂防堰堤の流量及び有効落差を活用した小水力発電。
- ・ 砂防堰堤直上流で取水し直下に放流することで減水区間を短くし河川環境への影響を最小限とした。
- ・ 発電予定地点直下で観測した1年の流量実測データと河川上流で観測している過去10年間の流量観測データとの相関より取水可能量を算定。
- ・ 関係する漁協や地域住民と緊密な調整による良好な関係のもと事業への理解を得た。

④ ダム直下に発電施設を設置した例

赤字・・・登録制

黒字・・・許可制



ダムの放流施設の落差を利用

たかの

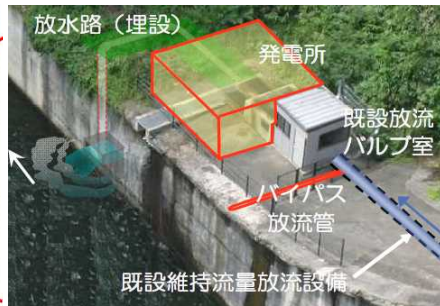
高野発電所 (事業者：中国電力(株))

広島県庄原市高野町・中国地方整備局三次河川国道事務所管内

中国電力(株)が建設した既設の神野瀬発電所高暮ダム(利水ダム)の直下において、ダムから常時放流される水を利用した発電。発生電力量は、一般家庭約300世帯の年間使用電力量に相当する約100万kWhを見込む。



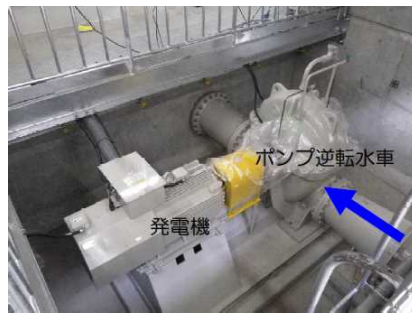
▲ 発電所設置前の状況



▼ 発電機

■ 諸元

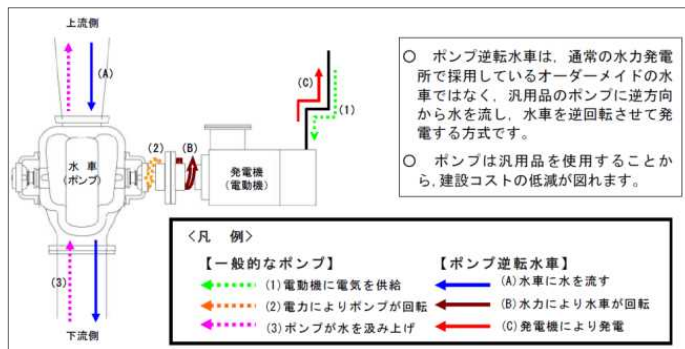
河川名	江の川水系 神野瀬川
有効落差	49.1m
最大使用水量	0.53m ³ /s
最大出力	140kW
水車の種類	ポンプ逆転 水車
発電機の種類	横軸同期 発電機



▲ 発電所設置後の現況

ポンプ逆転水車の仕組み

▼ 概要図



■ ポイント

- ・河川区域内で土地を占用し、工事を施工するため、河川法第23条にあわせて第24条、第26条第1項の許可を行ったケース。
- ・ダム直下で発電・放流を行うため、減水区間が生じない。この場合、発電水利使用許可申請書の添付図書のうち、河川維持流量の設定及び関係河川使用者の取水量の状況に関する資料を省略できる。

既存の放流・取水施設から発電用水を取水

ささがみね

笹ヶ峰ダム小水力発電所 (事業者：農林水産大臣)

新潟県妙高市・北陸地方整備局高田河川国道事務所管内

農林水産省が建設した笹ヶ峰ダム（利水ダム）から放流されるかんがい用水、発電用水及び河川維持流量に従属した発電。発生電力は売電し、地区内の維持管理費の低減を図っている。

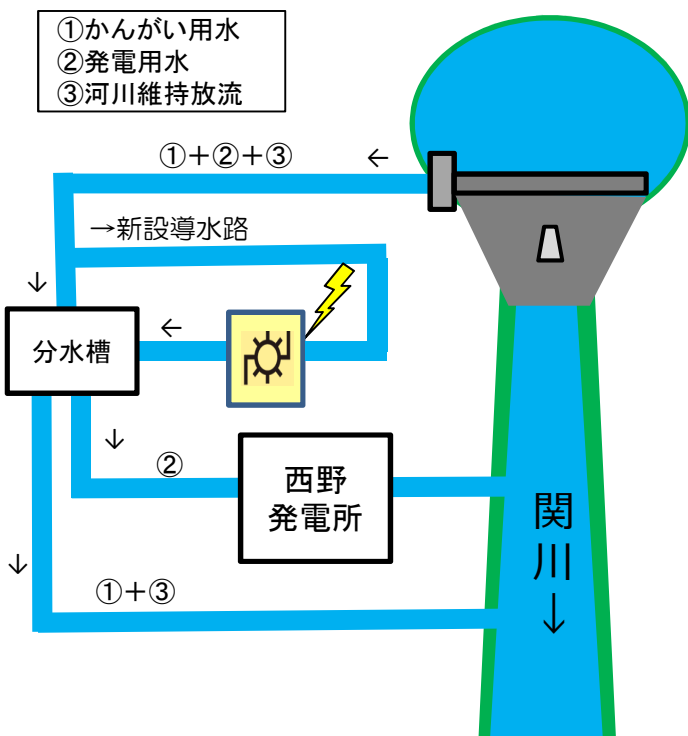


▲全体状況

■諸元

河川名	関川水系関川
有効落差	33.5 m
最大使用水量	3.8 m ³ /s
最大出力	997 kW
水車の種類	横軸フランシス水車
発電機の種類	横軸突極型自由通風型三同期発電機

▼概要図



■ポイント

- ・ 利水ダムから放流される水を利用した従属発電。
- ・ 既設の放流・取水施設から、新設した導水路を使って発電施設に送り、発電後は分水槽へ。
- ・ かんがい用水と発電用水に従属するため、二者の従属元水利使用者から同意を取得。
- ・ 河川区域ではないため、河川法第24条及び第26条第1項の手続きは不要。
- ・ 従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の発電取水設備の未利用容量を利用

おくすそばな

奥裾花第2発電所

(事業者：長野県企業局)

長野県長野市・北陸地方整備局千曲川河川事務所管内

長野県企業局が既設奥裾花発電所の直下流に奥裾花第2発電所を増設。取水設備の未利用能力を利用し、分岐した水圧鉄管を介して取水し、第2発電所を優先的に運転。

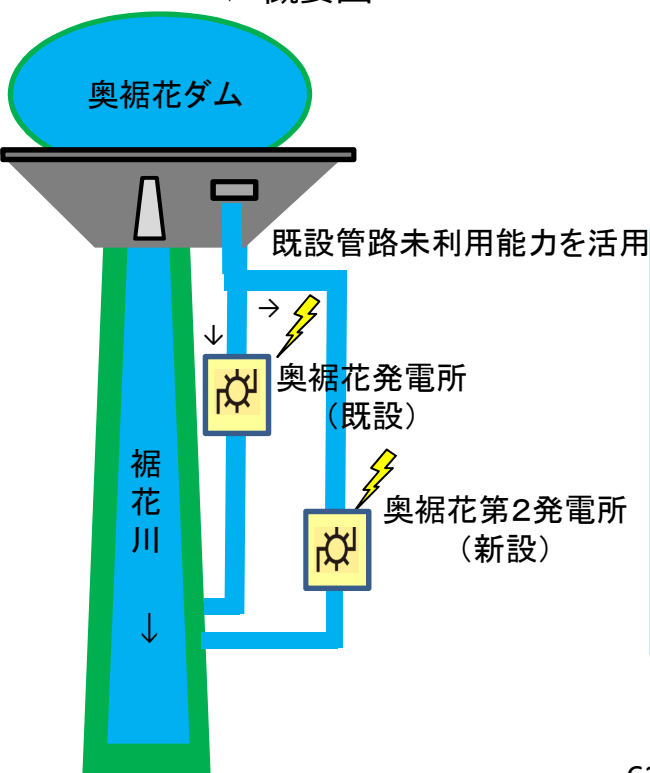


奥裾花発電所

奥裾花第2発電所

▲ 発電所写真

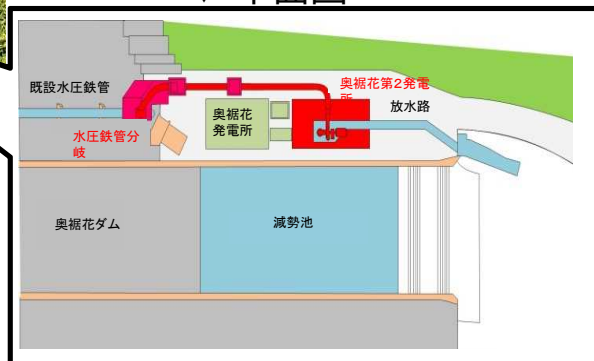
▼ 概要図



■ 諸元

河川名	信濃川水系裾花川
有効落差	48.17m
最大使用水量	2.53m ³ /s
最大出力	980kW
水車の種類	フランシス水車
発電機の種類	交流同期発電機

▼ 平面図



■ ポイント

- ・既存の取水設備の未利用容量を活用。
- ・河川区域内で土地を占用し、工事を施行するため、河川法第23条の手続にあわせて第24条、第26条第1項を行う。
- ・ダムの発電容量の範囲内で運用。
- ・既設発電所水利使用の変更許可（増量）で対応。

県営ダムの放流水を活用した発電

ずいばいじ
瑞梅寺ダム小水力発電所 (事業者：糸島市)

福岡県糸島市：福岡県福岡県土整備事務所前原支所管内

瑞梅寺ダム（福岡県管理；多目的ダム）に、地元自治体が新規に河川維持流量及び利水放流に従属した発電所を設置。発生電力は売電し、再生可能エネルギーの推進施策に活用している。



▲【全体状況】



▲【水車及び発電機】

■ 諸元	
河川名	瑞梅寺川水系瑞梅寺川
有効落差	約 4.6 m
最大使用水量	0.3 m³/s
最大出力	110 kW
水車の種類	横軸フランシス水車
発電機の種類	三相誘導発電機

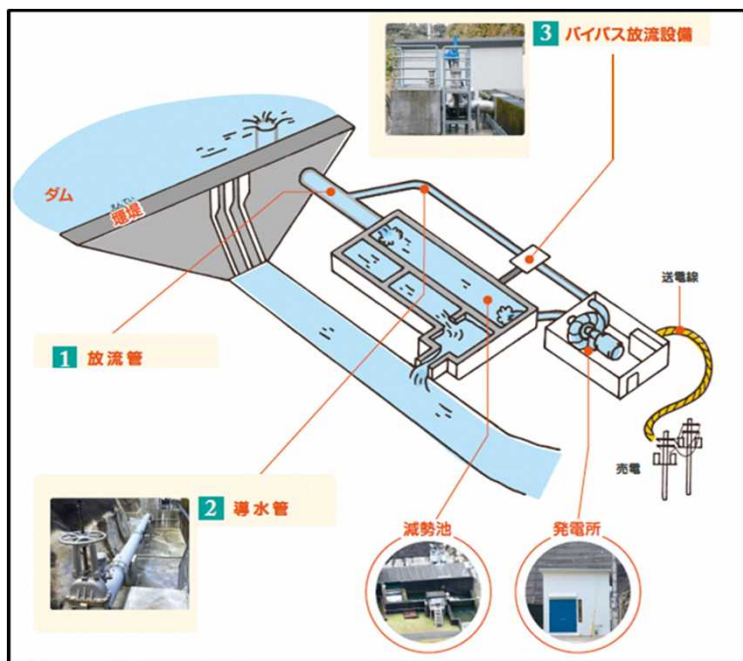


▲【発電所外観】

▼【概要図】

■ ポイント

- ・ダム放流水（維持流量、上水道）の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・事業者は瑞梅寺ダムのバックアップロケーション（建設費再調整による費用）を負担し発電所を設置した。
- ・発電所トラブルの際、減勢池への放流量を変化させないために、バイパス放流設備を設置している。
- ・売電収入については、既設の再生可能エネルギー発電施設の維持管理、公共施設への太陽光発電設備設置、啓発のためのパンフレット作成等に活用。



県営ダムの放流水を活用した発電

うきは^{ふじなみ}藤波発電所 (事業者：うきは市)

福岡県うきは市・福岡県久留米県土整備事務所管内

藤波ダム（福岡県管理；多目的ダム）に、地元自治体が新規に河川維持流量放流水を活用した発電所を設置。発生電力は電力会社へ全量売電し、収入は発電施設の維持管理費及び市の一般会計へ繰入。



▲ 発電所設置前の状況

■ 諸元

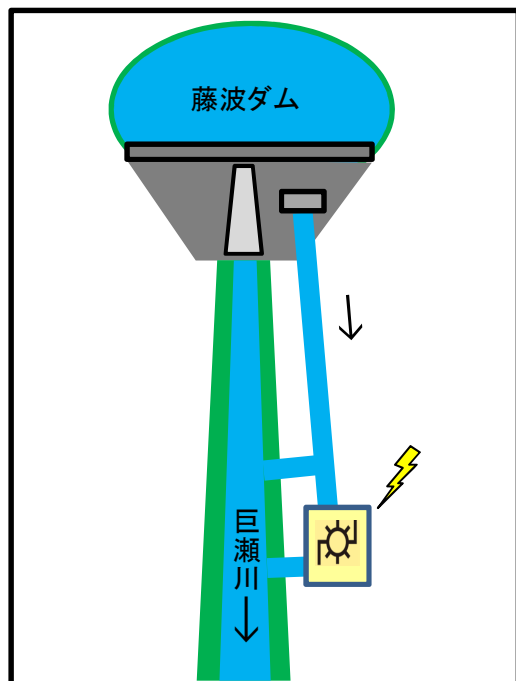
河川名	筑後川水系巨瀬川
有効落差	40.82m
最大使用水量	0.55m ³ /s
最大出力	162kW
水車の種類	フランス式水車
発電機の種類	三相誘導発電機



発電所設置後の現況 ▶



▼ 概要図



■ ポイント

- ・事業者は藤波ダムのバックアップ（ダム建設費再調整による費用）を負担し発電所を設置した。
- ・ダムの放流管を分岐して発電用導水管に繋ぎ水車で発電。利用した水は発電利用後、全量河川（巨瀬川）へ放流。
- ・河川区域内において、土地・流水の占用、及び発電所の建設をしている。（河川法第23条、第24条、第26条第1項）

県営ダムの放流水を活用した発電

あねがわ

姉川ダム発電所

(事業者：いぶき水力発電(株))

滋賀県米原市・滋賀県長浜土木事務所管内

姉川ダム(滋賀県管理；治水ダム)に、民間事業者が新規に河川維持流量に從属した発電所を設置。滋賀県の施策である「しがエネルギービジョン」に基づくプロジェクトとして再生可能エネルギーの活用推進に寄与。発生電力は売電し、一部を維持管理費に充当。



▲ ダムの状況

発電所付近の状況 ▶

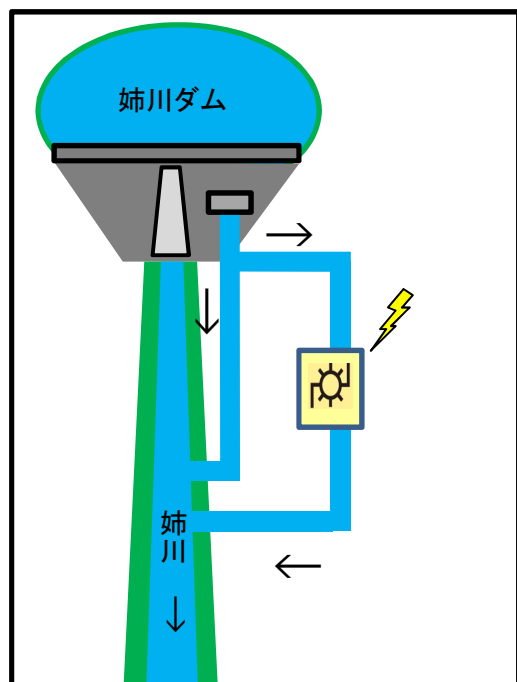
■ 諸元

河川名	淀川水系姉川
有効落差	47.84m
最大使用水量	2.50m ³ /s
最大出力	900kW
水車の種類	横軸フランシス水車
発電機の種類	三相誘導発電機

発電設備 ▶



▼ 概要図



■ ポイント

- ・治水ダムからの維持放流の有効活用の観点から、公募型プロポーザル方式により、県が発電事業者を募集。
- ・事業者は姉川ダムのバックアロケーション(ダム建設費再調整の費用)を負担し発電施設を設置した。
- ・既存排水路に分水施設を設け、一部を発電施設に送り、発電後は河川へ還元。
- ・初期投資額の低減措置として、施設の一部を共有。兼用工作物として、河川法18条、66条に基づき、管理協定の策定や費用の折半等を行っている。
- ・「しがエネルギービジョン」に基づくプロジェクトの一環として、事業者は、災害時の避難場所の提供や地元小学校での環境教育等を実施。

⑤ 河川区域外に発電施設を設置した例

赤字・・・登録制

黒字・・・許可制



廃止された発電所の施設を再利用

しんそぎ

新曽木発電所 (事業者：(株)工営エナジー)

鹿児島県伊佐市・九州地方整備局鶴田ダム管理所管内

曽木の滝上流から滝下流までの落差を利用した発電。旧曽木発電所の水路を再利用して建設したもの。発電電力は曽木の滝公園の照明に使用し、観光振興及び再生可能エネルギーの教育啓発活動を支援。



■ 諸元

河川名	川内川水系川内川
有効落差	11.6m
最大使用水量	5.5m ³ /s
最大出力	490kW
水車の種類	立軸コンパクト プロペラ水車
発電機の種類	水中タービン発電機

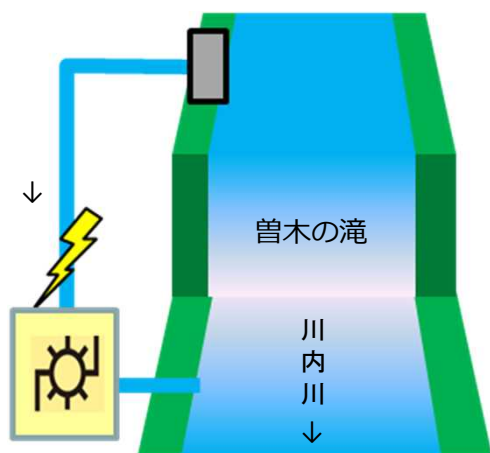
▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

発電機写真
(下流地下) ▶



▼ 概要図



■ ポイント

- ・ 直接河川から取水し、発電を行うもの。
- ・ 曽木の滝上流から取水し、滝下流までの落差を利用して発電。発電後は滝下流に放水。
- ・ 発電のために新たに河川から取水するものであり、曽木の滝の景観に配慮した上で事業計画が策定され、水利権許可申請を行った。
- ・ 流域比換算によって、取水地点の河川流量を算定。

滝の落差を利用

ながよしがわ

永吉川水力発電所

(事業者：ひおき地域エネルギー株式会社)

鹿児島県日置市・鹿児島県鹿児島地域振興局管内

滝の上部で取水し、落差を利用して発電。ひおき地域エネルギー株式会社（日置市と同市に深く関連する企業、個人が出資して設立）が発生電力を売電し、売電収入の一部を「ひおき未来基金」として積み立て、地域貢献の取組に活用する。

▼ 発電所設置前の状況

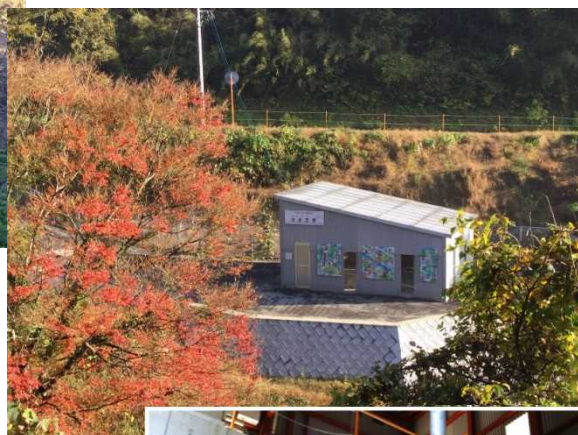


■ 諸元

河川名	永吉川水系永吉川
有効落差	8.65m
最大使用水量	0.68m ³ /s
最大出力	44.5kW
水車の種類	クロスフロー水車
発電機の種類	永久磁石発電機



◀ 滝からの導水

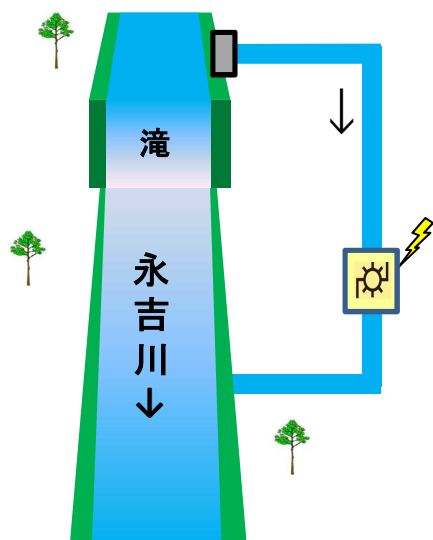


◀ 発電所設置後の現況

▶ 水車



▼ 概要図



■ ポイント

- ・直接河川から取水し、発電を行うもの。
- ・正常流量の検討にあたっては、近傍に水位流量観測所がなかったため、取水予定地点において1年間の水位・流量観測を行い、低水解析に多く用いられているタンクモデル法を用いて過去10年間の流量を解析。
- ・計画当初より地元代表者、水力の専門家、学識経験者に定期的に報告をし、理解を得た。
- ・売電収入の一部を「ひおき未来基金」に積み立て、日置の未来が明るくなるような取組を支援し、地域の活性化に貢献する計画。

⑥ 堰等に発電施設を設置した例

赤字・・・登録制

黒字・・・許可制



河川に直接発電施設を設置

あらしやま

嵐山小水力発電所 (事業者：合資会社嵐山保勝会水力発電所)

京都府京都市・近畿地方整備局淀川河川事務所管内

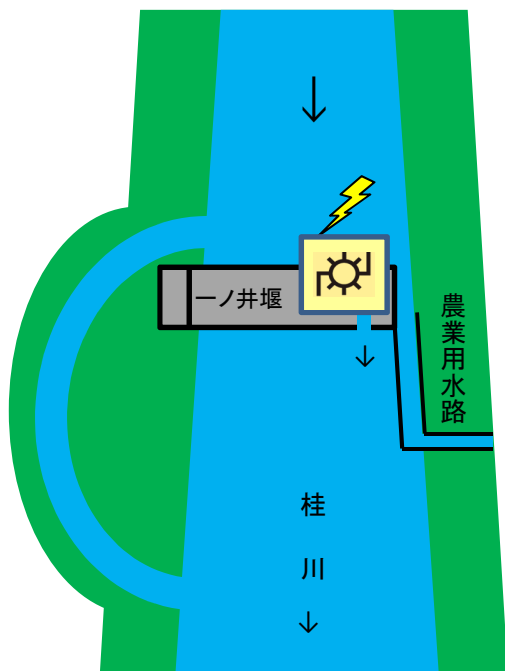
一の井堰の落差を利用した発電。発生電力は、近接する渡月橋の夜間照明に使用し、観光客及び地元住民の利便性向上のほか、環境にやさしい「まちづくり」として嵐山の活性化に寄与。



▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

▼ 水利使用模式図



■ 諸元

河川名	淀川水系桂川
有効落差	1.74m
最大使用水量	0.55m ³ /s
最大出力	5.5kW
水車の種類	サイフォン式 プロペラ水車
発電機の種類	三相誘導発電機



発電機 ▶



■ ポイント

- ・河川区域内で土地を占用し、工事を施工するため、河川法第23条にあわせて第24条、第26条第1項の許可を行ったケース。
- ・河川区域内に小水力発電施設を設置する場合、治水上等の支障の有無について確認する必要がある。詳しくは「小水力発電を河川区域内に設置する場合のガイドブック(案)」を参照。

落差工の高低差を利用

ゆすはらちょう

橿原町小水力発電所 (事業者：橿原町)

高知県高岡郡橿原町・高知県須崎土木事務所管内

河川の勾配を緩め、流速を抑えるための河川管理施設（落差工）を利用して発電。発生電力は、昼は、中学校施設で使用、夜は、町中の街路灯へ供給。学校では環境学習の教材として活用。



■ 諸元

河川名	渡川水系橿原川
有効落差	6.07m
最大使用水量	1.20m ³ /s
最大出力	53kW
水車の種類	チューブラ水車
発電機の種類	横軸かご形三相誘導発電機

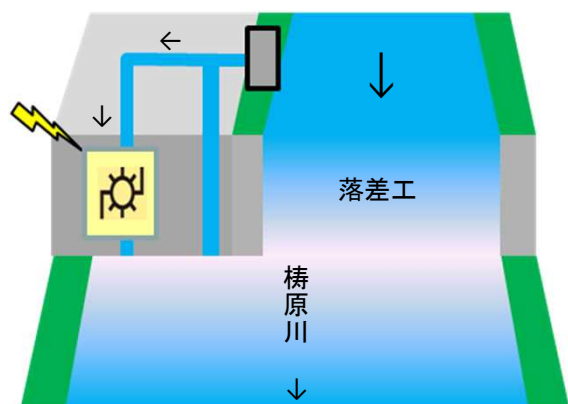
▲ 落差工及び発電施設の全体状況

発電施設の状況 ▶

発電機 ▶



▼ 概要図



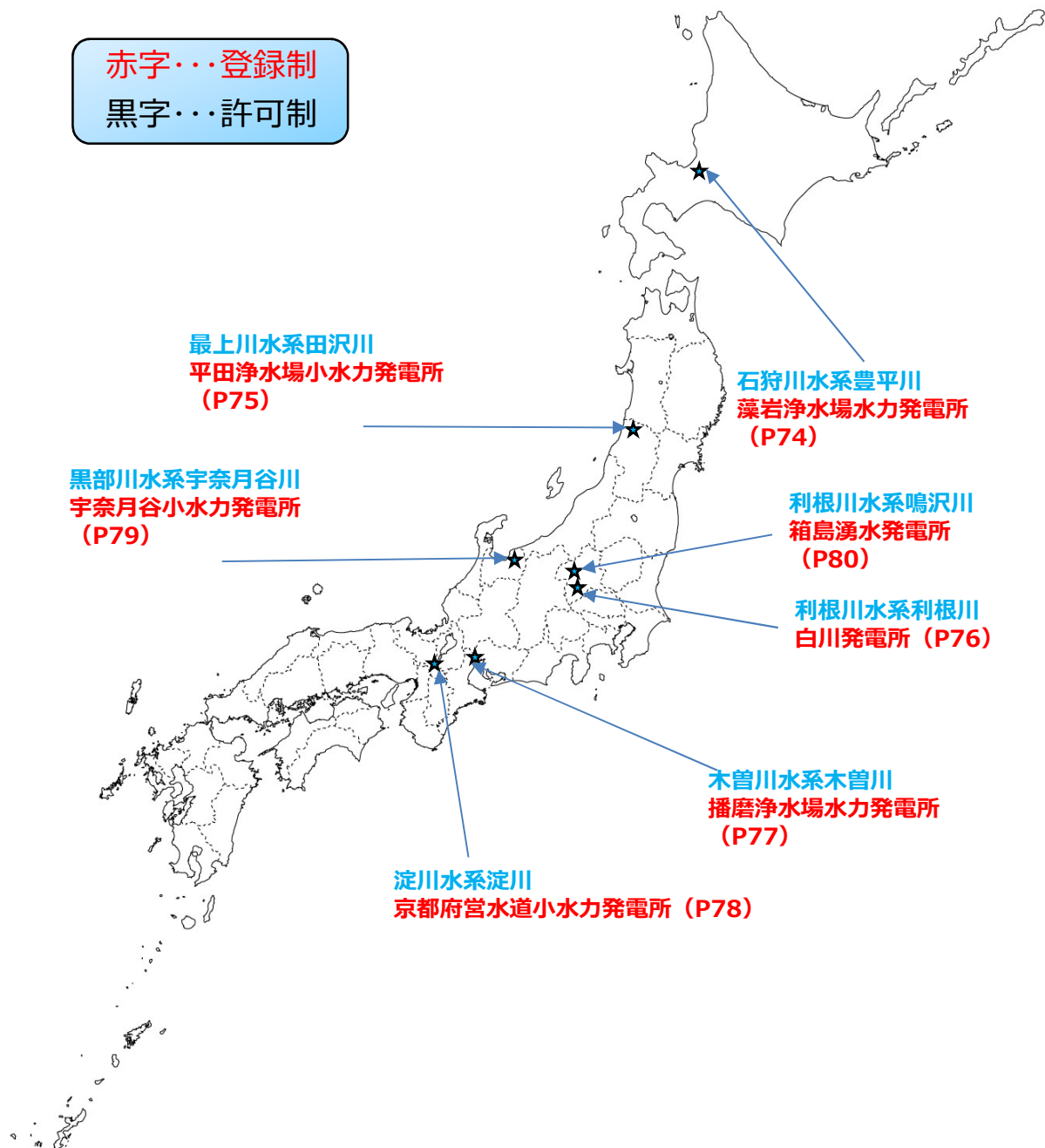
■ ポイント

- ・河川区域内で土地を占用し、工事を施工するため、河川法第23条にあわせて第24条、第26条第1項の許可を行ったケース。
- ・魚道に必要な水量を確保するため、取水制限流量 (0.3m³/s) を設定。
- ・落差工の高低差を利用して発電を行うため、減水区間が生じない。この場合、発電水利使用許可申請書の添付図書のうち、河川維持流量の設定及び関係河川使用者の取水量の状況に関する資料を省略できる。
- ・流域比換算によって、取水地点の河川流量を推定。

⑦上水道等の水路に発電施設を設置した例

赤字・・・登録制

黒字・・・許可制



既存の水道用導水管の落差を利用

もいわ

藻岩浄水場水力発電所

(事業者：札幌市水道局、
ほくでんエコエナジー(株))

北海道札幌市・北海道開発局札幌開発建設部管内

札幌市水道の導水管の落差を利用した発電。昭和59年に建設され、平成19年より全国初の水道施設を活用したオンサイト型水力発電事業として運営されている。発生電力は、上水道施設の電力として使用し、維持管理費の低減を図っている。余剰電力は売電している。



この小屋の位置に現在の小水力発電所があります

▲ 発電所設置前の状況

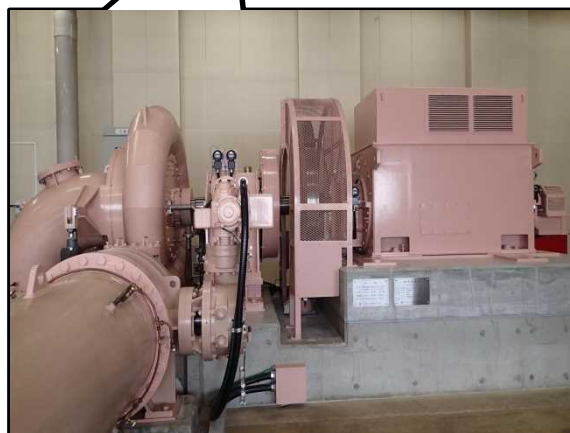
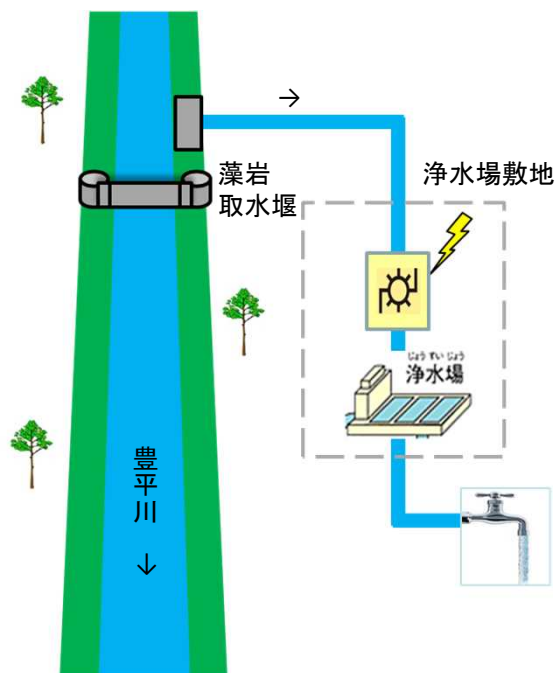
発電所設置後の現況 ▶

■ 諸元

河川名	石狩川水系豊平川
有効落差	45.52m
最大使用水量	1.057m ³ /s
最大出力	400kW
水車の種類	横軸フランシス水車
発電機の種類	三相誘導発電機



▼ 概要図



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た札幌市水道の水道用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。

既存の水道用導水管の落差を利用

ひらた

平田浄水場小水力発電所 (事業者：山形県)

山形県酒田市・東北地方整備局酒田河川国道事務所管内

庄内広域水道用水供給事業[北部地区]用水の上水道用水路の落差を利用した発電。発生電力は、上水道施設の電力として使用し、維持管理費の低減を図っている。余剰電力は売電し、維持管理費に充当。



■ 諸元

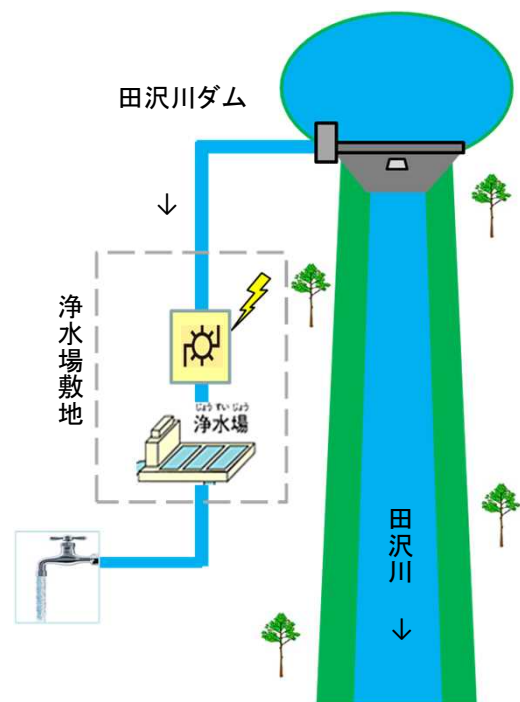
河川名	最上川水系田沢川
有効落差	39.59m
最大使用水量	0.208m ³ /s
最大出力	55kW
水車の種類	インライン型 プロペラ水車
発電機の種類	永久磁石型同期発電機



▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図



■ ポイント

- ・ 既に水利権の許可を得た庄内広域水道（北部）の水道用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・ 発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・ 従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の水道用導水管の落差を利用

しらかわ

白川発電所

(事業者：東京発電(株))

群馬県高崎市・関東地方整備局高崎河川国道事務所管内

高崎市水道の上水道用水路の落差を利用した発電。発生電力は、全量売電し、売電により得た収入の一部を高崎市へ還元する共同事業モデル。高崎市へ還元された収入は、市の水道事業費に充当。



■ 諸元

河川名	利根川水系利根川
有効落差	46.207m
最大使用水量	0.175m ³ /s
最大出力	55kW
水車の種類	クロスフロー水車
発電機の種類	三相交流誘導発電機

発電機 ▶

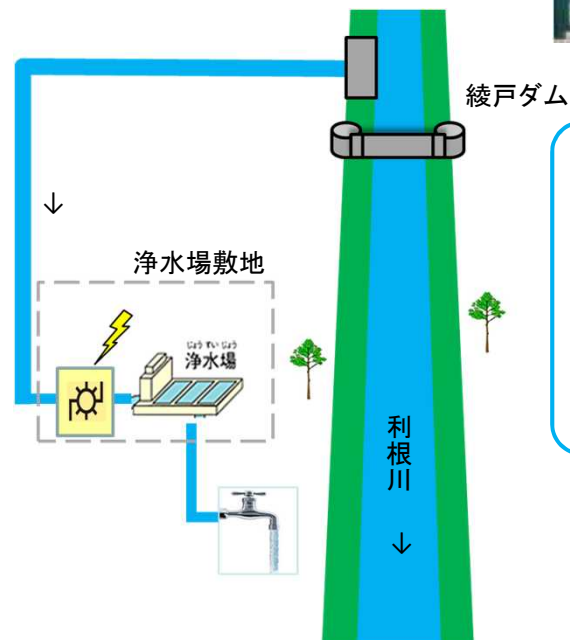


▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶



▼ 概要図



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た群馬用水に係る高崎市水道の水道用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の水道用導水管の落差を利用

は り ま

播磨浄水場水力発電所 (事業者：三重県)

三重県桑名市・中部地方整備局木曽川上流河川事務所管内

三重県水道用水の上水道用水路の落差を利用した発電。発生電力は、上水道施設の電力として使用し二酸化炭素排出量の削減及び維持管理費の低減を図っている。余剰電力は売電し、維持管理費に充当。



▲ 発電所設置前の状況

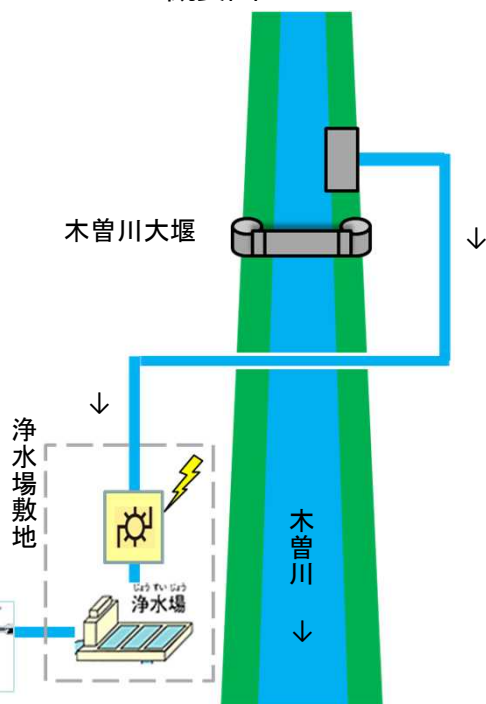
■ 諸元

河川名	木曽川水系木曽川
有効落差	16.221m
最大使用水量	0.70m ³ /s
最大出力	80kW
水車の種類	インライン式 フランシス水車
発電機の種類	横軸全閉外扇 かご型3相誘導 発電機



発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た木曽川用水濃尾第二地区に係る三重県の水道用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

水道用水導水の残圧を有効利用

京都府営水道小水力発電所（事業者：京都府）

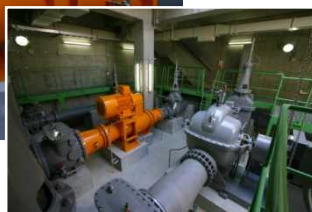
京都府宇治市・近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所管内

水道用水を、水源の天ヶ瀬ダムから自然流下により数キロの管を経て宇治浄水場内の着水井に導水している。その導水時の残圧を利用した発電。発生した電力は、同浄水場内のみで浄水設備の動力等に使用される。事業者による環境負荷低減の取組。



■ 諸元

河川名	淀川水系淀川
有効落差	10.02m
最大使用水量	0.9m ³ /s
最大出力	63.62kW
水車の種類	横軸プロペラ水車
発電機の種類	三相誘導発電機



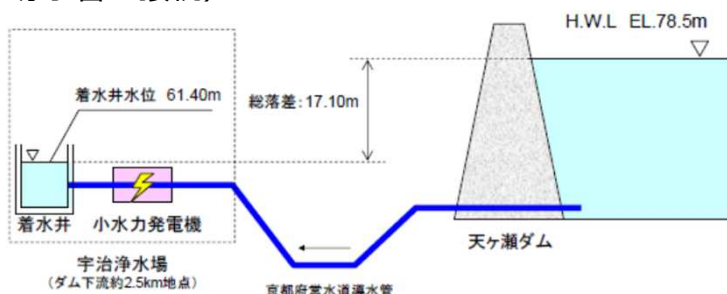
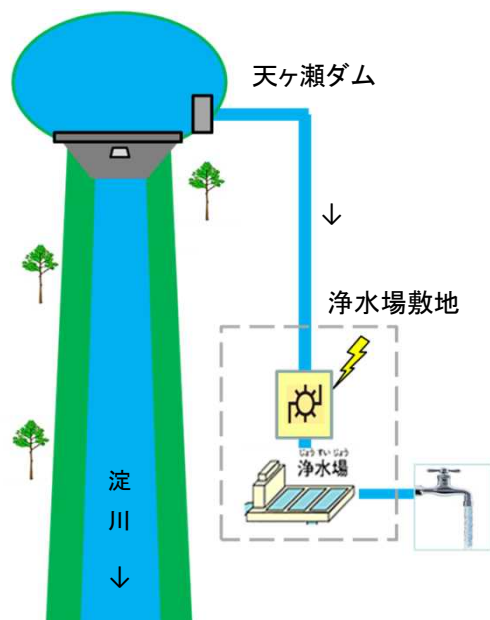
水道用水本体の導水管等の設置工事の機会に併せて、小水力発電装置を取り付けた。

▲ 発電所設置後の状況

※オレンジ色部分が小水力発電装置（浄水場内の着水井に至る前の導水管に接続）

概略イメージ ▶

▼ 概要図



■ ポイント

- ・既に水利権の許可を得た京都府営水道の水道用水取水量の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・天ヶ瀬ダムからの導水は、非洪水期などの期間においては十分な水圧を有しており、潜在的未利用エネルギーの活用の取り組み。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。

既存の防火用水路から発電用水を取水

うなづきだに
宇奈月谷小水力発電所(事業者：(一社)でんき宇奈月プロジェクト)
富山県黒部市・富山県新川土木センター入善土木事務所管内

黒部市の防火用水路の落差を利用した発電。発生電力は、地域内を循環する電気自動車バスや発電所周辺の防犯灯などに利用。



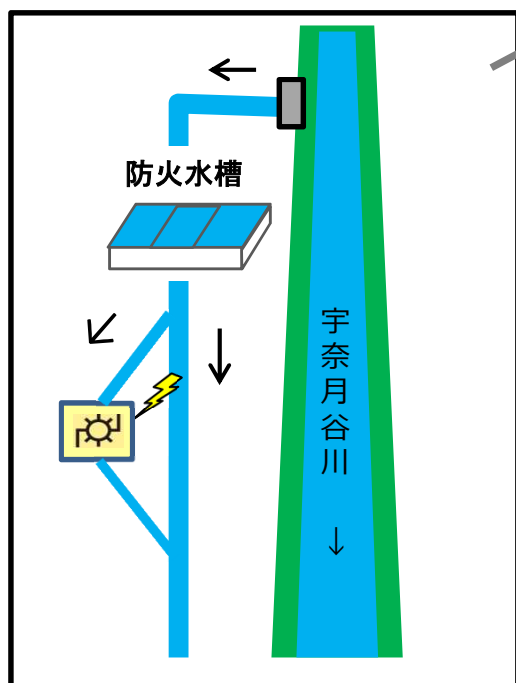
▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

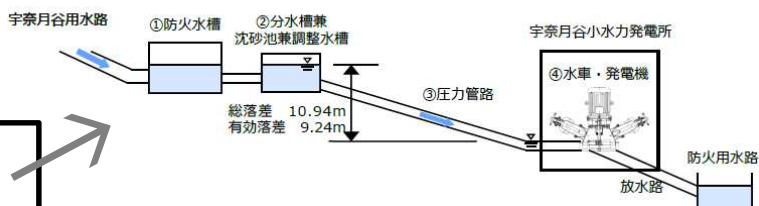
■ 諸元	
河川名	黒部川水系宇奈月谷川
有効落差	9.24m
最大使用水量	0.040m ³ /s
最大出力	2.20kW
水車の種類	ターゴ型（衝動水車）
発電機の種類	三相誘導発電機



▼ 概要図



【発電設備】



■ ポイント

- ・慣行水利権の届出がなされている防火用水の範囲内で発電を行う従属発電。
- ・従属元水利使用者は、発電事業者が登録手続きを行う前に、慣行水利権の届出を行った。
- ・既存防火用水路に分水施設を設け、防火用水の一部を発電施設に送り、発電後は水路に還元。
- ・発電のために新たに河川から取水するものではない。
- ・従属発電のため、申請時に添付する書類が簡素化。
- ・慣行水利に係る小水力発電の緩和措置により、1年の流量実測により1年の登録とした。

既存の養魚用水路の落差を利用

はこしまゆうすい 箱島湧水発電所 (事業者：東吾妻町) 群馬県吾妻郡東吾妻町・群馬県中之条土木事務所管内

日本名水百選に選ばれ、日量約3万tもの湧出量を誇る箱島湧水を利用し年間を通じて安定した発電を行うことで、再生可能エネルギーの推進や地球温暖化防止に寄与。

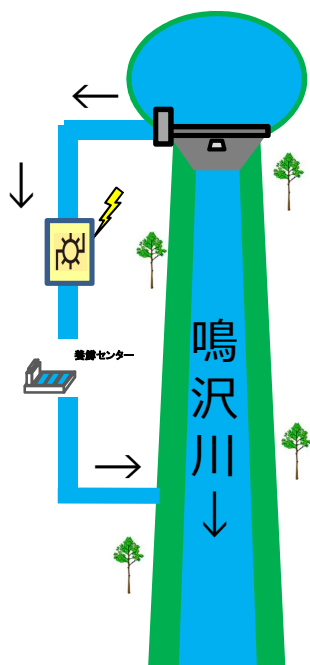
■ 諸元

河川名	利根川水系 鳴沢川
有効落差	82.1m
最大使用水量	0.278m ³ /s
最大出力	170kW
水車の種類	ターボ型水車
発電機の種類	誘導発電機

▲ 発電所設置前の状況

発電所設置後の現況 ▶

▼ 概要図



■ ポイント

- ・PFI事業※1におけるBTO方式※2を採用しており、契約期間の20年間は維持管理を行う民間事業者より、町に施設使用料が納付される。
- ・発電所下流にある、群馬県水産試験場で使用する養魚用水を使用した従属発電であり、発電後は、養鱒センターの取り入れ水路に放流を行う。
- ・発電所建屋の周辺には住宅が建ち並んでいるため、騒音対策で建屋内部に防音材を使用。

※1…公共施設の計画や運営を民間に任せる公共事業の手法。
 ※2…民間事業者が施設等を建設した後、公共団体等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。

7. 小水力発電に関するよくある質問

Q1

小水力発電を行う場合に、河川法ではどのような手続きが必要になるのか。

A1

河川の水や土地を使用する場合には、あらかじめ河川管理者の許可や登録を得る必要があります。

河川の水を使用するために必要な「水利使用の許可」（河川法第23条）又は「水利使用の登録」（河川法第23条の2）、土地を使用するために必要な「土地の占用の許可」（河川法第24条）、河川区域内で工事を行う場合の「工作物の新築等の許可」（河川法第26条第1項）及び河川保全区域内で工事を行う場合の「河川保全区域における行為の制限」（河川法第55条）に関する許可について、それぞれの発電所ごとに必要な許可又は登録申請を行います。

Q2

河川法以外では、どのような手続きが必要になるのか。

A2

河川法以外でどのような手続きが必要になるかは、発電所を設置する位置が、法令による規制を受ける指定がされているか否かによりますので、以下に示す法令を参考に、関係機関へ確認をお願いします。

小水力発電は、既存の用水路等の施設を利用して計画される場合が多いので、まずは、用水路等の施設管理者に規制等の有無を尋ねていただくことが有効と思われます。

○関係法令

- 1) 電気事業法（経済産業省）
- 2) その他法令

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護及び狩猟に関する法律、文化財保護法、土地収用法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法、森林法、国有林野法、水産資源保護法、国土利用計画法、国有財産法、砂防法、地すべり等防止法 等

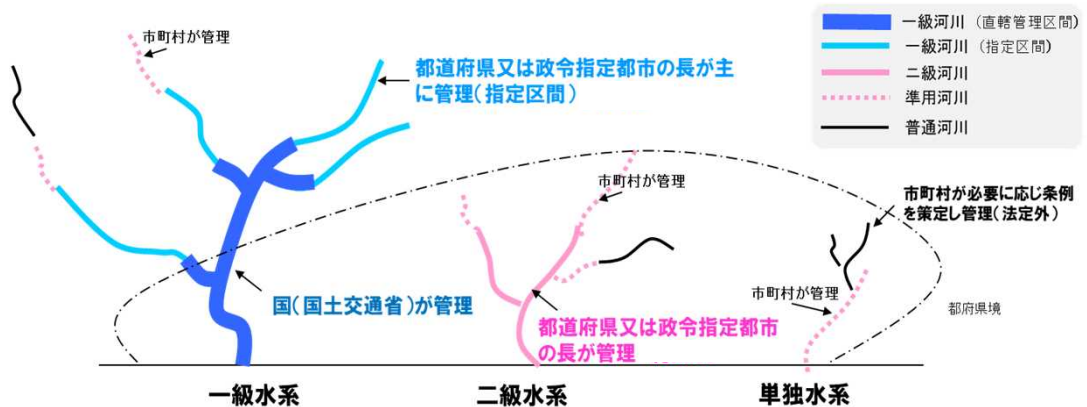
Q3

河川法の手続が必要な「河川」とは、どのようなものを指すのか。

A3

河川には、国土交通大臣が指定する一級河川、都道府県知事が指定する二級河川及び市町村長が指定する準用河川の三種類あり、この範囲で取水や工事を行う場合に、河川法に基づく手続が必要になります。

なお、地下水や伏流水の利用に際し、河川区域外であっても地下浸透流等の状況から、河川の流水と一体であると認められる場合には、河川法に基づき水利使用の許可又は登録の手続が必要になります。



Q4

普通河川で小水力発電を行う場合には、河川法の手続は不要か。

A4

河川法は適用されませんが市町村長が管理条例を定めている場合には、それに沿って手続等を行うことになります。

なお、小水力発電の実施に伴い、減水区間が生じたり、貯留施設を設けるなどして、下流河川への治水、利水、環境への影響が著しいと判断される場合には、安全性の確保と水利秩序の維持のため、河川法に基づき河川管理者が河川指定を行い、許可が必要になる場合があります。

Q5

発電を計画している地点の河川管理者がわからない。
このような場合、まずはどこに問い合わせればよいか。

A5

当該地点がある都道府県を担当する地方整備局等
で、一度お問い合わせいただければ、そちらの機関で
調べてから回答させていただきます。

○北海道

→北海道開発局 建設行政課 電話番号：011-709-2311

○青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

→東北地方整備局 水政課 電話番号：022-225-2171

○茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

→関東地方整備局 水政課 電話番号：048-601-3151

○長野県、新潟県、富山県、石川県

→北陸地方整備局 水政課 電話番号：025-280-8880

○岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

→中部地方整備局 水政課 電話番号：052-953-8146

○福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

→近畿地方整備局 水政課 電話番号：06-6942-1141

○鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

→中国地方整備局 水政課 電話番号：082-221-9231

○徳島県、香川県、愛媛県、高知県

→四国地方整備局 水政課 電話番号：087-851-8061

○福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

→九州地方整備局 水政課 電話番号：092-471-6311

○沖縄県

→沖縄県 河川課 電話番号：098-866-2404

Q6

小水力発電所の計画位置が、河川区域や河川保全区域
であるか否かの確認方法は。

A6

河川区域及び河川保全区域とも、河川管理者が指定の
う管理しているものであり、詳しい範囲は、一級河川
では、国管理区間については国土交通省の河川事務所、
都道府県又は政令指定都市の管理区間については、それ
ぞれの土木事務所で確認することができます。

なお、河川区域は、日常の川に水が流れている部分から
堤防敷までの範囲になります。また、河川保全区域は、
堤防等の河川管理施設の保護を目的に指定されており、
その範囲は河川によって異なります。

Q7

どんなに小さな出力や施設規模の発電所でも、河川法の手続は必要か。

A7

河川から新たに取水して行う小水力発電のための水利使用は、河川法施行令第2条第1項第三号イにおいて、1,000kW以上の発電のための水利使用について特定水利使用として規定されています。

他の水利使用に従属して行う小水力発電のための水利使用は、河川法施行令第2条第1項第三号ホにおいて、出力規模にかかわらず、従属元の水利使用が特定水利使用であるものは特定水利使用として規定されています。ただし、ダム等から放流される維持流量等の従属元となる水利使用がないもののみを利用する発電については特定水利使用ではありません。

出力の大小や、施設の規模に係わらず河川法の手続が必要ですが、一級河川指定区間においては特定水利使用であるかどうかによって、処分権者が異なります。

Q8

小水力発電に係る河川法の手続は、いつまでに行う必要があるのか。

A8

河川区域内または河川保全区域内で行う工事は、河川法第26条第1項の許可が無いと着手できないため、工事予定日までに許可を得ておく必要があります。許可申請は、発電計画、工事計画、関係者調整が整っていればいつでも可能です。

なお、施設設計のための測量調査等、工作物の設置の伴わない行為については許可は不要です。

Q9

小水力発電は、電力会社以外の民間企業（あるいは個人）が行っても許可又は登録できるのか。

A9

小水力は、再生可能エネルギーの一つであり、地球温暖化対策として国としても普及に取り組んでいるところです。既に水利使用の許可を受けた農業用水や、水道用水に従属する小水力発電については、河川の流量等に新たな影響を与えることなく水利用を行うものであることから、河川法第23条の4に規定する拒否要件に該当しない場合は、登録が可能です。

一方、河川から新たに取水したり、河川の土地に工作物を設置する場合には、事業目的や内容と、河川の治水、利水、環境への影響及び対策等について、審査基準に基づき審査した上で、許可が可能かどうかを判断することとなります。

Q10

小水力発電に係る河川法の手続では、どのような観点で審査が行われるのでしょうか。また、審査の基準は何でしょうか。

A10

河川から新たに取水して小水力発電を行うための許可申請があった場合には、①公共の福祉の増進、②実行の確実性、③河川流量と取水量の関係、④公益上の支障の有無の4つの観点から、許可申請書類の内容を審査し、許可できるかどうかを判断します。

従属発電の場合には、河川の流量に新たな支障を与えないことから、従属元水利使用者の同意を得ていないなど河川法第23条の4に規定する拒否要件に該当しなければ、登録されます。

Q11

小水力発電の申請書類を作成するにあたり、河川の流量のデータは提供してもらえるのか。

A11

河川管理者が保有するデータを提供できる場合がありますので、設置予定の河川を管理する河川管理者までお問い合わせください。また、お求めのデータの観測地点がわかる場合は、本手引きのP27に掲載されている「水質・水文データベース」でも確認できますので、ご活用ください。

Q12

河川の土地以外の箇所に小水力発電所を設置する場合に、工作物の構造計算書や設計図の添付は不要か。

A12

従属元水利使用者の用水路等に発電所を設置する場合には、従属元水利使用者と発電水利使用者との間で、責任分担の確認がなされていることを示す、同意書の写しが添付されていることが必要です。

そのほか、発電事業の計画の概要や発電設備一般図など、発電の内容や設置状況がわかる資料が必要となりますが、工作物の構造計算書や設計図までは必要ありません。

Q13

非かんがい期の許可水量が無い農業用水に従属を計画している。非かんがい期も発電したいが、水利使用は許可してもらえるのか。

A13

従属元水利使用の許可量を超えて取水を計画する場合には、登録申請ではなく、発電水利として新たな水利使用の許可申請を行う必要があります。

その場合、他の水利使用や河川環境に与える影響及び対策等について、審査基準に基づき審査した上で、許可が可能かどうかを判断することとなります。

なお、本手引きのP41、42、48に事例も掲載していますので、こちらをご覧ください。

Q14

慣行水利権に従属した小水力発電の、登録申請は可能か。

A14

慣行水利権を利用した小水力発電は、慣行水利権の期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できるものについては、登録申請を行うことができます。

慣行水利権の流水を利用して小水力発電を行うとする場合に登録申請する際は、慣行水利権の取水量の計測データの添付が必要です。

なお、河川法第23条の許可を受けたものとみなされる慣行水利権は、慣行水利権の期別の取水量が当時の状況と変わらないものであり、観測をした慣行水利権の期別の取水量が届出された内容の範囲内であることが前提となります。

登録の期間は、取水量の計測期間に応じて設定され、発電後においても引き続き慣行水利権の取水量計測を行う場合は、次の申請では合算された期間が登録の期間となります。

慣行水利権の期別の取水量が不明であり、従属関係が確認できないものについては、許可申請を行うこととなります。

Q15

都道府県知事等許可の水利使用に従属して小水力発電を行う場合に、登録申請はどこの窓口で行えばいいのか。

A15

都道府県又は政令指定都市の土木事務所が申請窓口になります。連絡先等については巻末の「8. 地域毎の小水力発電に関する相談窓口」をご覧ください。

Q16

申請書類を提出してから登録・許可までの日数はどれくらいか。

A16

河川から新たに取水して小水力発電を行う場合の水利使用許可の標準処理期間は通常、許可申請書の提出から許可まで5ヶ月間を目安としています。

他の水利使用に従属して河川区域外で発電を行う場合は、登録申請書の提出から登録まで1ヶ月を目安としています。

ダム等からの放流水に従属して河川区域内で発電を行う場合は、登録・許可申請書の提出から登録・許可まで3ヶ月を目安としています。

既に水利使用の許可を受けた他の水利使用に従属して発電を行う場合で、当該水利使用の許可更新手続中など当該水利使用の許可の審査が終わっていない場合には、まずは当該水利使用の許可の審査を終えてから登録の審査を行うことになります。

以上は処理までの目安の期間ですので、申請書の内容によって、審査に要する時間が異なるため、申請書の提出後における審査状況や、許可又は登録までの概ねの日数は、申請窓口へお問い合わせください。

また、P12に申請内容ごとの処理機関の表を掲載していますので、こちらをご覧ください。

Q17

申請に当たり、事前相談に必ず行かなければならないのか。

A17

事前相談は、必要に応じてご利用いただければ結構です。

ただし、申請書類の作成に先立ち、従属元水利使用の水利用状況や、発電所の計画地点が河川土地であるかどうかを明らかにし、必要な書類が何かをあらかじめ確認することをお勧めします。

また、慣行水利権に係る従属発電を行う場合は従属元水利使用の取水量を確定するため、事前に河川管理者に相談されることをお勧めします。

事前相談は、国土交通省の河川事務所など申請窓口で受け付けていますので、ご活用ください。

Q18

水利使用に伴い、費用は発生するのか。

A18

河川法では、都道府県知事が、水利使用の許可(河川法第23条)又は登録(河川法第23条の2)を得た者から、流水占用料を徴収できることとなっています。

水力発電のための流水占用料の額は、国土交通大臣がその上限額を定めています。

〔参考、「河川法施行令第18条第1項第3号の国土交通大臣が定める額の件」(昭和50年建設省告示第1125号)〕

なお、流水占用料の実際の徴収有無や金額は、都道府県の申請窓口にお問い合わせください。

Q19

農業用水路内で登録を得た小水力発電所に隣接して、全く同じ仕様の小水力発電所を設置する場合に、改めて登録が必要か。

A19

水利使用の登録は、個々の目的に対して取水量、取水口位置など登録の内容と条件を定めて行います。

同一の農業用水路内で隣接した箇所に同じ仕様の発電所を設置する場合は、新たな水利使用となりますので、新たに登録を受けることが必要です。ただし、各水利使用を一の事業として扱うことが適切な場合には、各水利使用の使用する水量等を明確にし、申請をまとめて1本で行うことは可能です。申請方法については、申請窓口にご相談ください。

Q20

小水力発電所の位置を変更したいのだが、手続が必要か。

A20

河川区域及び河川保全区域内に設置された発電所であれば、河川の治水、利水等の安全性を改めて確認する必要性が生じることから、取扱いには慎重を期すべきであり、内容によっては変更申請が必要になる場合があります。

河川の土地以外の用水路等に設置された発電所の位置を変更する場合には、移設により、使用水量、出力等の変更が伴うと、水利使用規則の変更が必要になることも考えられますので、移設を計画された段階で申請窓口にご相談ください。

Q21

小水力発電の電力の用途を変更したいのだが、手続は必要か。

A21

電力の用途が変わっても、引き続き水利使用規則に規定された許可又は登録の条件及び内容により、水力発電を行うものであれば、河川法の手続は必要ありません。

ただし、慣行水利権を利用して従属発電を行う場合は慣行水利権に基づく取水地点の取水量が必要であり、その計測頻度は電力の用途に応じて変わりますので、齟齬が生じないよう申請窓口にお問い合わせください。また、発電後に用途を変更する場合においては、当該計測頻度に齟齬が生じていないか確認する必要があるため、河川管理者に届け出てください。

※ 慣行水利権を利用し、地域における環境学習等の用途のため、系統連結せずに従属発電を行う場合は、申請者の負担を大幅に軽減するため、取水量の計測頻度を1月に1回とすることを可能とする簡素化措置を実施しています。

ただし、それ以外の用途で慣行水利権を利用して発電を行う場合、少なくとも5日に1回の取水量の計測が必要です。

Q22

小水力発電の水利使用が許可又は登録期限を迎え、更新したいがどのような手続が必要か。

A22

申請窓口で更新のための申請書類を提出する必要があります。小水力発電の事業計画、実施方法に変更が無い場合には、前回許可又は登録時の許可申請書類に添付された図書については、ほとんどが添付を省略することができます。書類の作成前に申請窓口にご相談ください。

8. 地域毎の小水力発電に関する相談窓口

河川の流水を利用する小水力発電の設置をご検討されている方で、手続等に関してご不明な点などがございましたら、**下表に掲げる設置予定場所の河川を管理する国土交通省の地方整備局や河川事務所、都道府県又は政令市にご相談ください。**

- 一級河川指定区間における以下の水利使用手続は、都道府県又は政令市により行われます。
- ・ 従属元の水利使用の許可を都道府県又は政令市が行っている従属発電
 - ・ 河川の流水の正常な機能を維持するために又は洪水調節容量を確保するために必要なときにダム等から放流される流水のみを利用した従属発電
(許可を受けた水利使用の流水が混在する場合で、当該水利使用の許可を国が行っている場合は国)
 - ・ 慣行水利権の流水を利用した従属発電
 - ・ 最大出力が1,000kW未満の小水力発電

北海道

一級水系(一級河川大臣管理区間)のお問い合わせ先	
道内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について	
国土交通省 北海道開発局 建設部 建設行政課	011-709-2311
石狩川水系	
国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 公物管理企画課	011-611-0328
後志利別川水系	
国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部 公物管理課	0138-42-8079
尻別川水系	
国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部 公物管理課	0134-23-5179
石狩川水系、天塩川水系	
国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部 公物管理課	0166-32-1649
鵲川水系、沙流川水系	
国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部 公物管理課	0143-25-1650
釧路川水系	
国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部 公物管理課	0154-24-7182
十勝川水系	
国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部 公物管理課	0155-24-4102
渚滑川水系、湧別川水系、常呂川水系、網走川水系	
国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部 公物管理課	0152-44-6384
天塩川水系、留萌川水系	
国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部 公物管理課	0164-42-2315
一級水系(一級河川指定区間)のお問い合わせ先	
北海道 建設部 建設政策局 維持管理防災課 管理係	011-204-5551
札幌市 下水道河川局 事業推進部 河川管理課 (一級河川石狩川水系安春川・山鼻川・苗穂川・北白石川・篠路拓北川・雁来川・山本川・丘珠藤木川・藤野沢川の指定区間で、札幌市域に存する区間に限る)	
	011-818-3415
二級水系のお問い合わせ先	
北海道 建設部 建設政策局 維持管理防災課 管理係	011-204-5551

青森県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
-----------------------	--------------

岩木川水系

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 河川占用調整課	017-734-4537
国土交通省 東北地方整備局 岩木川ダム統合管理事務所 管理課	0172-85-3035

高瀬川水系

国土交通省 東北地方整備局 高瀬川河川事務所 総務課	0178-28-7135
----------------------------	--------------

馬淵川水系

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 河川占用調整課	017-734-4537
---------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

青森県 県土整備部 河川砂防課	017-734-9661
-----------------	--------------

岩手県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
-----------------------	--------------

北上川水系

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 河川占用調整課	019-624-3273
国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 管理第一課	019-643-7831

馬淵川水系

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 河川占用調整課	017-734-4537
---------------------------------	--------------

米代川水系

国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所 河川管理課	0185-70-1001
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

岩手県 県土整備部 河川課	019-629-5902
---------------	--------------

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
-----------------------	--------------

北上川水系

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 占用調整課	0225-94-9851
--------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 鳴子ダム管理所 管理係	0229-82-2341
---------------------------	--------------

鳴瀬川水系

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 占用調整課	0225-94-9851
--------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 鳴瀬川総合開発工事事務所 工務課	0229-22-7811
--------------------------------	--------------

名取川水系

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 河川管理課	022-248-4131
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 釜房ダム管理所 管理係	0224-84-2171
---------------------------	--------------

阿武隈川水系

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 河川管理課	022-248-4131
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 セケ宿ダム管理所 管理係	0224-37-2122
----------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

宮城県 土木部 河川課	022-211-3172
-------------	--------------

仙台市 建設局 河川課	022-214-8836
-------------	--------------

(一級河川名取川水系網木川の指定区間で、仙台市域に存する区間に限る)

二級水系の相談窓口

宮城県 土木部 河川課	022-211-3172
-------------	--------------

仙台市 建設局 河川課	022-214-8836
-------------	--------------

(二級河川七北田川水系梅田川の上流一部区間で、仙台市域に存する区間に限る)

秋田県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
-----------------------	--------------

米代川水系

国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所 河川管理課	0185-70-1001
-------------------------------	--------------

雄物川水系

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 河川管理課	018-864-2290
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 河川管理課	0183-73-5340
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所 工務課	0182-23-8450
-----------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 玉川ダム管理所 管理係	0187-49-2170
---------------------------	--------------

子吉川水系

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 河川管理課	018-864-2290
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 鳥海ダム工事事務所 工務課	0184-23-5120
-----------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

秋田県 建設部 河川砂防課	018-860-2511
---------------	--------------

山形県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について (最上川水系、赤川水系に限る)

国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
-----------------------	--------------

最上川水系

国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 河川管理課	023-688-8421
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所 管理課	0233-22-0275
---------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 河川管理課	0234-27-3331
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 管理課	0237-75-2311
--------------------------------	--------------

赤川水系

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 河川管理課	0234-27-3331
-------------------------------	--------------

国土交通省 東北地方整備局 月山ダム管理所 管理係	0235-54-6711
---------------------------	--------------

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について (荒川水系に限る)

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
-----------------------	--------------

荒川水系

国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 工務第一課	0254-62-3211
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

山形県 県土整備部 河川課	023-630-2612
---------------	--------------

福島県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(阿武隈川水系に限る)

国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課	022-225-2171
-----------------------	--------------

阿武隈川水系

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 河川管理課	024-546-4331
国土交通省 東北地方整備局 三春ダム管理所 管理係	0247-62-3145
国土交通省 東北地方整備局 摺上川ダム管理所 管理係	024-596-1275

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(久慈川水系に限る)

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

久慈川水系

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 占用調整課	029-240-4061
-------------------------------	--------------

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(阿賀野川水系に限る)

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
-----------------------	--------------

阿賀野川水系

国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 管理課	0242-26-6441
----------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

福島県 土木部 河川計画課	024-521-7484
---------------	--------------

茨城県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

利根川水系

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所 占用調整課	0478-52-6361
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 占用調整課	0299-63-2411
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 占用調整課	0296-25-2161

那珂川水系、久慈川水系

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 占用調整課	029-240-4061
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

茨城県 土木部 河川課	029-301-4478
-------------	--------------

栃木県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

利根川水系

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 管理課	0284-73-5551
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 占用調整課	0296-25-2161
国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 管理課	028-661-1341

那珂川水系

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 占用調整課	029-240-4061
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

栃木県 県土整備部 河川課	028-623-2442
---------------	--------------

群馬県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について（利根川水系に限る）

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

利根川水系

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 管理課	0284-73-5551
国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 河川管理課	027-345-6000
国土交通省 関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所 管理課	027-251-2021
国土交通省 関東地方整備局 品木ダム水質管理所	0279-88-5677

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について（阿賀野川水系、信濃川（中流域）水系に限る）

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
-----------------------	--------------

阿賀野川水系

国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 管理課	0242-26-6441
----------------------------	--------------

信濃川（中流域）水系

国土交通省 北陸地方整備局 信濃川河川事務所 占用調整課	0258-32-3020
------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

群馬県 県土整備部 河川課	027-226-3612
---------------	--------------

埼玉県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

利根川水系

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 占用調整課	04-7125-7311

荒川水系

国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 占用調整課	049-246-6371
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 占用調整課	03-3902-2311
国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所	0494-55-0001

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

埼玉県 県土整備部 河川環境課	048-830-5133
-----------------	--------------

千葉県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

利根川水系

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 占用調整課	0480-52-3952
国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所 占用調整課	0478-52-6361
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 占用調整課	0299-63-2411
国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 占用調整課	04-7125-7311

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

千葉県 県土整備部 河川環境課	043-223-3132
-----------------	--------------

二級水系の相談窓口

千葉県 県土整備部 河川環境課	043-223-3132
千葉市 建設局 下水道建設部 都市河川課 (二級河川都川水系坂月川で、千葉市域に存する区間に限る)	043-245-5392

東京都

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

都内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

利根川水系

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 占用調整課	04-7125-7311
------------------------------	--------------

荒川水系

国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 占用調整課	049-246-6371
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 占用調整課	03-3902-2311

多摩川、鶴見川水系

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 占用調整第一・第二課	045-503-4000
----------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

東京都 建設局 河川部 指導調整課	03-5320-5409
-------------------	--------------

神奈川県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

多摩川水系、鶴見川水系

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 占用調整第一・第二課	045-503-4000
----------------------------------	--------------

相模川水系

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 占用調整第一・第二課	045-503-4000
国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所 施設管理課	046-281-6911

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課	045-210-6475
横浜市 道路局 河川部 河川管理課	045-671-2855
(一級河川鶴見川水系梅田川・砂田川・鳥山川の指定区間で、横浜市域に存する区間に限る)	

二級水系の相談窓口

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課	045-210-6475
横浜市 道路局 河川部 河川管理課	045-671-2855
(二級河川境川水系平戸永谷川・宇田川で、横浜市域に存する区間に限る)	

山梨県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

多摩川水系、相模川水系

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 占用調整第一・第二課	045-503-4000
----------------------------------	--------------

富士川水系

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 河川管理課	055-252-5491
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

山梨県 県土整備部 治水課 管理担当	055-223-1700
山梨県 県土整備部 中北建設事務所 河川砂防管理課 管理担当	055-224-1664
山梨県 県土整備部 中北建設事務所 峡北支所 河川砂防管理課 管理担当	0551-23-3062
山梨県 県土整備部 峡東建設事務所 河川砂防管理課 管理担当	0553-20-2712
山梨県 県土整備部 峡南建設事務所 河川砂防管理課 管理担当	055-240-4122
山梨県 県土整備部 峡南建設事務所 身延河川砂防管理課 管理担当	0556-62-9062
山梨県 県土整備部 富士・東部建設事務所 河川砂防管理課 管理担当	0554-22-7819
山梨県 県土整備部 富士・東部建設事務所 吉田支所 河川砂防管理課 管理担当	0555-24-9045

新潟県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
-----------------------	--------------

荒川水系

国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 工務第一課	0254-62-3211
-------------------------------	--------------

阿賀野川水系

国土交通省 北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所 占用調整課	0250-22-2211
-------------------------------	--------------

信濃川(下流域)水系

国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所 占用調整課	025-266-7131
--------------------------------	--------------

信濃川(中流域)水系

国土交通省 北陸地方整備局 信濃川河川事務所 占用調整課	0258-32-3020
------------------------------	--------------

関川水系、姫川水系

国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所 河川管理課	025-523-3136
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

新潟県 土木部 河川管理課 水政係	025-280-5413
-------------------	--------------

富山県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
-----------------------	--------------

黒部川水系

国土交通省 北陸地方整備局 黒部河川事務所 河川管理課	0765-52-1122
-----------------------------	--------------

常願寺川水系、神通川水系、庄川水系、小矢部川水系

国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 占用調整課	076-443-4701
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

富山県 土木部 河川課 計画係	076-444-3325
-----------------	--------------

石川県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
-----------------------	--------------

手取川水系、梯川水系

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 河川管理課	076-264-8800
-------------------------------	--------------

小矢部川水系

国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 占用調整課	076-443-4701
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

石川県 土木部 河川課 水政グループ	076-225-1736
--------------------	--------------

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について
(信濃川(上流域)水系、関川水系、姫川水系に限る)

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
-----------------------	--------------

信濃川(上流域)水系

国土交通省 北陸地方整備局 千曲川河川事務所 占用調整課	026-227-7611
------------------------------	--------------

関川水系、姫川水系

国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所 河川管理課	025-523-3136
-------------------------------	--------------

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(天竜川水系、矢作川水系、木曾川水系に限る)

国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146
-----------------------	--------------

天竜川水系

国土交通省 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所 管理課	0265-81-6414
国土交通省 中部地方整備局 天竜川ダム統合管理事務所 管理課	0265-88-3743

矢作川水系

国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 管理課	0532-48-8112
---------------------------	--------------

木曾川水系

国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 占用調整課	058-251-1326
--------------------------------	--------------

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(富士川水系に限る)

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

富士川水系

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 河川管理課	055-252-5491
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

長野県 建設部 河川課	026-235-7308
-------------	--------------

岐阜県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(神通川水系、庄川水系に限る)

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水政課	025-280-8880
-----------------------	--------------

神通川水系、庄川水系

国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 占用調整課	076-443-4701
-------------------------------	--------------

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について
(矢作川水系、庄内川水系、木曾川水系に限る)

国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146
-----------------------	--------------

矢作川水系

国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 管理課	0532-48-8112
---------------------------	--------------

国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所	0565-68-2321
-----------------------	--------------

庄内川水系

国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 占用調整課	052-914-6935
------------------------------	--------------

木曾川水系

国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 占用調整課	058-251-1326
--------------------------------	--------------

国土交通省 中部地方整備局 木曾川水系ダム統合管理事務所 管理課	058-255-2562
----------------------------------	--------------

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(九頭竜川水系に限る)

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

九頭竜川水系

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 河川占用調整課	0776-35-2661
---------------------------------	--------------

国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 工務課	0776-27-0642
------------------------------	--------------

国土交通省 近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 管理課	0779-66-5300
---------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

岐阜県 県土整備部 河川課	058-272-1111
---------------	--------------

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について（富士川水系に限る）

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水政課	048-601-3151
-----------------------	--------------

富士川水系

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 河川管理課	055-252-5491
-------------------------------	--------------

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について
（狩野川水系、安倍川水系、大井川水系、菊川水系、天竜川水系に限る）

国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146
-----------------------	--------------

狩野川水系

国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 河川管理課	055-934-2011
-------------------------------	--------------

安倍川水系

国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所 占用調整課	054-273-9106
-----------------------------	--------------

大井川水系

国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所 占用調整課	054-273-9106
国土交通省 中部地方整備局 長島ダム管理所	0547-59-1021

菊川水系、天竜川水系

国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 河川管理課	053-466-0118
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川砂防管理課（水利権）	054-221-3195
静岡市 建設局 土木部 土木管理課	054-221-1442
（一級河川安倍川水系大門川・小豆川・秋山川の指定区間で、静岡市域に存する区間に限る）	

二級水系の相談窓口

静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川砂防管理課（水利権）	054-221-3195
静岡市 建設局 土木部 土木管理課	054-221-1442
（二級河川浜川水系浜川、巴川水系大正寺沢川で、静岡市域に存する区間に限る）	
浜松市 土木部 東・浜北土木整備事務所 東土木管理G	053-424-0165
（二級河川馬込川水系北裏川で、浜松市域に存する区間に限る）	
浜松市 土木部 東・浜北土木整備事務所 浜北土木管理G	053-585-1152
（二級河川馬込川水系御陣屋川で、浜松市域に存する区間に限る）	
浜松市 土木部 南土木整備事務所 占用・指導G	053-457-1010
（二級河川都田川水系権現谷川・段子川・九領川で、浜松市域に存する区間に限る）	

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146
-----------------------	--------------

天竜川水系

国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 河川管理課	053-466-0118
-------------------------------	--------------

豊川水系

国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 管理課	0532-48-8112
---------------------------	--------------

矢作川水系

国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 管理課	0532-48-8112
---------------------------	--------------

国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所	0565-68-2321
-----------------------	--------------

庄内川水系

国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 占用調整課	052-914-6935
------------------------------	--------------

木曾川水系

国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 占用調整課	058-251-1326
--------------------------------	--------------

国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 占用調整課	0594-24-5718
--------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

愛知県 建設局 河川課 管理グループ	052-954-6552
--------------------	--------------

名古屋市 緑政土木局 河川部 河川管理課	052-972-2882
----------------------	--------------

(一級河川庄内川水系堀川、新堀川、守山川、隈除川、長戸川、野添川の指定区間で、名古屋市域に存する区間に限る)
--

二級水系の相談窓口

愛知県 建設局 河川課 管理グループ	052-954-6552
--------------------	--------------

名古屋市 緑政土木局 河川部 河川管理課	052-972-2882
----------------------	--------------

(二級河川山崎川水系山崎川、日光川水系戸田川、天白川水系大高川・瀬木川・藤川・扇川・手越川・植田川で、名古屋市域に存する区間に限る)
--

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について(淀川水系、新宮川水系に限る)

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

淀川水系

国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課	0595-63-1611
------------------------------	--------------

新宮川水系

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 調査課	0739-22-4813
-----------------------------	--------------

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について
(木曾川水系、鈴鹿川水系、雲出川水系、櫛田川水系、宮川水系に限る)

国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146
-----------------------	--------------

木曾川水系

国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 占用調整課	0594-24-5718
--------------------------------	--------------

鈴鹿川水系、雲出川水系、宮川水系

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 河川占用調整課	059-229-2218
---------------------------------	--------------

櫛田川水系

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 河川占用調整課	059-229-2218
---------------------------------	--------------

国土交通省 中部地方整備局 蓮ダム管理所	0598-45-0371
----------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

三重県 県土整備部 河川課 河川管理班	059-224-2686
---------------------	--------------

福井県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

九頭竜川水系

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 河川占用調整課	0776-35-2661
国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 工務課	0776-27-0642
国土交通省 近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 管理課	0779-66-5300

北川水系

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 河川占用調整課	0776-35-2661
---------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

福井県 土木部 河川課 河川管理グループ	0776-20-0480
----------------------	--------------

滋賀県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について（淀川水系、北川水系に限る）

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

淀川水系

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課	077-546-0844
国土交通省 近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 総務課	077-545-5675
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 管理課	072-856-3131

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について（木曾川水系に限る）

国土交通省 中部地方整備局 河川部 水政課	052-953-8146
-----------------------	--------------

木曾川水系

国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 占用調整課	058-251-1326
--------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

滋賀県 土木交通部 流域政策局 河川・港湾室 河川行政第一係	077-528-4156
--------------------------------	--------------

京都府

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

府内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

淀川水系

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 占用調整課	072-843-2861
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 管理課	072-856-3131
国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課	0595-63-1611

由良川水系

国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 河川管理課	0773-22-5104
--------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

京都府 建設交通部 河川課 管理係	075-414-5290
-------------------	--------------

大阪府

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

府内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

淀川水系

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 占用調整課	072-843-2861
国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所 占用調整課	072-751-1111

大和川水系

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課	072-971-1381
------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

大阪府 都市整備部 河川室 河川環境課	06-6944-9304
大阪市 建設局 下水道河川部 河川課 (一級河川淀川水系住吉川・道頓堀川・東横堀川・今川・駒川・鳴戸川の指定区間で、大阪域に存する区間に限る)	06-6615-6833
堺市 建設局 土木部 河川水路課 (一級河川大和川水系狭間川の指定区間で、堺域に存する区間に限る)	072-228-7418

二級水系の相談窓口

大阪府 都市整備部 河川室 河川環境課	06-6944-9304
堺市 建設局 土木部 河川水路課 (二級河川内川水系内川・内川放水路・土居川で、堺域に存する区間に限る)	072-228-7418

兵庫県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

淀川水系

国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所 占用調整課	072-751-1111
------------------------------	--------------

加古川水系、揖保川水系

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 河川管理第一課	079-282-8211
---------------------------------	--------------

円山川水系

国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 河川管理課	0796-22-3126
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課 事務班(管理担当)	078-362-3528
-------------------------------	--------------

奈良県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

淀川水系

国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課	0595-63-1611
------------------------------	--------------

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 占用調整課	072-843-2861
-----------------------------	--------------

大和川水系

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課	072-971-1381
------------------------------	--------------

紀の川水系

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-424-2471
----------------------------------	--------------

国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所 管理課	0747-25-3013
--------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

奈良県 県土マネジメント部 河川整備課	0742-27-7503
---------------------	--------------

和歌山県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水政課	06-6942-1141
-----------------------	--------------

紀の川水系

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-424-2471
----------------------------------	--------------

新宮川水系

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 調査第一課	0739-22-4564
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課	073-441-3132
------------------------	--------------

鳥取県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
-----------------------	--------------

千代川水系

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 占用調整課	0857-22-8435
-------------------------------	--------------

天神川水系

国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 河川管理課	0858-26-6221
-------------------------------	--------------

日野川水系

国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所 調査設計課	0859-27-5484
------------------------------	--------------

斐伊川水系

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 占用調整課	0853-21-1850
-----------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

鳥取県 県土整備部 河川課 管理担当	0857-26-7377
--------------------	--------------

島根県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
-----------------------	--------------

斐伊川水系

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 占用調整課	0853-21-1850
-----------------------------	--------------

江の川水系、高津川水系

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 占用調整課	0855-22-2480
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

島根県 土木部 河川課 管理グループ	0852-22-5499
--------------------	--------------

岡山県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
-----------------------	--------------

吉井川水系、旭川水系、高梁川水系

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 占用調整課	086-223-5101
-----------------------------	--------------

芦田川水系

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所 占用調整課	084-923-2620
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

岡山県 土木部 河川課 水政班	086-226-7478
岡山市東区役所 地域整備課 施設管理係 (一級河川吉井川水系永江川の指定区間で、岡山市域に存する区間に限る)	086-944-5048
岡山市中区役所 地域整備課 施設管理係 (一級河川旭川水系倉安川・大堀川の指定区間で、岡山市域に存する区間に限る)	086-901-1633

二級水系の相談窓口

岡山県 土木部 河川課 水政班	086-226-7478
-----------------	--------------

広島県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
-----------------------	--------------

太田川水系、小瀬川水系

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所 占用調整課	082-221-2436
------------------------------	--------------

江の川水系

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所 占用調整課	0824-63-4121
-------------------------------	--------------

芦田川水系

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所 占用調整課	084-923-2620
-------------------------------	--------------

高梁川水系

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 占用調整課	086-223-5101
-----------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

広島県 土木建築局 道路河川管理課 河川砂防管理グループ	082-513-3923
------------------------------	--------------

山口県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課	082-221-9231
-----------------------	--------------

佐波川水系

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 河川管理課	0835-22-1785
-------------------------------	--------------

小瀬川水系

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所 占用調整課	082-221-2436
------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

山口県 土木建築部 河川課 水政班	083-933-3770
-------------------	--------------

徳島県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 四国地方整備局 河川部 水政課	087-851-8061
-----------------------	--------------

吉野川水系

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川占用調整課	088-654-2211
---------------------------------	--------------

那賀川水系

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所 管理課	0884-22-6461
----------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

徳島県 県土整備部 水管理政策課	088-621-2625
------------------	--------------

香川県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 四国地方整備局 河川部 水政課	087-851-8061
-----------------------	--------------

吉野川水系

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川占用調整課	088-654-2211
---------------------------------	--------------

土器川水系

国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所 工務第一課	087-821-1561
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

香川県 土木部 河川砂防課	087-832-3536
---------------	--------------

愛媛県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 四国地方整備局 河川部 水政課	087-851-8061
-----------------------	--------------

吉野川水系

国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所 管理課	0883-72-3000
--------------------------------	--------------

重信川水系

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 河川管理課	089-972-0034
-------------------------------	--------------

肱川水系

国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所 河川管理課	0893-24-5185
-------------------------------	--------------

仁淀川水系

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所 河川管理課	088-833-0111
-------------------------------	--------------

渡川水系

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所 河川管理課	0880-34-7301
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課	089-912-2671
-------------------	--------------

高知県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 四国地方整備局 河川部 水政課	087-851-8061
-----------------------	--------------

吉野川水系

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川占用調整課	088-654-2211
---------------------------------	--------------

国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所 管理課	0883-72-3000
--------------------------------	--------------

仁淀川水系、物部川水系

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所 河川管理課	088-833-0111
-------------------------------	--------------

渡川水系

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所 河川管理課	0880-34-7301
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

高知県 土木部 河川課	088-823-9839
-------------	--------------

福岡県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
-----------------------	--------------

筑後川水系、矢部川水系

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 占用調整課	0942-33-9131
------------------------------	--------------

遠賀川水系

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課	0949-22-1830
------------------------------	--------------

山国川水系

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 管理課	0979-24-0571
----------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

福岡県 県土整備部 河川管理課	092-643-3666
-----------------	--------------

佐賀県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
-----------------------	--------------

筑後川水系

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 占用調整課	0942-33-9131
------------------------------	--------------

松浦川水系、六角川水系、嘉瀬川水系

国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所 占用調整課	0954-23-5151
-----------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

佐賀県 県土整備部 河川砂防課	0952-25-7161
-----------------	--------------

長崎県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
-----------------------	--------------

本明川水系

国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 河川管理課	095-839-9211
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

長崎県 土木部 河川課	095-822-0397
-------------	--------------

熊本県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
-----------------------	--------------

筑後川水系

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 占用調整課	0942-33-9131
国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所 管理課	0942-39-6651

菊池川水系

国土交通省 九州地方整備局 菊池川河川事務所 管理課	0968-44-2171
----------------------------	--------------

白川水系

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 占用調整課	096-382-1111
国土交通省 九州地方整備局 立野ダム工事事務所 調査設計課	096-385-0707

緑川水系

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 占用調整課	096-382-1111
国土交通省 九州地方整備局 緑川ダム管理所	0964-48-0216

球磨川水系

国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 河川管理課	0965-32-4135
国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所 総務課	0966-23-3174

一級水系(一級河川指定区間)の相談窓口

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課	096-333-2508
熊本市 都市建設局 土木部 土木総務課 (一級河川緑川水系加勢川・鶯川・健軍川・藻器堀川・保田窪放水路の指定区間で、熊本市域に存する区間に限る)	096-328-2475

二級水系の相談窓口

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課	096-333-2508
熊本市 都市建設局 土木部 土木総務課 (二級河川坪井川水系万石川・兎谷川・麴川で、熊本市域に存する区間に限る)	096-328-2475

大分県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
-----------------------	--------------

筑後川水系

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 占用調整課	0942-33-9131
国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所 管理課	0942-39-6651

山国川水系

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 管理課	0979-24-0571
----------------------------	--------------

大分川水系

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 河川管理課	097-544-4167
-------------------------------	--------------

大野川水系

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 河川管理課	097-544-4167
-------------------------------	--------------

番匠川水系

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 河川管理課	0972-22-1880
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

大分県 土木建築部 河川課	097-506-4593
---------------	--------------

宮崎県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
-----------------------	--------------

五ヶ瀬川水系

国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所 河川管理課	0982-31-1155
-------------------------------	--------------

川内川水系

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 管理課	0996-22-3271
----------------------------	--------------

小丸川水系、大淀川水系

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 占用調整課	0985-24-8221
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

宮崎県 県土整備部 河川課	0985-26-7184
---------------	--------------

鹿児島県

一級水系(一級河川大臣管理区間)の相談窓口

県内の一級水系(一級河川大臣管理区間)について

国土交通省 九州地方整備局 河川部 水政課	092-471-6331
-----------------------	--------------

川内川水系

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 管理課	0996-22-3271
----------------------------	--------------

肝属川水系

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 河川管理課	0994-65-2541
-------------------------------	--------------

一級水系(一級河川指定区間)、二級水系の相談窓口

鹿児島県 土木部 河川課	099-286-3590
--------------	--------------

沖縄県

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課	098-866-1908
-------------------------	--------------

沖縄県 土木建築部 河川課	098-866-2404
---------------	--------------



新曾木発電所（鹿児島県伊佐市）



赤野溝発電所（熊本県球磨郡湯前町）



高原町小水力発電所



朝穂堰浅尾発電所（山梨県北杜市明野町）